

ヒグマの人里への出没対策等に関する実態調査

結果報告書（資料編）

令和3年3月

北海道管区行政評価局

目 次

資料 1	ヒグマの捕獲数及び被害状況の推移	1
資料 2	関係法令等	2
資料 3	市町村調査票（様式）	11
資料 4	市町村調査票取りまとめ結果	28
資料 5	市町村調査票の 2 次集計結果	59
	・ 総合振興局・振興局別のヒグマ対策の実施状況等	59
	・ 地域個体群別のヒグマ対策の実施状況等	65
資料 6	北海道から聴取した意見	72
資料 7	事例集	73
	＜出沒予防のための取組＞	
	・ No. 1 オオカミ型 LED 獣害撃退装置の設置による追い払い（滝川市）	74
	・ No. 2 動物駆逐用煙火の使用による予防的な追い払い（七飯町）	75
	＜出沒時における町民への効率的な情報提供＞	
	・ No. 3 町民へのヒグマ出沒情報等の配信サービス（標茶町）	77
	＜狩猟者の育成・支援の取組＞	
	・ No. 4 技術向上等を目的とした射撃研修会及びわな設置講習会（七飯町）	78
	・ No. 5 狩猟免許の取得を促進するための出前教室（標茶町）	80
	＜ヒグマの動向等を把握するための調査の取組＞	
	・ No. 6 自動撮影カメラ、ヘア・トラップ及び DNA 分析による個体識別（札幌市）	82
	・ No. 7 自動撮影カメラ及び DNA 分析による個体識別（標茶町）	84
	・ No. 8 自動撮影カメラ及びドローンの活用による生息状況調査（洞爺湖町）	85
	・ No. 9 ドローンを活用した被害状況の調査及び現地調査（七飯町）	87

<広域的な連携に係る取組>

- ・ No. 10 隣接市町とのヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定（旭川市（東神楽町、比布町））…………… 88
- ・ No. 11 振興局管内を越えた町村間の連携による狩猟者の育成（鶴居村（標津町））…………… 90

<住民やボランティアによるヒグマ対策の取組>

- ・ No. 12 NPO法人等と所有者とのマッチングによる放棄された果樹の伐採（札幌市）…………… 93

<実施体制の確保に関する取組>

- ・ No. 13 野生鳥獣専門員の配置（占冠村）…………… 94
- ・ No. 14 大学との積極的な交流（洞爺湖町）…………… 99

<独自の計画等の作成>

- ・ No. 15 ヒグマ対策に関する基本計画（札幌市）…………… 100
- ・ No. 16 ヒグマ出没に係る対応方針（旭川市）…………… 102
- ・ No. 17 ヒグマ出没時の対応マニュアル（下川町）…………… 105

資料1 ヒグマの捕獲数及び被害状況の推移

令和2年12月15日現在

年度	捕獲頭数			人身被害(人)								家畜被害 (頭)	農業被害 (百万円)	
	狩猟	許可捕獲等	計	死亡			負傷			計				
				山菜又はキノコ採り	狩猟者		山菜又はキノコ採り	狩猟者		山菜又はキノコ採り	狩猟者			
S37	458	410	868	3	(0)	(3)	4	(0)	(1)	7	(0)	(4)	749	15
S38	121	260	381	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	(0)	(0)	317	8
S39	411	383	794	5	(0)	(2)	3	(0)	(2)	8	(0)	(4)	590	19
S40	157	354	511	3	(0)	(2)	4	(0)	(2)	7	(0)	(4)	962	24
S41	194	325	519	0	(0)	(0)	2	(0)	(1)	2	(0)	(1)	347	5
S42	160	319	479	1	(0)	(0)	1	(0)	(1)	2	(0)	(1)	227	4
S43	137	357	494	2	(0)	(1)	1	(0)	(1)	3	(0)	(2)	171	5
S44	179	344	523	2	(1)	(0)	0	(0)	(0)	2	(1)	(0)	107	5
S45	138	500	638	4	(0)	(1)	1	(0)	(0)	5	(0)	(1)	89	8
S46	184	451	635	1	(0)	(1)	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	93	21
S47	136	225	361	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	49	18
S48	112	351	463	2	(1)	(0)	1	(0)	(1)	3	(1)	(1)	19	19
S49	196	453	649	1	(0)	(1)	2	(0)	(2)	3	(0)	(3)	61	33
S50	123	265	388	0	(0)	(0)	2	(0)	(0)	2	(0)	(0)	21	28
S51	109	255	364	3	(2)	(0)	4	(2)	(0)	7	(4)	(0)	7	23
S52	74	335	409	2	(1)	(0)	1	(0)	(0)	3	(1)	(0)	25	33
S53	84	312	396	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	12	26
S54	142	295	437	1	(1)	(0)	3	(0)	(1)	4	(1)	(1)	39	31
S55	128	280	408	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	14	33
S56	103	267	370	0	(0)	(0)	2	(1)	(1)	2	(1)	(1)	13	43
S57	155	264	419	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	9	40
S58	167	231	398	0	(0)	(0)	3	(1)	(0)	3	(1)	(0)	7	62
S59	89	226	315	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	52
S60	97	180	277	1	(0)	(1)	1	(0)	(0)	2	(0)	(1)	15	39
S61	156	289	445	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	16	56
S62	78	139	217	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	5	65
S63	146	143	289	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	4	60
H1	76	108	184	0	(0)	(0)	3	(0)	(2)	3	(0)	(2)	3	58
H2	132	89	221	2	(1)	(0)	1	(0)	(1)	3	(1)	(1)	12	69
H3	173	94	267	0	(0)	(0)	1	(1)	(0)	1	(1)	(0)	5	80
H4	98	124	222	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	5	69
H5	118	169	287	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	14	93
H6	72	105	177	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	85
H7	111	122	233	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	9	96
H8	126	210	336	0	(0)	(0)	1	(1)	(0)	1	(1)	(0)	9	94
H9	94	112	206	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	9	105
H10	141	158	299	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	9	105
H11	132	207	339	1	(0)	(0)	5	(3)	(2)	6	(3)	(2)	2	88
H12	119	184	303	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	2	(0)	(2)	2	78
H13	154	310	464	3	(2)	(1)	1	(1)	(0)	4	(3)	(1)	10	124
H14	109	189	298	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	40	109
H15	95	306	401	0	(0)	(0)	1	(0)	(1)	1	(0)	(1)	17	102
H16	55	299	354	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	14	134
H17	140	447	587	1	(1)	(0)	2	(0)	(2)	3	(1)	(2)	13	156
H18	91	339	430	3	(1)	(2)	2	(2)	(0)	5	(3)	(2)	2	143
H19	61	375	436	0	(0)	(0)	3	(1)	(2)	3	(1)	(2)	4	138
H20	61	365	426	3	(1)	(1)	0	(0)	(0)	3	(1)	(1)	2	143
H21	82	567	649	0	(0)	(0)	2	(0)	(1)	2	(0)	(1)	24	170
H22	68	493	561	2	(2)	(0)	1	(0)	(1)	3	(2)	(1)	3	190
H23	138	688	826	1	(1)	(0)	2	(0)	(2)	3	(1)	(2)	5	160
H24	77	622	699	0	(0)	(0)	2	(0)	(2)	2	(0)	(2)	4	116
H25	51	581	632	1	(1)	(0)	3	(2)	(1)	4	(3)	(1)	0	93
H26	81	596	677	1	(0)	(0)	4	(2)	(0)	5	(2)	(0)	1	128
H27	78	660	738	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	(0)	(0)	0	169
H28	70	615	685	0	(0)	(0)	1	(0)	(0)	1	(0)	(0)	2	185
H29	70	781	851	1	(1)	(0)	3	(1)	(1)	4	(2)	(1)	0	198
H30	39	879	918	0	(0)	(0)	3	(3)	(0)	3	(3)	(0)	4	228
R1	31	791	822	0	(0)	(0)	3	(0)	(1)	3	(0)	(1)	28	223
R2				0	(0)	(0)	2	(1)	(1)	2	(1)	(1)		

(注) 1 道の資料による。

2 上記捕獲数は、年度によって「鳥獣関係統計(北海道版)」の公表後に修正する必要があるため、同統計の捕獲数と一致しない。

資料 2 関係法令等

資料 2-① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

<抜粋>

（目的）

第一条 この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において鳥獣について「保護」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することをいう。

3 この法律において鳥獣について「管理」とは、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

4 この法律において「希少鳥獣」とは、国際的又は全国的に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣をいう。

5 この法律において「指定管理鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして環境省令で定めるものをいう。

6 （略）

7 この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

8～10 （略）

（基本指針）

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護管理事業計画の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

三 希少鳥獣の保護に関する事項

四 指定管理鳥獣の管理に関する事項

五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産

大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に則して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

二・三 (略)

四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項

五 (略)

六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合には、その作成に関する事項

七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合には、その作成に関する事項

八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3～5 (略)

(第一種特定鳥獣保護計画)

第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第一種特定鳥獣」という。）の保護に関する計画（以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2 第一種特定鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一種特定鳥獣の種類

二 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間

三 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域

四 第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目標

五 (略)

3 (略)

4 第一種特定鳥獣保護計画は、鳥獣保護管理事業計画に適合したものでなければならない。

5 (略)

6 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとする場合において、第二項第三号に規定する区域内に第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区があるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

7・8 (略)

(第二種特定鳥獣管理計画)

第七条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の

生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第二種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができる。

2 第二種特定鳥獣管理計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第二種特定鳥獣の種類

二 第二種特定鳥獣管理計画の計画期間

三 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

四 第二種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第二種特定鳥獣の管理の目標

五 第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣であり、かつ、都道府県又は国の機関が当該指定管理鳥獣の捕獲等をする事業を実施する場合においては、当該事業（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業」という。）の実施に関する事項

六 （略）

3 第四条第四項及び第五項並びに前条第三項から第七項までの規定は、第二種特定鳥獣管理計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、「第一種特定鳥獣の保護」とあるのは「第二種特定鳥獣の管理」と、同条第六項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と読み替えるものとする。

（希少鳥獣保護計画）

第七条の三 環境大臣は、希少鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該希少鳥獣の保護に関する計画（以下「希少鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2 希少鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 希少鳥獣の種類

二 希少鳥獣保護計画の計画期間

三 希少鳥獣の保護が行われるべき区域

四 希少鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他希少鳥獣の保護の目標

五 （略）

3～5 （略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。

二 第十一条第一項の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

三 第十三条第一項の規定により同項に規定する鳥獣又は鳥類の卵の捕獲等又は採取等をするとき。

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二・三 （略）

2～14 (略)

(狩猟鳥獣の捕獲等)

第十一条 次に掲げる場合には、第九条第一項の規定にかかわらず、第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区、第三十四条第一項に規定する休猟区(略)その他生態系の保護又は住民の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の区域(以下「狩猟可能区域」という。)において、狩猟期間(略)内に限り、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けないで、狩猟鳥獣(略)の捕獲等をすることができる。

一 次条、第十四条、第十五条から第十七条まで及び次章第一節から第三節までの規定に従って狩猟をするとき

二 (略)

2・3 (略)

(指定管理鳥獣捕獲等事業)

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(以下この条において「実施計画」という。)を定めるものとする。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定管理鳥獣の種類

二 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

三 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

四 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

五 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容(後略)

六～八 (略)

3～9 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料 2-② 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号) <抜粋>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号)の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)の全部を改正する省令を次のように定める。

(希少鳥獣)

第一条の二 法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一に掲げる鳥獣とする。

* 別表第一にヒグマは掲げられていない。

(指定管理鳥獣)

第一条の三 法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ(スス・スクロファ)及びニホンジカ(ケルヴス・ニポン)とする。

(狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第七項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

(権限の委任)

第八十条 法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。(後略)

一 法第七条第六号(法第七条の二第三項及び法第十四条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する権限(後略)

別表第二 狩猟鳥獣(第三条関係)

科目	種名
(略)	
くま科	ヒグマ(ウルスス・アルクトス) ツキノワグマ(ウルスス・ティベタヌス)
(略)	

(注) 1 下線は当局が付した。
2 *は当局が記載した。

資料 2-③ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

<抜粋>

(目的)

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)であって、政令で定めるものをいう。

5~7 (略)

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」という。)をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～七 (略)

八 希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であつて環境省令で定める場合

九 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

2 環境大臣は、前項第八号又は九号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

資料2-④ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号) ＜抜粋＞

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項、第六条第二項第三号、第十五条第一項、第二十条第一項、第二十九条第一項、第五十条第一項並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

(国内希少野生動植物種等)

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3・4 (略)

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第八条関係）

表一 (略)

表二

項	種名	適用日
(略)		
<u>5</u>	<u>Ursus arctos (ヒグマ)</u>	<u>昭和 55 年 11 月 4 日</u>
(略)		

(注) 下線は当局が付した。

資料2-⑤ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）＜抜粋＞

(目的)

第一条 この法律は、農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることに鑑み、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成並びにこれに基づく対象鳥獣の捕獲等の許可に係る特例、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獣被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置について定めることにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(地方公共団体の役割)

第二条の二 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第四条第一項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策をいう。以下同じ。）の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第三条 農林水産大臣は、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 被害防止施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する被害防止計画に関する事項
- 三 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項

3 基本指針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第三条第一項に規定する基本指針と整合性のとれたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣と協議するものとする。

5 農林水産大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(被害防止計画)

第四条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指針に則して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって被害防止計画の対象とするもの（以下「対象鳥獣」という。）の種類
- 三 被害防止計画の期間
- 四 対象鳥獣の捕獲等（農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣の捕獲等（鳥獣保護管理法第二条第七項に規定する捕獲等をいう。以下同じ。）又は対象鳥獣である鳥類の卵の採取等（鳥獣保護管理法第八条に規定する採取等をいう。）をいう。以下同じ。）に関する事項
- 五 対象鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項
- 六 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場

合の対処に関する事項

七・八 (略)

九 被害防止施策の実施体制に関する事項

十 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

3 (略)

4 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、第二項第九号の事項に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を記載しなければならない。

5 被害防止計画は、鳥獣保護管理事業計画（鳥獣保護管理法第四条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画をいう。以下同じ。）（第一種特定鳥獣保護計画（鳥獣保護管理法第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画をいう。以下同じ。）又は第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣保護管理法第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画をいう。以下同じ。）が定められている都道府県の区域内の市町村の被害防止計画にあつては、鳥獣保護管理事業計画及び第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画）と整合性のとれたものでなければならない。

6～12 (略)

(協議会)

第四条の二 市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(市町村に対する援助)

第五条 都道府県知事は、市町村に対し、被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第八条 国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(鳥獣被害対策実施隊の設置等)

第九条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 鳥獣被害対策実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

3 前項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 市町村長が市町村の職員のうちから指名する者

二 被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者（主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者にあつては、これを適正かつ効果的に行うことができる者に限る。）のうちから、市町村長が任命する者

4 第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲

等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。

5 第三項第二号に掲げる鳥獣被害対策実施隊員は、非常勤とする。

6～8 (略)

(注) 下線は当局が付した。

ヒグマの人里への出没対策等に関する実態調査
市町村調査票 記載要領



■ 調査票の扱いについて

ご回答いただいた調査票は、本調査の目的以外には一切使用いたしません。

■ 調査事項

伺いたい事項は、①ヒグマの出没・被害等の発生状況、②ヒグマ対策の実施状況や課題等、③ヒグマ対策の実施体制、④ヒグマ対策に関する計画等の策定状況等、⑤ヒグマ対策についてのご意見・ご要望などです。

■ ご留意いただきたい点

- ① 令和2年4月1日現在の状況についてご記載ください。
- ② 過去5年間とは、平成27年度（2015年度）から平成31（令和元）年度（2019年度）までを指します。
- ③ 選択肢を設けている質問については、当てはまるものにチェックしてください。

■ 提出期限

令和2年11月18日（水曜日）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

また、貴市町村で、被害防止計画のほかに**ヒグマ対策を実施するための独自の計画・方針等を定めている場合**、当該計画・方針等を併せてご提出ください（質問9-1関係）。

■ 調査結果の公表について

- ① 調査結果の公表に当たっては、本調査票の回答結果を取りまとめ、整理するとともに、先進的、特徴的な取組事例を紹介することを予定しております。
- ② この事例紹介については個別の市町村名を公表する予定ですが、それ以外は個別の市町村名を公表することはありません。
- ③ 事例紹介に当たって、調査票の提出後に詳しい内容を伺い、公表の可否を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■ 用語の説明

本調査における用語の意味は、以下のとおりです。

① 人里

市街地及び農耕地を指します。

② 鳥獣保護管理法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）を指します。

③ 被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第1項の規定に基づき市町村が定める「鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画」を指します。

④ 国の出先機関

ヒグマが生息する国有林や国立公園等を含む森林地帯、ヒグマが移動経路として通っている河畔や道路を管理する北海道森林管理局、北海道開発局、北海道地方環境事務所を指します。

⑤ **地域協議会**

北海道ヒグマ管理計画に基づき総合振興局・振興局管内の区域を単位として設置され、地元関係機関がヒグマ対策等に関する打合せを行う会議を指します。

⑥ **地域対策協議会**

北海道ヒグマ管理計画に基づき、地域協議会よりも規模が小さく、数市町村程度の区域を単位として設置され、地域の実情やヒグマの生息状況等の情報を共有、連絡調整等する会議を指します。

ご不明な点などがございましたら、下記の間合せ先までご照会ください。

【お問合せ先】

北海道管区行政評価局評価監視部 第二評価監視官室 担当：楠 高橋 松山 林 電話：011-709-2311（内線 3147） FAX：011-709-1843 E-mail：hkd21@soumu.go.jp
--

* 現在、当局が行っている調査の実施状況については、ホームページからもご確認いただけます。
URL <https://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>

ヒグマの人里への出没対策等に関する実態調査 市町村調査票

1 ヒグマの出没状況について伺います。

質問1-1 過去5年間の傾向として、貴市町村管内の人里でヒグマの出没は増えていますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①増えている ②減っている ③変わらない ④分からない ⑤出没していない

2 ヒグマによる被害の状況について伺います。

質問2-1 過去5年間において、貴市町村管内でヒグマによる被害は発生していますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①発生している ②発生していない ⇒ 質問2-3にお進みください

質問2-2 過去5年間の傾向として、ヒグマによる被害は増えていますか。発生している被害の種類として当てはまるものを**全て選択**し、被害状況について当てはまるものを**一つ選択**してください。

被害の種類	被害状況
<input type="checkbox"/> ①人身被害	<input type="checkbox"/> ①増えている <input type="checkbox"/> ②減っている <input type="checkbox"/> ③変わらない <input type="checkbox"/> ④分からない
<input type="checkbox"/> ②家畜被害	<input type="checkbox"/> ①増えている <input type="checkbox"/> ②減っている <input type="checkbox"/> ③変わらない <input type="checkbox"/> ④分からない
<input type="checkbox"/> ③農業被害	<input type="checkbox"/> ①増えている <input type="checkbox"/> ②減っている <input type="checkbox"/> ③変わらない <input type="checkbox"/> ④分からない
<input type="checkbox"/> ④その他（物的被害等）	<input type="checkbox"/> ①増えている <input type="checkbox"/> ②減っている <input type="checkbox"/> ③変わらない <input type="checkbox"/> ④分からない

質問2-3 過去5年間の傾向として、ヒグマの出没や被害の発生に関する住民からの相談等（目撃情報を除く。）は増えていますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①増えている ②減っている ③変わらない
④分からない ⑤相談が寄せられたことがない

3 ヒグマの出没や被害の発生をどのように受け止めているかについて伺います。

質問3-1 ヒグマの出没や被害の発生について、どの程度脅威を感じていますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①とても脅威を感じている ②どちらかといえば脅威を感じている
③あまり脅威を感じていない ④全く脅威を感じていない

質問3-2 管内におけるヒグマの出没原因について、どのように認識していますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①ヒグマ個体数の増加 ②人口減少によるヒグマの移動経路となる耕作放棄地などの増加
③規格外農作物や生ごみなどの不十分な管理
④その他（下の回答欄に具体的にご記載ください） ⑤分からない

「④その他」の原因（自由記載）

4 北海道ヒグマ管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画）に基づくヒグマ対策の実施状況について伺います。

質問4-1 平時において、次の対策を実施していますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄	対策	実施状況
	① ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導	<input type="checkbox"/>
	② ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信	<input type="checkbox"/>
	③ 管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断	<input type="checkbox"/>
	④ 農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進	<input type="checkbox"/>
	⑤ 農地と森林の境界の刈払いの実施	<input type="checkbox"/>

選択肢

- i 実施している
- ii 現在は実施していないが、実施の必要性を感じている
- iii 必要性を感じておらず、実施していない

質問4-2 ヒグマの出没時において、次の対策を実施していますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。
 (*「対策」欄の③の「オ その他」に該当する対策がある場合は、枠内に対策名をご記載ください。また、3つ以上対策がある場合は、重視している上位2つの対策名をご記載ください。)

回答欄		実施状況
対策		
① 通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知		<input type="checkbox"/>
② 有害性の段階判断		<input type="checkbox"/>
③ 捕獲以外の被害防止措置の実施		<input type="checkbox"/>
ア 屋外施設等の利用制限		<input type="checkbox"/>
イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止		<input type="checkbox"/>
ウ 追い払い		<input type="checkbox"/>
エ 誘引物除去		<input type="checkbox"/>
オ その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）		<input type="checkbox"/>
<1>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
<2>	<input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
④ 問題個体を特定した捕獲		<input type="checkbox"/>

選択肢
i 実施している
ii 現在は実施していないが、実施の必要性を感じている
iii 必要性を感じておらず、実施していない

5 ヒグマ対策の効果について伺います。

質問4-1又は4-2で「i 実施している」を選択した対策についてご回答ください。

質問5-1 平時の対策は、ヒグマの人里への出没を未然に防止できていますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄		効果
対策		
① ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導		<input type="checkbox"/>
② ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信		<input type="checkbox"/>
③ 管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断		<input type="checkbox"/>
④ 農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進		<input type="checkbox"/>
⑤ 農地と森林の境界の刈払いの実施		<input type="checkbox"/>

選択肢
i 確実に防止できている
ii ある程度防止できている
iii あまり防止できていない
iv 防止できていない
v 分からない

質問5-2 ヒグマ出没時の対策は、被害の発生（人身被害や農業被害等）を防止できていますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄	
対策	効果
① 通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知	<input type="checkbox"/>
② 有害性の段階判断	<input type="checkbox"/>
③ 捕獲以外の被害防止措置の実施	
ア 屋外施設等の利用制限	<input type="checkbox"/>
イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止	<input type="checkbox"/>
ウ 追い払い	<input type="checkbox"/>
エ 誘引物除去	<input type="checkbox"/>
オ 質問4-2③オ その他〈1〉で回答した対策	<input type="checkbox"/>
オ 質問4-2③オ その他〈2〉で回答した対策	<input type="checkbox"/>
④ 問題個体を特定した捕獲	<input type="checkbox"/>

選択肢
<ul style="list-style-type: none"> i 確実に防止できている ii ある程度防止できている iii あまり防止できていない iv 防止できていない v 分からない

6 ヒグマ対策を実施するに当たっての課題について伺います。

質問4-1又は4-2で「i 実施している」を選択した場合のほか、「ii 現在は実施していないが、実施の必要性を感じている」を選択した場合も、「今後実施する場合に予想される課題」についてご回答ください。

質問6-1 平時の対策について最も大きな課題は何ですか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄		課題	「viii その他」の内容（自由記載）
	対策		
①	ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導		
②	ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信		
③	管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断		
④	農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進		
⑤	農地と森林の境界の刈払いの実施		

選択肢

- i 市町村のマnpワ-
- ii 専門的な知見や専門家の支援
- iii 住民等、地域のマnpワ-や協力
- iv 広域的な連携
- v 予算
- vi 北海道の支援
- vii 国の出先機関（北海道森林管理局、北海道開発局、北海道地方環境事務所）の支援や対応
- viii その他（上の回答欄に具体的にご記載ください）

質問6-2

ヒグマ出没時の対策について最も大きな課題は何ですか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄		課題	「ix その他」の内容（自由記載）
①	通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知		
②	有害性の段階判断		
③	捕獲以外の被害防止措置の実施		
	ア 屋外施設等の利用制限		
	イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止		
	ウ 追い払い		
	エ 誘引物除去		
	オ 質問4-2③オ その他〈1〉で回答した対策		
	質問4-2③オ その他〈2〉で回答した対策		
④	問題個体を特定した捕獲		

選択肢

- i 捕獲の担い手の確保
- ii 市町村のマンパワー
- iii 専門的な知見や専門家の支援
- iv 住民等、地域のマンパワーや協力
- v 広域的な連携
- vi 予算
- vii 北海道の支援
- viii 国の出先機関（北海道森林管理局、北海道開発局、北海道地方環境事務所）の支援や対応
- ix その他（上の回答欄に具体的にご記載ください）

7 ヒグマ対策に関連した市町村独自の取組について伺います。

質問7-1 ヒグマ対策に関連した独自の取組として、狩猟者の育成・支援やヒグマの動向等を把握するための調査、他の市町村との広域的な連携、住民やボランティアの参画などの例がありますが、貴市町村ではこうした取組を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

- ①狩猟者の育成・支援 ⇒ 質問7-2にお進みください
- ②ヒグマの動向等を把握するための調査 ⇒ 質問7-3にお進みください
- ③広域的な連携 ⇒ 質問7-4にお進みください
- ④住民やボランティアの参画 ⇒ 質問7-5にお進みください
- ⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください） ⇒ 質問7-6にお進みください
- ⑥特に実施していない ⇒ 質問8-1にお進みください

「⑤その他」の取組（自由記載）

質問7-2 質問7-1で「①狩猟者の育成・支援」を選択した市町村に伺います。

(1) 狩猟者の育成・支援のためにどのような取組を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

- ①狩猟免許取得費の補助
- ②鉄砲等所持認可申請費の補助
- ③各種講習会参加費の補助
- ④報奨金の支給
- ⑤狩猟免許更新費用の補助
- ⑥鉄砲等取得費や維持管理費の補助
- ⑦狩猟保険料の補助
- ⑧その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「⑧その他」の取組（自由記載）

(2) 狩猟者の育成・支援を行うに当たっての課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

狩猟者の育成・支援を行うに当たっての課題（自由記載）

質問7-3 質問7-1で「②ヒグマの動向等を把握するための調査」を選択した市町村に伺います。

(1) どのような調査を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

- ①出沒時の現地調査
- ②平時に行う侵入の防止又は抑制のための調査（誘引物等の有無の把握等）
- ③自動撮影カメラによる個体特定やDNA分析等を含む科学的な生息状況調査
- ④その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「④その他」の調査（自由記載）

(2) 調査を実施するに当たって、関係機関等と連携していますか。連携先として当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①猟友会（狩猟者）
- ②研究機関又は研究者
- ③企業・団体
- ④他の市町村
- ⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）
- ⑥連携していない

「⑤その他」の機関等（自由記載）

(3) 調査を実施するに当たっての課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

調査を実施するに当たっての課題（自由記載）

質問7-4 質問7-1で「③広域的な連携」を選択した市町村に伺います。

(1) どのような取組について広域的な連携を実施していますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①捕獲等の実施
- ②平時における出沒の防止又は抑制策（誘引物の適正処理についての普及啓発、緩衝帯の整備等）
- ③生息状況等の調査
- ④ヒグマに関する情報交換、情報共有
- ⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「⑤その他」の取組（自由記載）

(2) 他の市町村と連携している場合、連携先はどのような市町村ですか。質問7-4(1)で選択した取組ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄		
取組	連携先	「v その他」の連携先（自由記載）
① 捕獲等の実施		
② 平時における出没の防止又は抑制策		
③ 生息状況等の調査		
④ ヒグマに関する情報交換、情報共有		
⑤ 質問7-4(1)で回答したその他の取組		

選択肢

- i 北海道ヒグマ管理計画に基づく総合振興局・振興局単位の地域協議会を構成する市町村
- ii 北海道ヒグマ管理計画に基づく数市町村を単位とする地域対策協議会を構成する市町村
- iii 同一総合振興局・振興局管内の市町村（i、iiの協議会以外）
- iv 異なる総合振興局・振興局管内の市町村（i、iiの協議会以外）
- v その他（上の回答欄に具体的にご記載ください）

(3) 広域的な連携を実施するに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

広域的な連携を実施するに当たっての課題（自由記載）

質問7-5 質問7-1で「④住民やボランティアの参画」を選択した市町村に伺います。

(1) 住民やボランティアは、どのようなヒグマ対策に参加していますか。参加している対策を**全て選択**してください。

- ①誘引物の適正処理についての普及啓発
- ②刈払い等による緩衝帯の整備
- ③他の住民に対する普及啓発活動
- ④その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「④その他」の対策（自由記載）

(2) どのような方がヒグマ対策に参加していますか。参加している主体を**全て選択**してください。

- ①自治会等の住民組織 ②NPO法人等 ③企業・団体 ④個人
⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「⑤その他」の参加者（自由記載）

(3) 住民やボランティアは、どのような経緯でヒグマ対策に参加しましたか。当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①行政による働きかけ ②住民等の自主的な取組
③その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「③その他」の経緯（自由記載）

(4) 住民やボランティアがヒグマ対策に参加することに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

住民やボランティアがヒグマ対策に参加することについての課題（自由記載）

質問7-6 質問7-1で「⑤その他」を選択した市町村に伺います。取組を実施するに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

取組を実施するに当たっての課題（自由記載）

8 貴市町村におけるヒグマ対策の体制について伺います。

質問8-1 貴市町村でヒグマ対策を主として担当している部署はどこですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①農林水産担当 ②環境担当 ③住民窓口担当 ④危機管理担当
⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）
⑥特に決まっていない ⇒ 質問8-6にお進みください

「⑤その他」の部署（自由記載）

質問8-2 質問8-1で選択された部署の中で、ヒグマ対策を担当する職員は何人ですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。（* 兼務者を含みます。）

- ①1人 ②2人 ③3人以上

質問8-3 現在、担当されている職員の平均在任期間は何年ですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①1年未満 ②1年以上3年未満 ③3年以上5年未満 ④5年以上

質問8-4 貴市町村において、現在、担当されている職員の中に鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員はいますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会（初級編又は上級編）、農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修（座学研修（一連のすべての講座を含む）又はフィールド実習研修）又は林野庁が主催する森林保護管理（獣害）研修を受講（修了）しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者
- ②大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位（博士、修士、学士）を有する者（※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者）
- ③上記と同等の専門的知見を有すると考えられる者（例えば、鳥獣管理士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者等）（当該専門的知見の内容を下の回答欄に具体的にご記載ください）
- ④専門的知見を有する職員はいない

「上記①又は②と同等と考えられる専門的知見の内容」（自由記載）

質問8-5 ヒグマ対策を担当する職員を育成する機会として、どのようなものがありますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

- ①農林水産省・環境省が主催する鳥獣保護管理に関する研修会等の受講
- ②北海道や猟友会など他機関等が開催するヒグマ関連の研修等の受講
- ③担当配属後における大学や民間団体等での鳥獣保護管理に関するカリキュラム等の受講
- ④他の市町村や関係機関、研究者等との情報交換
- ⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）
- ⑥育成する機会がない

「⑤その他」の機会（自由記載）

質問8-6 貴市町村におけるヒグマ対策の体制について、最も大きな課題と考えられるものは何ですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①職員数が不足していること ②専門的な知見や育成の機会が不足していること
③職員の在任期間が短いこと ④優先する施策が他にあること
⑤その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）

「⑤その他」の課題（自由記載）

質問8-7 質問8-6で選択した課題により、どのような影響が出ていますか。下の回答欄に具体的にご記載ください。

課題により出ている影響（自由記載）

9 ヒグマ対策に関する計画等について伺います。

質問9-1 貴市町村では、ヒグマ対策を実施するに当たり、何らかの計画・方針等を定めていますか。当てはまるものを**全て選択**してください。（※②、③又は④を選択した場合、本調査票提出時に当該計画・方針等を併せてご提出ください。）

- ①被害防止計画 ⇒ 質問9-3にお進みください
②北海道ヒグマ管理計画の地域計画
③市町村独自の問題意識に基づく計画・方針等
④その他（下の回答欄に具体的にご記載ください）
⑤特に定めていない ⇒ 質問9-3にお進みください

「④その他」の計画・方針等（自由記載）

質問9-2 質問9-1で②、③又は④を選択した市町村に伺います。計画を定めることとなった主な理由は何ですか。下の回答欄に具体的にご記載ください。

計画を定めることとなった主な理由（自由記載）

質問9-3 貴市町村では、ヒグマ対策を実施するに当たり、北海道ヒグマ管理計画を意識していますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

- ①意識している ②どちらかといえば意識している
③あまり意識していない ④意識していない

質問9-4 北海道ヒグマ管理計画に関するご意見があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

北海道ヒグマ管理計画に関するご意見（自由記載）

10 ヒグマ対策に関して、国の出先機関や北海道に対する連携や支援の要請状況について伺います。

質問10-1 ヒグマ対策に関して、これまでに国の出先機関や北海道に対し連携や支援の要請を行ったことがありますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

①要請を行ったことがある ②要請を行ったことがない ⇒ 質問10-4にお進みください

質問10-2 質問10-1で「①要請を行ったことがある」を選択した市町村に伺います。連携や支援の要請を行った機関を全て選択し、要請の内容を下の回答欄に具体的にご記載ください。また、各機関の対応について当てはまるものを、以下の「選択肢」から**一つ選択**してください。

回答欄		
要請を行った機関	連携や支援の要請の内容（自由記載）	対応
<input type="checkbox"/> ①北海道		
<input type="checkbox"/> ②北海道森林管理局		
<input type="checkbox"/> ③北海道開発局		
<input type="checkbox"/> ④北海道地方環境事務所		
<input type="checkbox"/> ⑤その他の国の出先機関 機関名 <input style="width: 100px; height: 20px;" type="text"/>		

選択肢

- i 十分であった
- ii どちらかといえば十分であった
- iii どちらともいえない
- iv どちらかといえば十分でなかった
- v 十分でなかった

質問10-3 質問10-2で、連携や支援の要請を行った機関の対応について「iv どちらかといえば十分ではなかった」又は「v 十分ではなかった」を選択した市町村に伺います。その理由について、下の回答欄に具体的にご記載ください。

回答欄	
要請を行った機関	「iv どちらかといえば十分ではなかった」または「v 十分ではなかった」を選択した理由（自由記載）
①北海道	
②北海道森林管理局	
③北海道開発局	
④北海道地方環境事務所	
⑤質問10-2⑤で回答した国の出先機関	

質問10-4 ヒグマ対策について、国の出先機関や北海道の連携や支援、対応等に関するご意見・ご要望があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

国の出先機関に対するご意見・ご要望（自由記載）
北海道に対するご意見・ご要望（自由記載）

11 ヒグマ対策についてのご意見・ご要望を伺います。

質問11 その他、ヒグマ対策全般についてのご意見・ご要望があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

「その他、ヒグマ対策全般」についてのご意見・ご要望（自由記載）

--

市町村名		
所属部・課・係		
担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

質問は以上です。

ご協力いただき、ありがとうございました。

資料4 市町村調査票取りまとめ結果

ヒグマの人里への出没対策等に関する実態調査 〈市町村調査票取りまとめ結果〉

〈市町村調査票について〉

対 象	道内179市町村
期 間	令和2年10月30日～11月18日
調査票の送付方法等	市町村のヒグマ対策担当者に調査票を郵送又はメールで送付。
返信方法	電子メール
回収数及び回収率	179市町村中 173市町村（96.6%）
基 準 日	令和2年4月1日

※市町村の回答は原文のまま記載しているが、一部市町村名が特定されるもの等については当局が加筆・修正を行っている。

※表中、選択肢の右の数字は回答した市町村数、その右は回答母数に対する割合を示す。

※図表中の「n」（number of case）は、各設問の回答市町村数を示す比率算出の基数である。複数選択可の設問では、全ての比率を合計すると100%を超える場合がある。

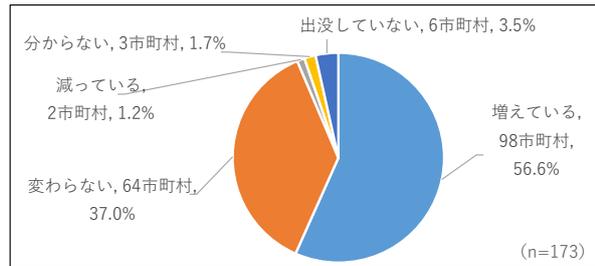
※比率は、少数点第2位を四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

1 ヒグマの出没状況について伺います。

質問1-1

過去5年間の傾向として、貴市町村管内の人里でヒグマの出没は増えていますか。当てはまるものを**一つ**選択してください。

過去5年間にけるヒグマの人里での出没状況			
1	増えている	98	56.6%
2	変わらない	64	37.0%
3	減っている	2	1.2%
4	分からない	3	1.7%
5	出していない	6	3.5%
合計		173	100%

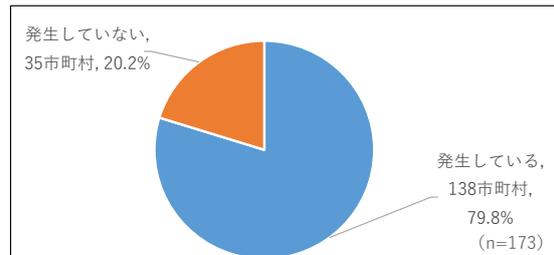


2 ヒグマによる被害の状況について伺います。

質問2-1

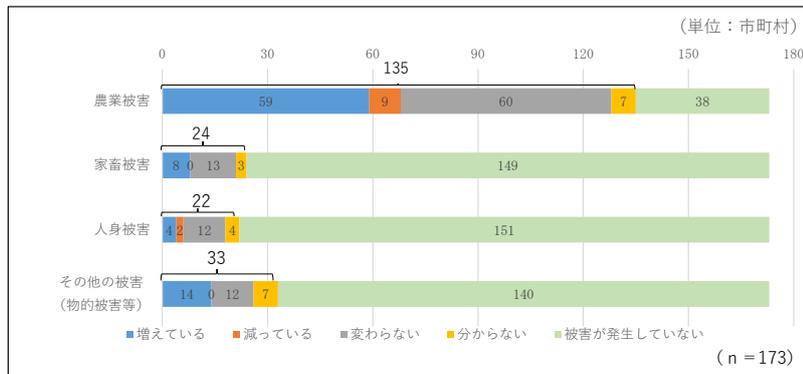
過去5年間に、貴市町村管内でヒグマによる被害は発生していますか。当てはまるものを**一つ**選択してください。

過去5年間にけるヒグマによる被害の発生状況			
1	発生している	138	79.8%
2	発生していない	35	20.2%
合計		173	100%



質問2-2

過去5年間の傾向として、ヒグマによる被害は増えていますか。発生している被害の種類として当てはまるものを**全て**選択し、被害状況について当てはまるものを**一つ**選択してください。

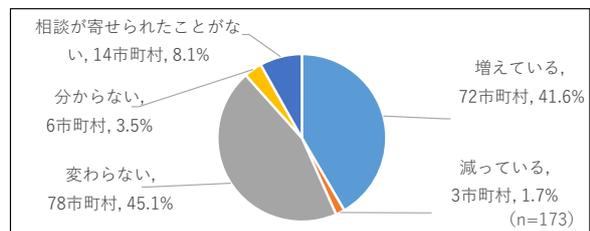


過去5年間にけるヒグマによる被害の発生状況	農業被害		家畜被害		人身被害		その他の被害 (物的被害等)	
	市町村数	回答割合	市町村数	回答割合	市町村数	回答割合	市町村数	回答割合
1 増えている	59	34.1%	8	4.6%	4	2.3%	14	8.1%
2 減っている	9	5.2%	0	0.0%	2	1.2%	0	0.0%
3 変わらない	60	34.7%	13	7.5%	12	6.9%	12	6.9%
4 分からない	7	4.0%	3	1.7%	4	2.3%	7	4.0%
5 被害が発生していない	38	22.0%	149	86.1%	151	87.3%	140	80.9%
合計	173	100%	173	100%	173	100%	173	100%

質問2-3

過去5年間の傾向として、ヒグマの出没や被害の発生に関する住民からの相談等（目撃情報を除く。）は増えていますか。当てはまるものを**一つ**選択してください。

過去5年間にけるヒグマに関する住民からの相談等の受理状況			
1	増えている	72	41.6%
2	減っている	3	1.7%
3	変わらない	78	45.1%
4	分からない	6	3.5%
5	相談が寄せられたことがない	14	8.1%
合計		173	100%

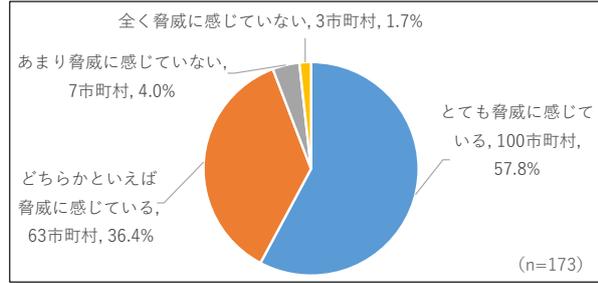


3 ヒグマの出没や被害の発生をどのように受け止めているかについて伺います。

質問3-1

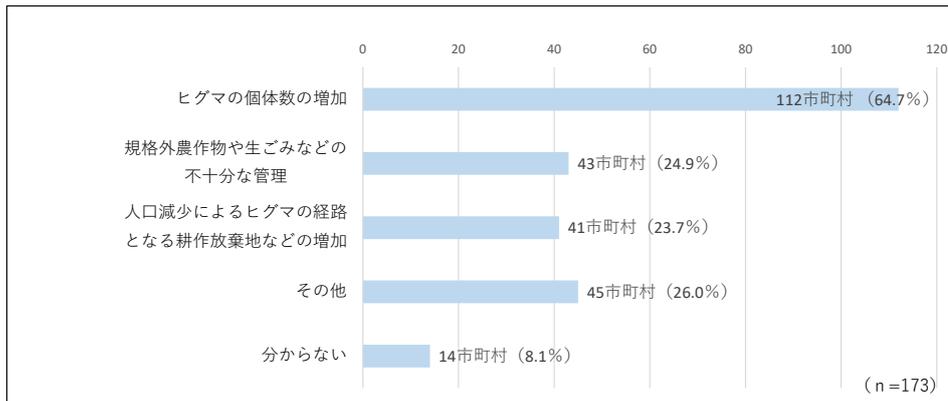
ヒグマの出没や被害の発生について、どの程度脅威を感じていますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

ヒグマの出没や被害の発生に対する認識			
1	とても脅威を感じている	100	57.8%
2	どちらかといえば脅威を感じている	63	36.4%
3	あまり脅威を感じていない	7	4.0%
4	全く脅威を感じていない	3	1.7%
合計		173	100%



質問3-2

管内におけるヒグマの出没原因について、どのように認識していますか。当てはまるものを**全て選択**してください。



No.	ヒグマの人里での出没原因として考えられるもの	市町村数	割合
1	ヒグマの個体数の増加	112	64.7%
2	規格外農作物や生ごみなどの不十分な管理	43	24.9%
3	人口減少によるヒグマの経路となる耕作放棄地などの増加	41	23.7%
4	その他	45	26.0%
5	分からない	14	8.1%
合計		255	

「その他」のうち、山林における餌（堅果類等）の不足を原因に挙げているもの 21

○ その他（自由記載）

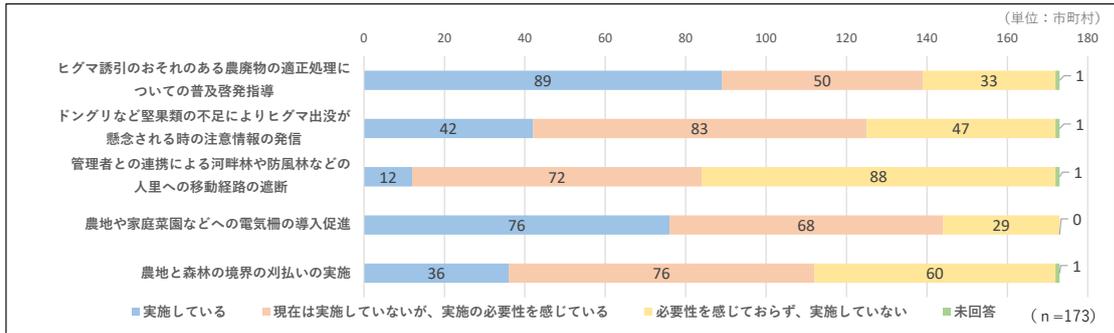
No.	ヒグマの出没原因（その他）
1	ヒグマのエサとなる堅果類の凶作により、エサを求めて人里へ下りてきていると考えられる
2	山中におけるヒグマの食料の減少
3	山中におけるドングリ等の餌の減少
4	山中の餌不足によるため
5	山林のどんぐりなど堅果類の不足
6	餌不足
7	山の木の実等の不作
8	森林の減少により、山での餌の確保が難しくなっている。
9	堅果類等の不作
10	堅果類の不作
11	ドングリ等堅果類の凶作
12	木の実の結実不良
13	餌不足による市街地出沒、家畜や農作物を狙う個体の増加
14	天候不順による木の実の不作や、畑作物の味を覚えてしまい人里に降りてくる頭数が増えている。
15	山にヒグマの食べ物が無くなってきているため
16	山林の時期的な餌不足による下山
17	ドングリなど堅果類、ヤマブドウ、コクワなどの不足による人里への出沒の増加
18	山中の餌の減少やデントコーン等ヒグマの好物となる作物の耕作地がヒグマ生息地と隣接している。
19	近年の異常気象により野山での食べ物が多く、畑のデントコーンやビートを食べに来ていると思われる
20	人工林が増加し、ドングリ等の食料が不足していること。圃場にビート等の食料が豊富にあること。
21	天然林の減少や、ミズナラ等の凶作

22	ドングリなどの豊作により妊娠個体の増加による出没の増加又は、個体数の増加
23	ビートやコーン類等の農作物を採食するため。
24	ヒグマの好むビート、デントコーンを栽培しているため。
25	春先の情報が多く、餌を求めているヒグマの移動経路になっている。
26	春熊駆除中止によりヒグマ生息域が人里へ接近し、人間や自動車への警戒感が極めて低いクマが発生している。
27	森林と市街地が隣接している（緩衝帯がない）ため　クマの生息地（通り道）を土地開発した経過
28	観光客等のマナー悪化によるゴミのポイ捨ての増加のため
29	当町の農業者については、熊が好む果樹等（桜桃、ブドウ、りんご、ブルーベリー）の作付けが多いため
30	生息域間の移動（通りグマ）の増加。道央圏から道南圏への移動経路にあたっている。
31	林地開発により作成した森林内にある耕作地において、ビートを生産しているため
32	H30の胆振東部地震による山林の崩壊も原因の1つと思われる。
33	生息地の減少
37	問題個体数の増加
34	ハンターの情報によると増えているとのこと
35	農作物等の不適正な管理（山際まで作付けを行う等）
36	人間に警戒心を抱かなくなっているため
38	戦後一斉造林された森林が伐期を向かえたことから皆伐地が増加し、クマ生息地面積が減少していると思われる。
39	人を恐れないクマが増えてきていると思われるため。
40	本村は人里の広がり小さく、地域のヒグマの行動範囲と重なっているため、生息、即出没となりうる状況があることから、特段の原因を求めえない出没が多いと思われる。一方、人による威圧効果の及びにくい、人に慣れた個体が見受けられ、繰り返し人里を利用することにより、全体の出没件数を押し上げていることがある。こうした事例の中には、親子や若齢個体などが林内に遍在する餌資源を人里で採食するものがあり、ヒグマ同士の圧力が疑われるものもある。ただし、地域の個体数の増加は裏付けられていない。
41	侵入防止柵の管理不備
42	若い個体は強い個体に、人里に追いやられてしまうため、人目に付きやすくなってしまふ。
43	森林伐採及び農地拡大によるヒグマの生息区域と人間の活動区域の接近及び緩衝地帯の減少
44	ハンターの減少により、本来のヒグマ生息域と人が住むエリアの緩衝帯が無くなってきているため。

4 北海道ヒグマ管理計画（鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画）に基づくヒグマ対策の実施状況について伺います。

質問4-1

平時において、次の対策を実施していますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。



ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導			
1	実施している	89	51.4%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	50	28.9%
3	必要性を感じておらず、実施していない	33	19.1%
4	未回答	1	0.6%
合計		173	100%

ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信			
1	実施している	42	24.3%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	83	48.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	47	27.2%
4	未回答	1	0.6%
合計		173	100%

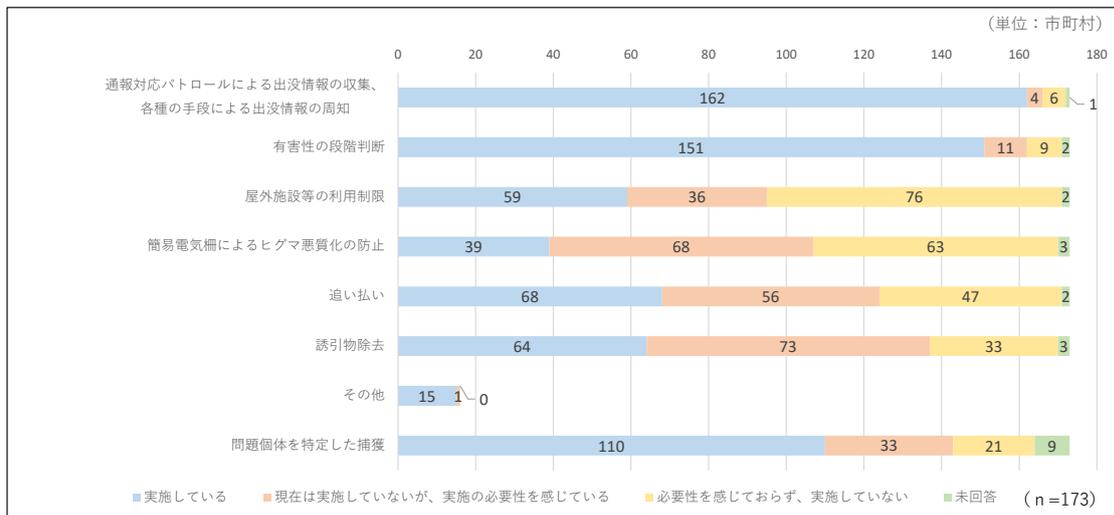
管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断			
1	実施している	12	6.9%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	72	41.6%
3	必要性を感じておらず、実施していない	88	50.9%
4	未回答	1	0.6%
合計		173	100%

農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進			
1	実施している	76	43.9%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	68	39.3%
3	必要性を感じておらず、実施していない	29	16.8%
4	未回答	0	0.0%
合計		173	100%

農地と森林の境界の刈払いの実施			
1	実施している	36	20.8%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	76	43.9%
3	必要性を感じておらず、実施していない	60	34.7%
4	未回答	1	0.6%
合計		173	100%

質問4-2

ヒグマの出没時において、次の対策を実施していますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。



通報対応パトロールによる出没情報の収集、 各種の手段による出没情報の周知			
1	実施している	162	93.6%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	4	2.3%
3	必要性を感じておらず、実施していない	6	3.5%
4	未回答	1	0.6%
合計		173	100%

有害性の段階判断			
1	実施している	151	87.3%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	11	6.4%
3	必要性を感じておらず、実施していない	9	5.2%
4	未回答	2	1.2%
合計		173	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜屋外施設等の利用制限＞			
1	実施している	59	34.1%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	36	20.8%
3	必要性を感じておらず、実施していない	76	43.9%
4	未回答	2	1.2%
合計		173	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止＞			
1	実施している	39	22.5%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	68	39.3%
3	必要性を感じておらず、実施していない	63	36.4%
4	未回答	3	1.7%
合計		173	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜追い払い＞			
1	実施している	68	39.3%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	56	32.4%
3	必要性を感じておらず、実施していない	47	27.2%
4	未回答	2	1.2%
合計		173	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜誘引物除去＞			
1	実施している	64	37.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	73	42.2%
3	必要性を感じておらず、実施していない	33	19.1%
4	未回答	3	1.7%
合計		173	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜その他＞			
1	実施している	15	-
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	1	-
3	必要性を感じておらず、実施していない	0	-
4	未回答	0	-
合計		16	-

問題個体を特定した捕獲			
1	実施している	110	63.6%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	33	19.1%
3	必要性を感じておらず、実施していない	21	12.1%
4	未回答	9	5.2%
合計		173	100%

(注) 具体的な取組内容は、下表のとおり。

【捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜オ その他（上記ア～エ以外）＞】

1 「実施している」と回答のあった取組

No.	取組内容
1	忌避装置の設置
2	トレイルカメラによる確認
3	防災無線での住民への周知
4	ヒグマ注意看板の設置
5	防災無線による出没情報の周知
6	忌避剤（臭い袋）の設置
7	頻出箇所における自動撮影、痕跡調査等による継続的なモニタリング
8	看板の設置や防災無線による注意喚起
9	捕獲従事者による巡回
10	出没場所への注意看板の設置
11	市広報車等による住民への情報周知
12	市職員、猟友会及び警察と連携し、定時パトロールの実施
13	出没多発地帯における捕獲用箱ワナ設置
14	猟友会ハンターによる定期的な巡視活動
15	猟友会員によるパトロールの実施

2 「現在は実施していないが、実施の必要性を感じている」と回答のあった取組

No.	取組内容
1	ビート、ハスカップ生産時に電気柵設置の普及及び徹底

5 ヒグマ対策の効果について伺います。

質問5-1

平時の対策は、ヒグマの人里への出没を未然に防止できていますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。

ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導			
1	確実に防止できている	8	9.0%
2	ある程度防止できている	61	68.5%
3	あまり防止できていない	13	14.6%
4	防止できていない	1	1.1%
5	分からない	6	6.7%
6	未回答	0	0.0%
合計		89	100%

ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信			
1	確実に防止できている	6	14.3%
2	ある程度防止できている	15	35.7%
3	あまり防止できていない	10	23.8%
4	防止できていない	4	9.5%
5	分からない	7	16.7%
6	未回答	0	0.0%
合計		42	100%

管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断			
1	確実に防止できている	2	16.7%
2	ある程度防止できている	7	58.3%
3	あまり防止できていない	1	8.3%
4	防止できていない	1	8.3%
5	分からない	1	8.3%
6	未回答	0	0.0%
合計		12	100%

農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進			
1	確実に防止できている	8	10.5%
2	ある程度防止できている	61	80.3%
3	あまり防止できていない	3	3.9%
4	防止できていない	2	2.6%
5	分からない	1	1.3%
6	未回答	1	1.3%
合計		76	100%

農地と森林の境界の刈払いの実施			
1	確実に防止できている	2	5.6%
2	ある程度防止できている	24	66.7%
3	あまり防止できていない	6	16.7%
4	防止できていない	1	2.8%
5	分からない	2	5.6%
6	未回答	1	2.8%
合計		36	100%

質問5-2

ヒグマ出没時の対策は、被害の発生（人身被害や農業被害等）を防止できていますか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。

通報対応パトロールによる出没情報の収集、 各種の手段による出没情報の周知			
1	確実に防止できている	53	32.7%
2	ある程度防止できている	97	59.9%
3	あまり防止できていない	5	3.1%
4	防止できていない	1	0.6%
5	分からない	5	3.1%
6	未回答	1	0.6%
合計		162	100%

有害性の段階判断			
1	確実に防止できている	45	29.8%
2	ある程度防止できている	78	51.7%
3	あまり防止できていない	8	5.3%
4	防止できていない	6	4.0%
5	分からない	13	8.6%
6	未回答	1	0.7%
合計		151	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜ア 屋外施設等の利用制限＞			
1	確実に防止できている	25	42.4%
2	ある程度防止できている	31	52.5%
3	あまり防止できていない	0	0.0%
4	防止できていない	1	1.7%
5	分からない	2	3.4%
6	未回答	0	0.0%
合計		59	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止＞			
1	確実に防止できている	12	30.8%
2	ある程度防止できている	24	61.5%
3	あまり防止できていない	3	7.7%
4	防止できていない	0	0.0%
5	分からない	0	0.0%
6	未回答	0	0.0%
合計		39	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜ウ 追い払い＞			
1	確実に防止できている	13	19.1%
2	ある程度防止できている	45	66.2%
3	あまり防止できていない	7	10.3%
4	防止できていない	0	0.0%
5	分からない	2	2.9%
6	未回答	1	1.5%
合計		68	100%

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜エ 誘引物除去＞			
1	確実に防止できている	14	21.9%
2	ある程度防止できている	48	75.0%
3	あまり防止できていない	0	0.0%
4	防止できていない	0	0.0%
5	分からない	2	3.1%
6	未回答	0	0.0%
合計		64	100%

【捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜オ その他（上記ア～エ以外）＞】

No.	取組内容	効果
1	忌避装置の設置	確実に防止できている
2	防災無線での住民への周知	
3	ヒグマ注意看板の設置	
4	捕獲従事者による巡回	
5	出没場所への注意看板の設置	
6	猟友会員によるパトロールの実施	
7	防災無線による出没情報の周知	ある程度防止できている
8	頻出箇所における自動撮影、痕跡調査等による継続的なモニタリング	
9	市広報車等による住民への情報周知	
10	市職員、猟友会及び警察と連携し、定時パトロールの実施	
11	出没多発地帯における捕獲用箱ワナ設置	
12	猟友会ハンターによる定期的な巡視活動	あまり防止できていない
13	看板の設置や防災無線による注意喚起	
14	トレイルカメラによる確認	
15	忌避剤（臭い袋）の設置	分からない

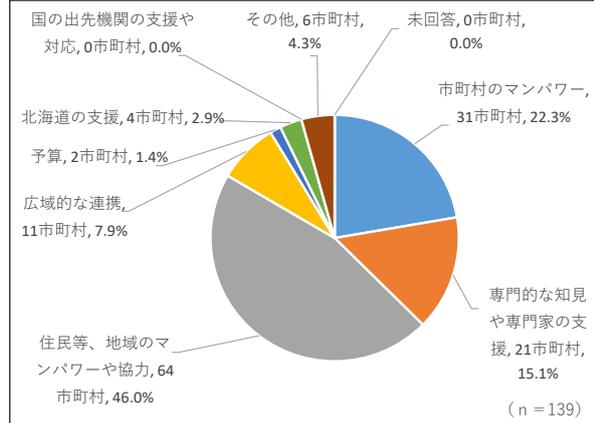
問題個体を特定した捕獲			
1	確実に防止できている	36	32.7%
2	ある程度防止できている	60	54.5%
3	あまり防止できていない	4	3.6%
4	防止できていない	4	3.6%
5	分からない	1	0.9%
6	未回答	5	4.5%
合計		110	100%

6 ヒグマ対策を実施するに当たっての課題について伺います。

質問6-1

平時の対策について最も大きな課題は何ですか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。

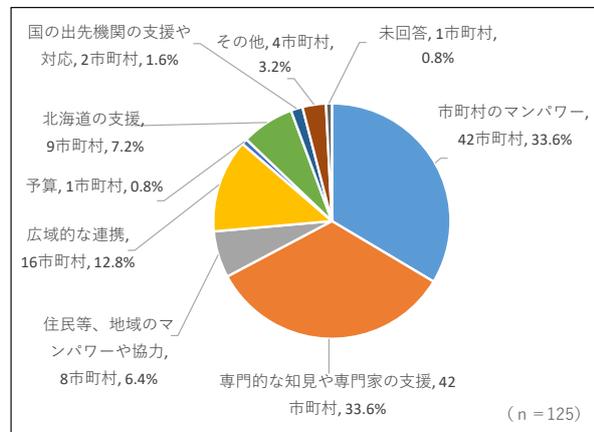
ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導			
1	市町村のマンパワー	31	22.3%
2	専門的な知見や専門家の支援	21	15.1%
3	住民等、地域のマンパワーや協力	64	46.0%
4	広域的な連携	11	7.9%
5	予算	2	1.4%
6	北海道の支援	4	2.9%
7	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
8	その他	6	4.3%
9	未回答	0	0.0%
合計		139	100%



○ その他

No.	「ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導」を行うに当たっての課題（その他）
1	農業を営む上で、すべての誘引物を除去するのは難しい
2	農業者の意識
3	専門家の支援、地域の協力、北海道の支援
4	具体的な適正処理の方法を国・道で定める。
5	現在普及啓発ができており、猟友会とも連携が取れているので課題と感じているものはない
6	農協と連携した普及啓発の必要

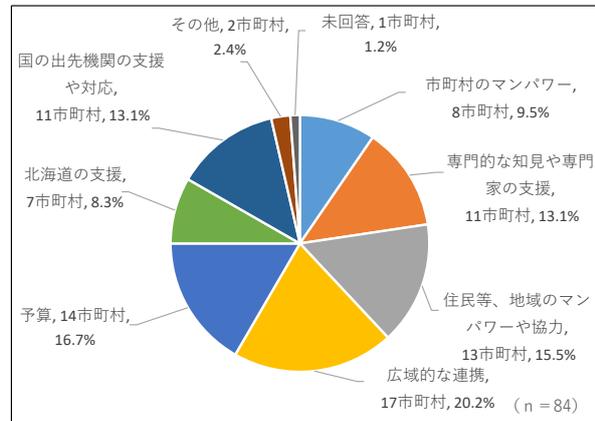
ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信			
1	市町村のマンパワー	42	33.6%
2	専門的な知見や専門家の支援	42	33.6%
3	住民等、地域のマンパワーや協力	8	6.4%
4	広域的な連携	16	12.8%
5	予算	1	0.8%
6	北海道の支援	9	7.2%
7	国の出先機関の支援や対応	2	1.6%
8	その他	4	3.2%
9	未回答	1	0.8%
合計		125	100%



○ その他

No.	「ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信」を行うに当たっての課題（その他）
1	堅果類だけでなくヤマブドウやサルナシなど液果類の状況にも左右されるので、堅果類以外の要素も踏まえた指標作りが必要なのではないでしょうか？
2	マスコミ、行政機関のHPや広報で周知できている。

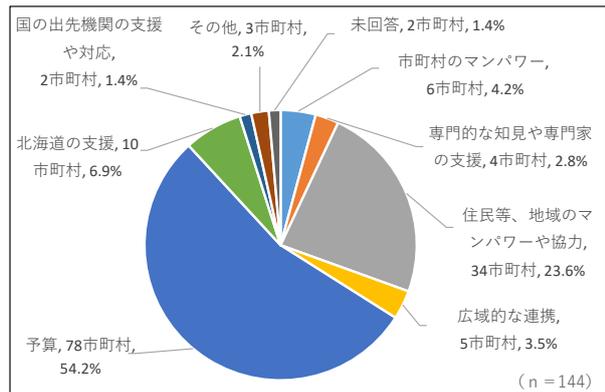
管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断			
1	市町村のマンパワー	8	9.5%
2	専門的な知見や専門家の支援	11	13.1%
3	住民等、地域のマンパワーや協力	13	15.5%
4	広域的な連携	17	20.2%
5	予算	14	16.7%
6	北海道の支援	7	8.3%
7	国の出先機関の支援や対応	11	13.1%
8	その他	2	2.4%
9	未回答	1	1.2%
合計		84	100%



○ その他

No.	「管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断」を行うに当たっての課題（その他）
1	遮断は技術的に難しい
2	管理が必要な土地には、所有者が不明な土地が多く、所有者の搜索に時間や労力が割かれるため、迅速な対応ができない。

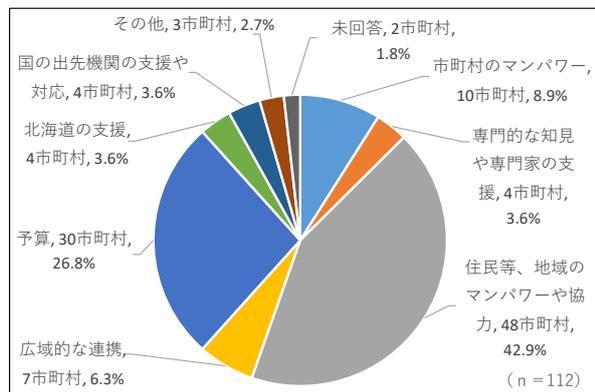
農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進			
1	市町村のマンパワー	6	4.2%
2	専門的な知見や専門家の支援	4	2.8%
3	住民等、地域のマンパワーや協力	34	23.6%
4	広域的な連携	5	3.5%
5	予算	78	54.2%
6	北海道の支援	10	6.9%
7	国の出先機関の支援や対応	2	1.4%
8	その他	3	2.1%
9	未回答	2	1.4%
合計		144	100%



○ その他

No.	「農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進」を行うに当たっての課題（その他）
1	地域の協力、北海道の支援、予算、仕組みの構築
2	農地への設置労力を軽減する技術（トラクター利用）の開発。
3	電気柵を設置しても、慣れてしまい柵の内部に侵入しているのであまり効果を期待できないので他の対策が必要。

農地と森林の境界の刈払いの実施			
1	市町村のマンパワー	10	8.9%
2	専門的な知見や専門家の支援	4	3.6%
3	住民等、地域のマンパワーや協力	48	42.9%
4	広域的な連携	7	6.3%
5	予算	30	26.8%
6	北海道の支援	4	3.6%
7	国の出先機関の支援や対応	4	3.6%
8	その他	3	2.7%
9	未回答	2	1.8%
合計		112	100%



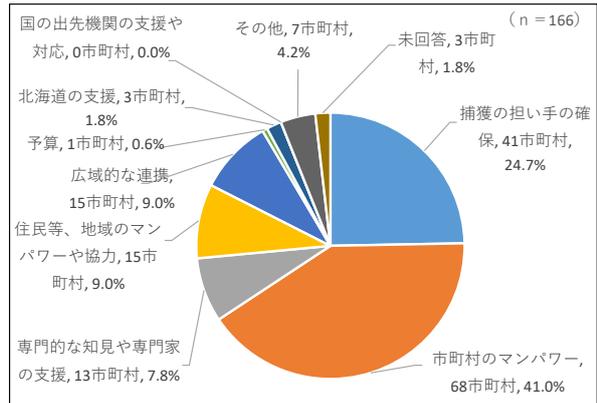
○ その他

No.	「農地と森林の境界の刈払いの実施」を行うに当たっての課題（その他）
1	地域の協力、予算、専門家の支援
2	iii 住民等、地域のマンパワーや協力及びvii 国の出先機関（北海道森林管理局、北海道開発局、北海道地方環境事務所）の支援や対応

質問6-2

ヒグマ出没時の対策について最も大きな課題は何ですか。対策ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。

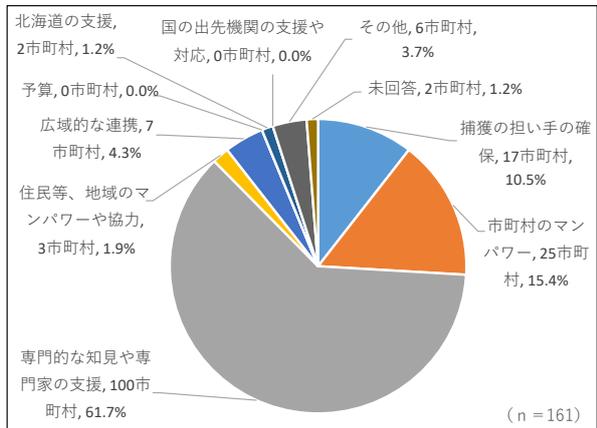
通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知			
1	捕獲の担い手の確保	41	24.7%
2	市町村のマンパワー	68	41.0%
3	専門的な知見や専門家の支援	13	7.8%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	15	9.0%
5	広域的な連携	15	9.0%
6	予算	1	0.6%
7	北海道の支援	3	1.8%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	7	4.2%
10	未回答	3	1.8%
合計		166	100%



○ その他

No.	「通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知」を行うに当たっての課題（その他）
1	効率的で有効な情報の周知方法
2	報道機関の過剰な反応。特に本州からくる報道機関は、ヒグマを撮るまで帰ってくるな、などと言われている人もおり、危険な場所に丸腰で立ち入ろうとするため、注意喚起や情報収集の妨げになることが多い。
3	警察と北海道の連携体制
4	専門的な担当者の配置により村が主体的、包括的に実施している。また関係機関、住民の協力を得られている。

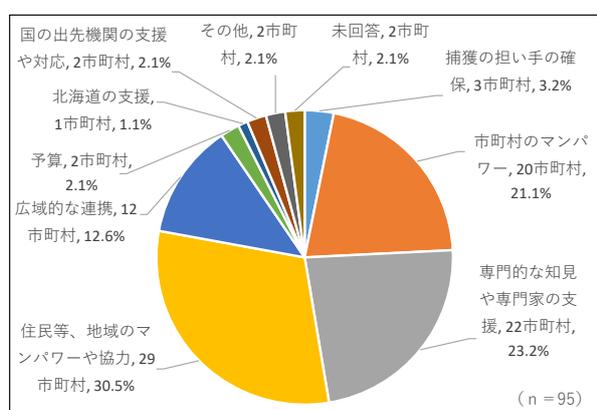
有害性の段階判断			
1	捕獲の担い手の確保	17	10.5%
2	市町村のマンパワー	25	15.4%
3	専門的な知見や専門家の支援	100	61.7%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	3	1.9%
5	広域的な連携	7	4.3%
6	予算	0	0.0%
7	北海道の支援	2	1.2%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	6	3.7%
10	未回答	2	1.2%
合計		162	100%



○ その他

No.	「有害性の段階判断」を行うに当たっての課題（その他）
1	個体識別技術の迅速化、簡便化。土壌の環境DNAなどから瞬時に識別できれば、有害性の判断に役立つと思います。
2	警察と北海道の連携体制
3	専門的な担当者の配置により調査、解析、判断、検証、報告等を一貫して実施できている。将来的に、遺伝子情報を行政の平時の個体識別に活用することを目指すべきか、方向性が定まっておらず、今後の課題となると思われる。

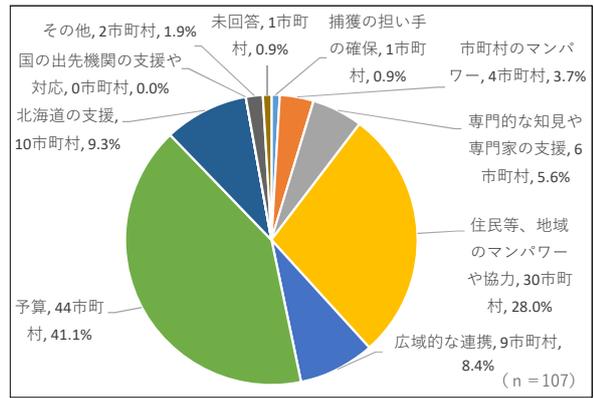
捕獲以外の被害防止措置の実施<ア 屋外施設等の利用制限>			
1	捕獲の担い手の確保	3	3.2%
2	市町村のマンパワー	20	21.1%
3	専門的な知見や専門家の支援	22	23.2%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	29	30.5%
5	広域的な連携	12	12.6%
6	予算	2	2.1%
7	北海道の支援	1	1.1%
8	国の出先機関の支援や対応	2	2.1%
9	その他	2	2.1%
10	未回答	2	2.1%
合計		95	100%



○ その他

No.	「捕獲以外の被害防止措置の実施<ア 屋外施設等の利用制限>」を行うに当たっての課題（その他）
1	屋外施設等の利用制限については、国と道の温度差がありすぎて、自治体としての対応の妥当性判断に迷ってしまう。国（国営滝野すずらん丘陵公園ですが…）の利用制限はやりすぎのように感じてしまいます。

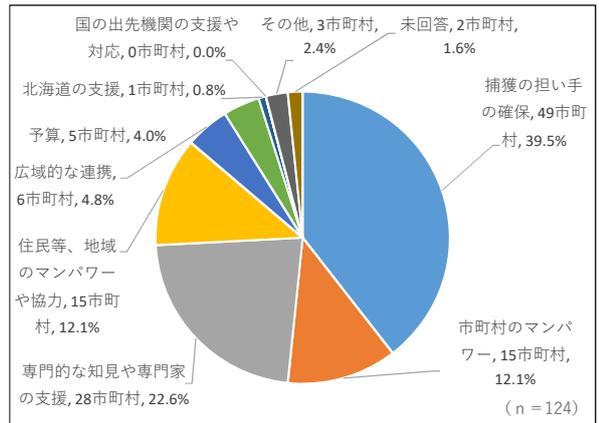
捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止＞			
1	捕獲の担い手の確保	1	0.9%
2	市町村のマンパワー	4	3.7%
3	専門的な知見や専門家の支援	6	5.6%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	30	28.0%
5	広域的な連携	9	8.4%
6	予算	44	41.1%
7	北海道の支援	10	9.3%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	2	1.9%
10	未回答	1	0.9%
合計		107	100%



○ その他

No.	「捕獲以外の被害防止措置の実施＜イ 簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止＞」を行うに当たった課題（その他）
1	効果の有無。電気柵の下に穴を掘って侵入してくる。

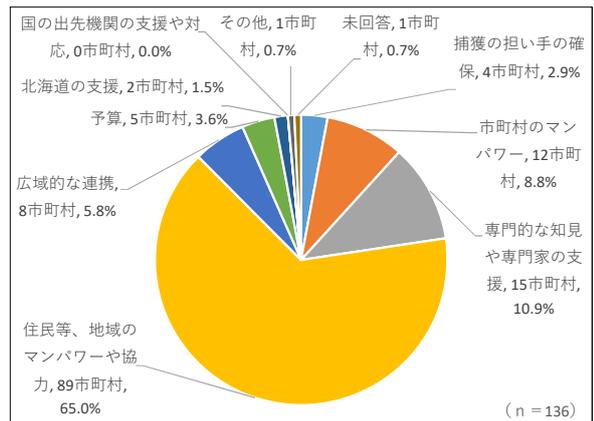
捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜ウ 追い払い＞			
1	捕獲の担い手の確保	49	39.5%
2	市町村のマンパワー	15	12.1%
3	専門的な知見や専門家の支援	28	22.6%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	15	12.1%
5	広域的な連携	6	4.8%
6	予算	5	4.0%
7	北海道の支援	1	0.8%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	3	2.4%
10	未回答	2	1.6%
合計		124	100%



○ その他

No.	「捕獲以外の被害防止措置の実施＜ウ 追い払い＞」を行うに当たった課題（その他）
1	住宅街に出没した際の、効果的な追い払い手法がありません。市街地の中では轟音玉やゴム弾の使用は、こちらの想定している方向へ追い払える保証がありません。
2	効果の有無。出没後にトド玉を鳴らしても居座る。
3	専門的な担当者の配置により、個体識別と合わせて積極的に実施しているが、目的とする、人里からの忌避を条件づけるための確かな方法論はなく、追い払いを実施した個体に対しても最終的に捕殺に移行する事例もある。非致死的な対応は、致死性的脅威を背景とせねば成立しないと思われ、長い目で見て地域個体群の性情をどうコントロールしていくか考えていかなければならない。

捕獲以外の被害防止措置の実施 ＜エ 誘引物除去＞			
1	捕獲の担い手の確保	4	2.9%
2	市町村のマンパワー	12	8.8%
3	専門的な知見や専門家の支援	15	10.9%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	89	65.0%
5	広域的な連携	8	5.8%
6	予算	5	3.6%
7	北海道の支援	2	1.5%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	1	0.7%
10	未回答	1	0.7%
合計		137	100%



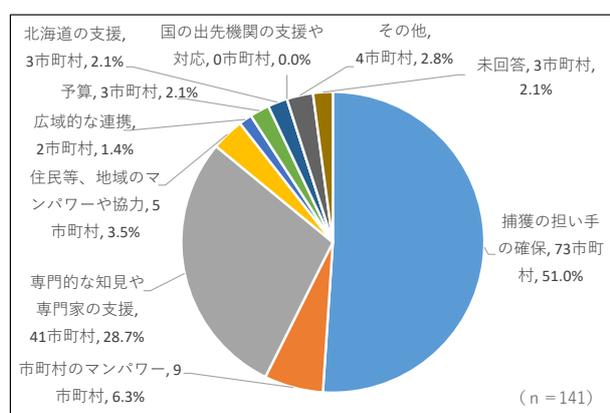
○ その他

No.	「捕獲以外の被害防止措置の実施＜エ 誘引物除去＞」を行うに当たった課題（その他）
1	所有者の了解を速やかに得られないケースがある。

捕獲以外の被害防止措置の実施＜オ その他（上記ア～エ以外）＞に係る課題

No.	取組内容	課題
1	頻出箇所における自動撮影、痕跡調査等による継続的なモニタリング	効果の妥当性
2	看板の設置や防災無線による注意喚起	課題とするには当たらないが、人手と予算の許す限り数量を充実させたい。

問題個体を特定した捕獲			
1	捕獲の担い手の確保	73	51.0%
2	市町村のマンパワー	9	6.3%
3	専門的な知見や専門家の支援	41	28.7%
4	住民等、地域のマンパワーや協力	5	3.5%
5	広域的な連携	2	1.4%
6	予算	3	2.1%
7	北海道の支援	3	2.1%
8	国の出先機関の支援や対応	0	0.0%
9	その他	4	2.8%
10	未回答	3	2.1%
	合計	143	100%



○ その他

No.	「問題個体を特定した捕獲」を行うに当たっての課題（その他）
1	警察官職務執行法の適用に関して、警察が、他に前例のないような「現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況」について、速やかに判断できない。
2	銃猟困難な地形及び箱わなの設置場所も限られる地域の特異性
3	個体の識別の確度は状況によるが、被害防止の危急性に鑑みて、担当者が判断と実施をしている。識別の不確実性を踏まえた対応と検証が重要と考えている。現在、日常業務の中では遺伝子情報を用いていないが、導入するならば平素から地域の情報をプールすることを目指すべきで、人身事故等発生時にのみ採取分析することは効果が薄いと懸念される。

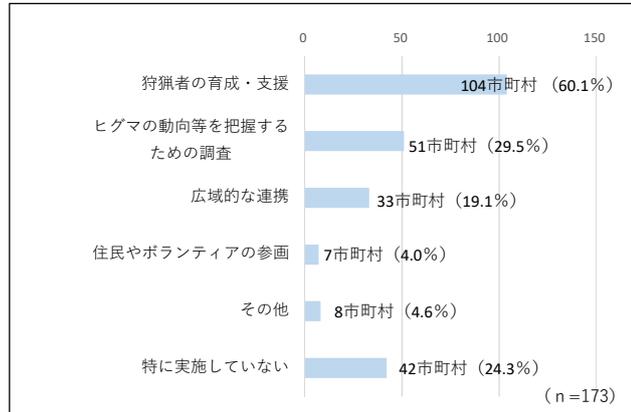
7 ヒグマ対策に関連した市町村独自の取組について伺います。

質問7-1

ヒグマ対策に関連した独自の取組として、狩猟者の育成・支援やヒグマの動向等を把握するための調査、他の市町村との広域的な連携、住民やボランティアの参画などの例がありますが、貴市町村ではこうした取組を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

独自の取組の実施状況 (複数選択可)		
1	狩猟者の育成・支援	104
2	ヒグマの動向等を把握するための調査	51
3	広域的な連携	33
4	住民やボランティアの参画	7
5	その他	8
6	特に実施していない	42
合計		245

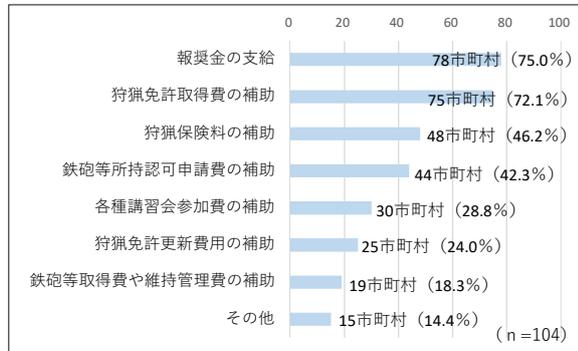
(注)「5 その他」の具体的内容は、質問7-6参照。



質問7-2 (1)

質問7-1で「①狩猟者の育成・支援」を選択した市町村に伺います。狩猟者の育成・支援のためにどのような取組を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

「狩猟者の育成・支援」に係る方策 (複数選択可)			
1	報奨金の支給	78	75.0%
2	狩猟免許取得費の補助	75	72.1%
3	狩猟保険料の補助	48	46.2%
4	鉄砲等所持認可申請費の補助	44	42.3%
5	各種講習会参加費の補助	30	28.8%
6	狩猟免許更新費用の補助	25	24.0%
7	鉄砲等取得費や維持管理費の補助	19	18.3%
8	その他	15	14.4%
合計		334	



○ その他

No.	「狩猟者の育成・支援」に係る方策 (その他)
1	出没時のパトロール等費用の補助
2	初心者講習会等の実施 ベテランが付いて対応する
3	一斉捕獲の支援、防除隊員の登録増
4	技能講習免除申請書の発行 実施隊員の任命
5	町主催講習会等の開催 (射撃研修会、農設置講習会)
6	狩猟者育成事業の実施、新人狩猟者向け勉強会の実施、解体処理施設の設置 (有害駆除のみ利用可)
7	ヒグマの生態や管内の生息実態についてのセミナー等の開催
8	地元猟友会に対する活動支援金の補助
9	猟友会への運営費補助
10	猟友会の新人勧誘・育成イベント補助、猟友会事務経費補助、その他JAから猟友会への補助
11	銃器及びわなの購入に係る補助 経費の1/2 100千円上限
12	猟友会に対するヒグマを含む有害鳥獣駆除対応の委託業務発注
13	「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」事業を実施、狩猟免許出前教室の実施
14	北海道ヒグマ捕獲技術者育成事業の実施
15	新規狩猟免許等取得者に限り、猟銃およびガンロッカーの購入費補助

質問7-2 (2)

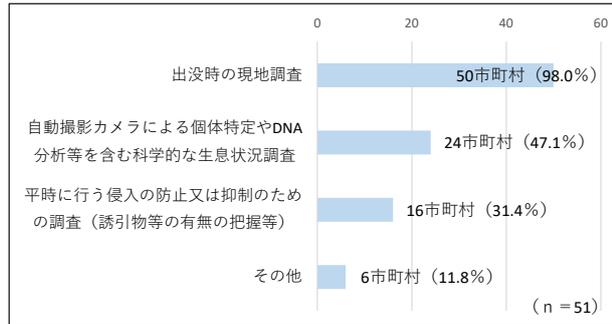
質問7-1で「①狩猟者の育成・支援」を選択した市町村に伺います。狩猟者の育成・支援を行うに当たっての課題があれば、下の回答欄に具体的に記載ください。

No.	「狩猟者の育成・支援」に係る課題
1	出没时间、すぐに対応できる者の発掘が難しい
2	狩猟免許取得費の補助について、広報誌にて周知しているが、担い手がいない。
3	新規狩猟者の確保
4	なかなか狩猟を始めたいという人材がおらず、後継者育成が難航している。
5	狩猟者の新たな担い手が出てこないこと、新たな担い手がヒグマ等の野生鳥獣対策に即戦力として活動できるようになるのに時間を要する
6	育成・支援の対象となる担い手不足及び個人で猟銃を所持することへの不安。
7	狩猟者の担い手不足
8	狩猟免許取得に係る費用の補助制度を設けたが、取得希望者からの相談がない。
9	狩猟者への育成・支援のため各種助成を行っているが、新規狩猟者の確保が困難である。
10	担い手の不足
11	新規の狩猟者（担い手）の発掘
12	担い手がまだまだ不足している。ライフル銃を所持できるまでに時間が掛かる。
13	若手のマンパワーが不足している。
14	後継者不足
15	狩猟者の減少、知識・技術・継承
16	ヒグマに関する生態知識と捕獲のための知識の継承
17	補助金などで補助はしているものの、新規で狩猟免許を取得する人が少ないため、担い手の確保がこれからの課題
18	ヒグマを捕獲することができる技術者の不足（いない）
19	狩猟免許や銃砲等所持許可の新規取得に助成する制度があっても、新規取得者が増えない。
20	農業者からの依頼に対応できるヒグマ捕獲の従事者が減っている。
21	若者の狩猟者減少。
22	若年層を中心とした狩猟に対する興味、関心の醸成（担い手の確保）
23	若手の育成については、免許を取得しても長続きせず、自営業（農家・酪農家）でないと難しい。
24	若い世代の狩猟者の育成
25	若い捕獲従事者は日中に仕事をしているため、なかなか捕獲業務に参加できていない。
26	狩猟者の高齢化が問題であるため、若年層を確保したいが他の定職を持っている場合が多く確保することが難しい。
27	狩猟者の高齢化と若者の狩猟への興味の低下
28	従事者の高齢化、担い手がいない。
29	狩猟者の高齢化に伴い、新たな捕獲の担い手育成が必要。
30	猟銃の所持者が高齢化してきており、新たな狩猟者を確保するのに苦慮している。
31	当町では現在13名の狩猟者がおり、年齢層も幅広いが、高齢な狩猟者もいるため、猟友会と連携しながら、今後も継続して新たに狩猟者の育成を進めていく必要がある。
32	猟友会の高齢化により、猟友会長の代替わりがそう遠くない将来に待ち構えており、今後の運営や町としての補助をどのように行っていくかが課題となっている。
33	狩猟者が高齢化しており、次の担い手が不足している。
34	猟友会への入会を条件とした取組だが年間数名程度の実績しかなく、猟友会員の高齢化などによる脱会もあり、会員数が減少傾向にある。
35	猟友会員の高齢化が進んでおり、新規加入や技術の伝承が必要となっている。
36	狩猟者としては、趣味を目的とし、鳥獣駆除としての名誉をたたえたと共に日常から培われた技術協力を必要とする育成支援が必要。また、狩猟者意識に温度差はあると考える。
37	将来の担い手の育成が急がれるが、一方で、従事者には公人としての高い規範意識をはじめとする人格的要素を求めたく、育成には慎重さも必要。地域の対応戦力を作るにあたり、技術体系は伝承に頼るだけでなく、高いモチベーションのもとで再構築する姿勢が必要と考えている。
38	狩猟者の育成は、市町村だけでは効果的な事業が難しい。
39	銃免許の取得、所持にかかわる警察署への諸手続きが年々複雑化しており、市町村が支援を行うにも限界がある。各種支援を手厚く行わなければ地域でのハンター育成につながらない。
40	シカの生息密度が低下し、モチベーションや狩猟技術向上機会に課題がある
41	狩猟者同士の連携がとりやすい体制作り
42	猟友会の執行体制がしっかりしている場合、市町村は必要な支援をするだけであまり口を出さなくても良いが、違う場合は、ハンターの連携がとれずに若手又は新規ハンターへの技術継承が進まない。
43	地域の猟友会との連携強化、実施隊や防除隊などの組織体制を充実し、自治体組織にも専門職を配置する
44	予算の確保
45	予算の確保
46	銃の購入費用が高額である
47	報奨金の算出根拠の参考例を提示して頂きたい。当市（車代・燃料代、危険手当、報酬の積み上げ→8,200円/3h）
48	銃砲等取得費の助成金の交付額は、対象経費の2分の1以内とし、15万円を上限としており、農業者においてはさらに中山間地域直接支払制度により対象経費の2分の1以内とし、15万円を上限として補助を行っているが、自己負担額はまだまだ多い。また若い世代は猟銃に興味がある場合でも、親に反対されるケースもあった。

質問7-3 (1)

質問7-1で「②ヒグマの動向等を把握するための調査」を選択した市町村に伺います。どのような調査を実施していますか。実施しているものを**全て選択**してください。

「ヒグマの動向等を把握するための調査」の実施内容 (複数選択可)			
1	出没時の現地調査	50	98.0%
2	自動撮影カメラによる個体特定やDNA分析等を含む科学的な生息状況調査	24	47.1%
3	平時に行う侵入の防止又は抑制のための調査(誘引物等の有無の把握等)	16	31.4%
4	その他	6	11.8%
合計		96	



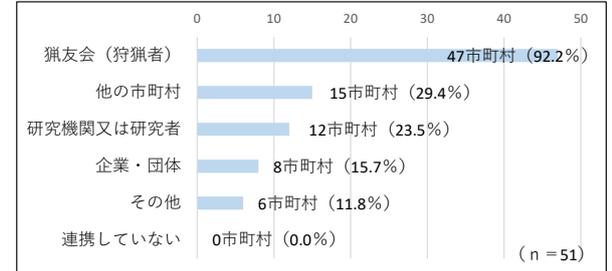
○ その他

No.	「ヒグマの動向等を把握するための調査」の実施内容(その他)
1	本年初めてドローンによる確認を実施
2	見通しが悪く、ヒグマと接触する可能性が高い場所ではドローンを使用して現地調査を実施。
3	遊歩道として開放している里山にヒグマの目撃情報があったため、カメラを設置
4	ひぐまっぷへの掲載による情報整理
5	環境省補助事業による道総研と知床財団が知床半島で実施する個体数推計調査。ダイキン工業株式会社支援による知床財団のヒグマ独自調査
6	令和2年度より、知床財団へヒグマ生息実態調査業務を委託して、現場調査及び捕獲個体のDNAを分析

質問7-3 (2)

質問7-1で「②ヒグマの動向等を把握するための調査」を選択した市町村に伺います。調査を実施するに当たって、関係機関等と連携していますか。連携先として当てはまるものを**全て選択**してください。

「ヒグマの動向等を把握するための調査」における連携先 (複数選択可)			
1	猟友会(狩猟者)	47	92.2%
2	他の市町村	15	29.4%
3	研究機関又は研究者	12	23.5%
4	企業・団体	8	15.7%
5	その他	6	11.8%
6	連携していない	0	0.0%
合計		88	



○ その他

No.	「ヒグマの動向等を把握するための調査」の連携先(その他)
1	地元農家による自衛組織
2	警察(出没時)
3	警察
4	森林管理署、警察署
5	環境省、林野庁、北海道、ダイキン工業株式会社
6	北海道

質問7-3 (3)

質問7-1で「②ヒグマの動向等を把握するための調査」を選択した市町村に伺います。調査を実施するに当たっての課題があれば、下の回答欄に具体的に下記記載ください。

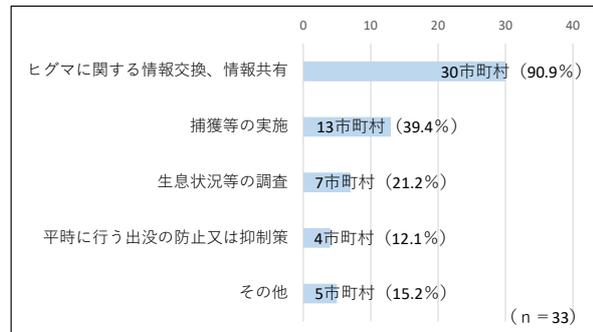
No.	「ヒグマの動向等を把握するための調査」に係る課題
1	調査する知識・人材・予算がない。* 地元で専門的機関や研究者がいない。* 市町をまたがって移動するため、一市町で対応は困難。道で対応してほしい。
2	DNA分析まで行う予定はないが、どこに何を提出し、費用がいくらかかるのかは知っておきたい。* また、ヒグマの試料回収の肝臓提供により分析される遺伝的多様性とDNA分析の違いがわからない。
3	DNA分析による個体識別が速やかに行える体制が整っていないこと。また、そのような分析ができる機関が少ないこと。
4	マンパワー(予算)不足
5	担当職員の不足により計画的な調査が出来ていない。
6	調査時に人身被害発生リスクがあること。調査を実施する人員が不足している。
7	市町村における深刻な人手不足。特に有害鳥獣駆除業務は、林業振興と兼務で行われることが多いが、林業も地球温暖化防止及び森林環境譲与税を活用した間伐の促進等で重要度や業務量も年々増している中、当町では2~3名で対応している。
8	問題個体を調査するにあたってDNA分析等を研究機関へ依頼しているが、緊急を要している場合であっても、人員不足等により早急な対応が難しい場合があるとのことです。国や道において専門家の人材育成や確保に向けた取り組みをしていただくと現場としてはスムーズな対応が可能となります。
9	出没が様々な場所で発生すると、マンパワーが不足する。
10	目撃情報の通報を受けた際に、詳細な場所の伝達がうまくいかず、個体出没位置の特定が難しいことがある。

11	リアルタイムな情報共有
12	ヒグマと接触する危険性のある場所で調査をする際には、ヒグマ対策に精通したハンターの同行が必要であるが、平日の急な要請に対応できる、仕事を引退したハンターの人数が年々減ってきている。
13	銃器の使用が制限される市街地や公園等での出沒事案発生時における住民、調査者（町職員、実施隊員、警察等）の安全の確保（銃器の携行許可の判断）。警職法第4条第1項を適用した対応が求められているが適応範囲が厳格なため現場での対応に苦慮している。
14	職員だけで確認に行くことも多いので、身の危険を感じる。
15	予算の確保
16	住民や関係機関から寄せられる情報は、かつては伝達される数が少なく、また不正確、不適当なものの割合が多かったが、村が科学的な収集情報、調査結果を広報普及していく中で、次第に適確さを増し、数も多くなってきた。情報収集においては、一方的な待ち受け、吸い上げではなく、やり取りが重要だと感じられる。
17	知識不足
18	猟友会の高齢化により、猟友会長の代替わりがそう遠くない将来に待ち構えており、今後の運営や町としての補助をどのように行っていくかが課題となっている。

質問7-4（1）

質問7-1で「③広域的な連携」を選択した市町村に伺います。どのような取組について広域的な連携を実施していますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

「広域的な連携」の実施内容（複数選択可）			
1	ヒグマに関する情報交換、情報共有	30	90.9%
2	捕獲等の実施	13	39.4%
3	生息状況等の調査	7	21.2%
4	平時に行う出沒の防止又は抑制策（誘引物の適正処理についての普及啓発、緩衝帯の整備等）	4	12.1%
5	その他	5	15.2%
合計		59	

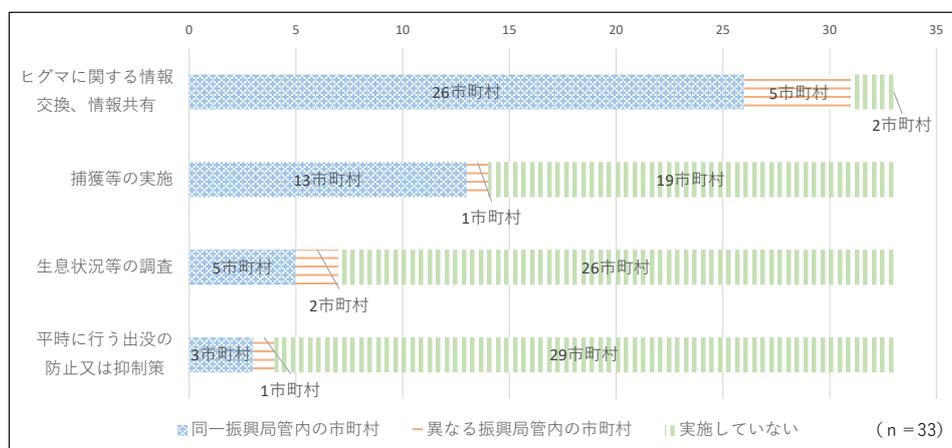


○ その他

No.	「広域的な連携」の実施内容（その他）
1	管内にある道立自然公園周辺での出沒発生時の情報共有及び協議体制構築
2	熊出沒情報を近隣市町と情報共有している。
3	ヒグマが移動している森林地帯等が本市と他市町村にまたがる場合があるため、ヒグマの現地調査で他町村に越境する可能性があることから一部町村と銃砲所持の越境について協議決定している。
4	隣接する町村と協定を結び、他町の一部での有害捕獲を行っている。
5	近隣市町村との越境捕獲許可を行っている。

質問7-4（2）

質問7-1で「③広域的な連携」を選択した市町村に伺います。他の市町村と連携している場合、連携先はどのような市町村ですか。質問7-4（1）で選択した取組ごとに当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。



質問7-4 (3)

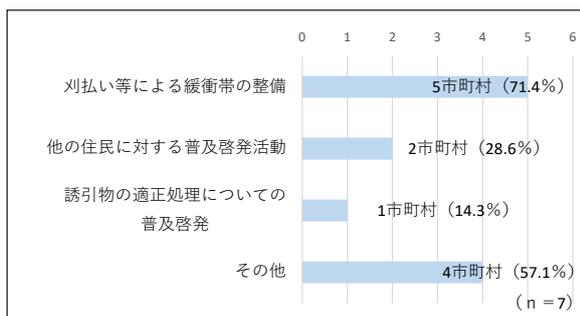
質問7-1で「③広域的な連携」を選択した市町村に伺います。広域的な連携を実施するに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

No.	「広域的な連携」に係る課題
1	振興局での会議では、ヒグマがほとんど話題になっていない。*振興局は、広域で移動するヒグマの対応を各市町村に任せているため、個体数管理ができておらず、実施しようとしていない
2	日に数十キロ以上移動し、数市町村に跨って活動するヒグマの捕獲対応については、活動を行政界で区切られる市町村が対応するのは無理があり、広域自治体（北海道）が主体となって対応すべきと考える。
3	異なる振興局管内の市町村との連携
4	ヒグマ対策の実施については他市町村で対応が分かれる部分もあり、他市町村にまたがって移動するヒグマへの対策については情報共有や連携した対応ができていない点がある。
5	連携するにあたって、明確な基準を設けていないこと。
6	道が実施主体となって、捕獲事業を進めてもらいたい。
7	対象のヒグマが広範囲に移動するため発見が遅れ、捕獲が困難であり後手後手にまわってしまう。
8	実際の出動となった場合、他自治体の地形等が分からない他、ハンター同士の連携が図れるか不明。
9	どの町もヒグマのみの対応で人員がいるだけでないため、人員が不足する場合がある。

質問7-5 (1)

質問7-1で「④住民やボランティアの参画」を選択した市町村に伺います。住民やボランティアは、どのようなヒグマ対策に参加していますか。参加している対策を**全て選択**してください。

「住民やボランティアの参画」の取組内容（複数選択可）			
1	刈払い等による緩衝帯の整備	5	71.4%
2	他の住民に対する普及啓発活動	2	28.6%
3	誘引物の適正処理についての普及啓発	1	14.3%
4	その他	4	57.1%
合計		12	



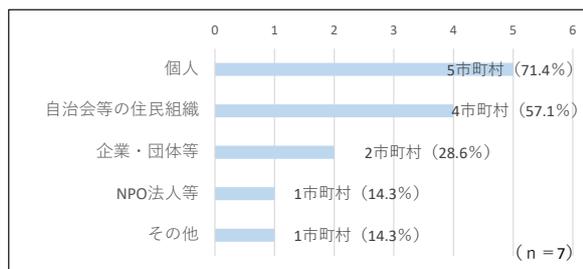
○ その他

No.	「住民やボランティアの参画」の実施内容（その他）
1	放棄果樹の伐採による誘引物除去
2	煙火消費保安手帳を取得してもらい轟音玉（ヒグマ追い払い煙火）の使用により、追い払い対策を実施。
3	平常時のヒグマ情報の連絡。ヒグマの生態や管内の生息実態についてのセミナー等の開催への協力
4	誘引物除去（ごみ拾い）

質問7-5 (2)

質問7-1で「④住民やボランティアの参画」を選択した市町村に伺います。どのような方がヒグマ対策に参加していますか。参加している主体を**全て選択**してください。

「住民やボランティアの参画」の参加者（複数選択可）			
1	個人	5	71.4%
2	自治会等の住民組織	4	57.1%
3	企業・団体等	2	28.6%
4	NPO法人等	1	14.3%
5	その他	1	14.3%
合計		13	

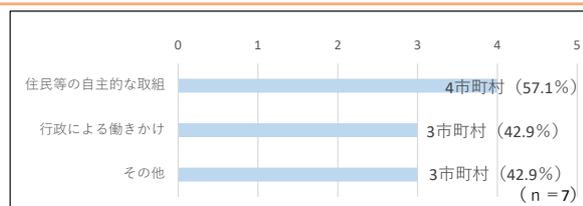


No.	「住民やボランティアの参画」の参加者（その他）
1	学校、児童、生徒

質問7-5 (3)

質問7-1で「④住民やボランティアの参画」を選択した市町村に伺います。住民やボランティアは、どのような経緯でヒグマ対策に参加しましたか。当てはまるものを**全て選択**してください。

「住民やボランティアの参画」の経緯（複数選択可）			
1	住民等の自主的な取組	4	57.1%
2	行政による働きかけ	3	42.9%
3	その他	3	42.9%
合計		10	



No.	「住民やボランティアの参画」の経緯（その他）
1	市民団体等による市民ボランティアの募集
2	遊歩道として開放している里山の環境保全のため、住民が実施

質問7-5 (4)

質問7-1で「④住民やボランティアの参画」を選択した市町村に伺います。住民やボランティアがヒグマ対策に参加することに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

No.	「住民やボランティアの参画」に係る課題
1	安全性の担保
2	まだ意識の高い人は多くはないが、取り組みを進め、参加の枠組みも多様にしていけば、より多くの人が参画していけると思われる。

質問7-6

質問7-1で「⑤その他」を選択した市町村に伺います。取組を実施するに当たって課題があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

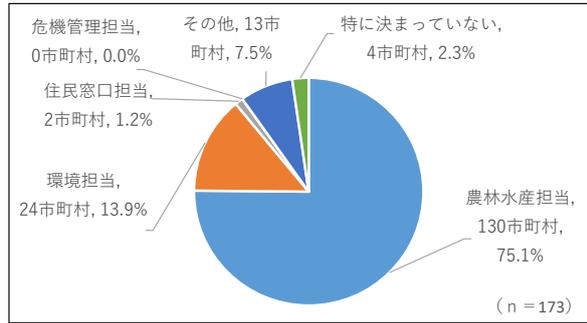
No.	取組内容（主なもの）	課題
1	ヒグマ被害対策要綱策定	関係機関・団体の協力

8 貴市町村におけるヒグマ対策の体制について伺います。

質問8-1

貴市町村でヒグマ対策を主として担当している部署はどこですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

市町村におけるヒグマ対策を担当している部署			
1	農林水産担当	130	75.1%
2	環境担当	24	13.9%
3	住民窓口担当	2	1.2%
4	危機管理担当	0	0.0%
5	その他	13	7.5%
6	特に決まっていない	4	2.3%
合計		173	100%

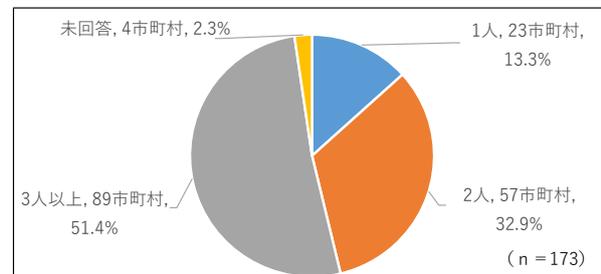


No.	市町村におけるヒグマ対策を担当している部署（その他）
1	農政担当
2	出没対応は環境課、農業被害対策は農業振興課
3	衛生担当（墓地・墓園、火葬場、畜犬管理、野生鳥獣、公衆浴場、飲用井戸担当）
4	産業振興課 林業振興係
5	産業振興課 林務係
6	林務担当
7	農林及び危機管理（防災）担当
8	経済課 産業振興室 林政係
9	農用地や農業被害に係わる場合は当課、市街地区被害に係わる場合は環境担当（町民課）を主としている。
10	商工観光（林務含む）担当
11	農業振興課 農政係
12	林業振興担当
13	産業創生担当

質問8-2

質問8-1で選択された部署の中で、ヒグマ対策を担当する職員は何人ですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。（* 兼務者を含みます。）

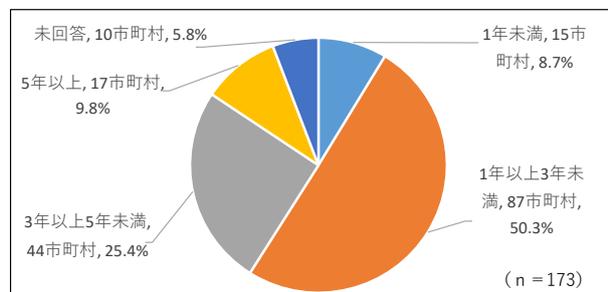
市町村におけるヒグマ対策を担当している職員数			
1	1人	23	13.3%
2	2人	57	32.9%
3	3人以上	89	51.4%
4	未回答	4	2.3%
合計		173	100%



質問8-3

現在、担当されている職員の平均在任期間は何年ですか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

市町村におけるヒグマ対策を担当している職員の平均在任期間			
1	1年未満	15	8.7%
2	1年以上3年未満	87	50.3%
3	3年以上5年未満	44	25.4%
4	5年以上	17	9.8%
5	未回答	10	5.8%
合計		173	100%



質問8-4

貴市町村において、現在、担当されている職員の中に鳥獣の保護及び管理に関する専門的な知見を有する職員はいますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

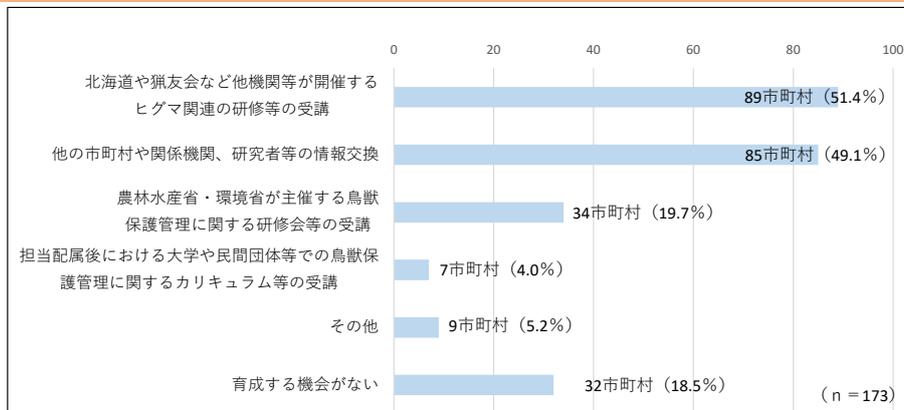
市町村におけるヒグマ対策を担当している職員が有する専門的知見の内容			
1	環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会（初級編又は上級編）、農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修（座学研修（一連のすべての講座を含む）又はフィールド実習研修）又は林野庁が主催する森林保護管理（獣害）研修を受講（修了）しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者	7	4.0%
2	大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位（博士、修士、学士）を有する者（※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者）	4	2.3%
3	上記と同等の専門的知見を有すると考えられる者（例えば、鳥獣管理士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者等）	6	3.5%
4	専門的知見を有する職員はいない	153	88.4%
5	未回答	4	2.3%
合計		174	

○ その他

No.	上記1又は2と同等の専門的知見を有すると考えられる者
1	猟友会会員
2	鳥獣被害対策地域リーダー育成研修を受講しており、町の有害鳥獣駆除を3年以上、同町の鳥獣行政に一年以上の実務経験者のため
3	大学及び道内他地域のヒグマ研究組織における、痕跡調査、自動撮影調査、生態捕獲、電波追跡等を含む約20年間の実務経験。DCCⅡの取得
4	猟友会所属の者
5	10年以上の鳥獣行政の実務経験

質問8-5

ヒグマ対策を担当する職員の育成の機会として、どのようなものがありますか。当てはまるものを**全て選択**してください。



市町村におけるヒグマ対策を担当している職員を育成する機会（複数選択可）			
1	北海道や猟友会など他機関等が開催するヒグマ関連の研修等の受講	89	51.4%
2	他の市町村や関係機関、研究者等の情報交換	85	49.1%
3	農林水産省・環境省が主催する鳥獣保護管理に関する研修会等の受講	34	19.7%
4	担当配属後における大学や民間団体等での鳥獣保護管理に関するカリキュラム等の受講	7	4.0%
5	その他	9	5.2%
6	育成する機会がない	32	18.5%
7	未回答	4	2.3%
合計		256	

○ その他

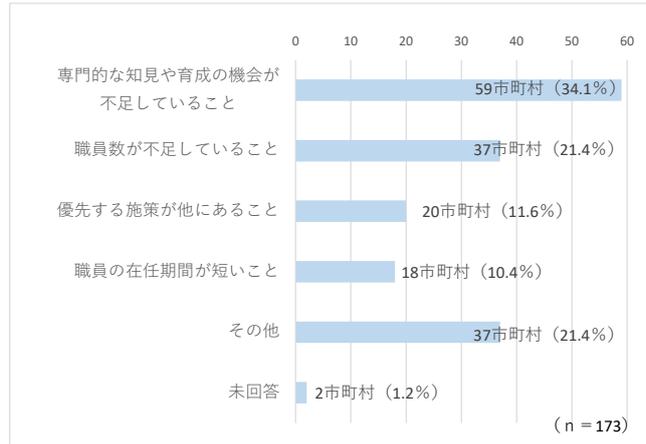
No.	市町村におけるヒグマ対策を担当している職員を育成する機会（その他）
1	狩猟免許の取得 猟友会の指導を受ける
2	OJT
3	ヒグマ出没時の現地対応。現場での作業・調査が一番の育成の機会。
4	狩猟免許の取得など（職員の任意）
5	経験値の高い職員が指導するOJTによる職員育成を行っている。
6	村が独自に行う研修会や実習。連携協定を結ぶ大学と共同で行う研修等。館内における日常の実務。
7	専門技術をもった職員の採用
8	上司による指導
9	開催場所が遠方であることなどから参加する機会が少ない。

質問8-6

貴市町村におけるヒグマ対策の体制について、最も大きな課題と考えられるものは何ですか。当てはまるものを一つ選択してください。

市町村におけるヒグマ対策の実施体制に係る課題			
1	専門的な知見や育成の機会が不足していること	59	34.1%
2	職員数が不足していること	37	21.4%
3	優先する施策が他にあること	20	11.6%
4	職員の在任期間が短いこと	18	10.4%
5	その他	37	21.4%
6	未回答	2	1.2%
合計		173	100%

(注)「5 その他」の具体的内容は、質問8-7参照。



質問8-7

質問8-6で選択した課題により、どのような影響が出ていますか。下の回答欄に具体的にご記載ください。

○ 「専門的な知見や育成の機会が不足していること」による影響

No.	影響
1	出没時の適切な対応の判断
2	ヒグマの目撃情報や痕跡を発見した場合、ヒグマによるものかどうかなどの判断を猟友会などに頼ることになるが、いつでも対応可能というわけではないため、判断などするのに時間を要することがある。
3	有効な対策を出来ているの不明瞭
4	個体確保を実施するかどうか、危険性がどこまであるか等の専門性を伴った状況判断ができていないか判断が難しい。
5	箱罠の近くに出没したクマを罠へ誘引して捕獲できなかったこと
6	地元猟友会にお願いしている状況である。
7	ヒグマが出没した際の対策等を経験した者が異動した場合、即時的な対応に影響が出ること。
8	適切な対応を考えることが難しい。
9	専門的な知識がないため、狩猟者へ任せきりになっている。
10	出没時の迅速な対応ができない。
11	問題が発生したときの的確な判断や対策の実施を行うのが難しいこと。
12	現在配属されている職員はヒグマに関する専門知識を持った職員がおらず、実際にヒグマが出没した際の対応（問題個体であるかの判断、追い払い等）を適切にできるか不安がある。
13	毎年のように農業被害が発生しているが、今までに一度も捕獲に至ったことがない。猟友会にもクマ駆除経験のあるハンターが少なく、糞などからのヒグマの特定等が難しくなっている。
14	ヒグマ出没時の危険判断や生態の知識等
15	マニュアル的な対応しかできない。
16	現在、若手ハンターを1名雇用し、育成を行っているが、その他の若手ハンター育成の機会が不足している。
17	出没された跡などを職員で見つけるのがなかなか難しい。
18	休日のヒグマ出没による緊急呼出により単独で現地対応に当たることになった職員について、経験や研修等による育成が十分でなかった場合は、適切な対応を取ることが出来ない可能性がある。
19	箱罠による捕獲に対する知識が少ないため、捕獲することが難しい
20	対策が有効かどうか分からない。
21	出没情報を受けた時の対応方法について即座に判断することができず、対応に時間がかかってしまうこと。
22	専門的な知見が乏しいので、職員が中心となつての対策実施をできておらず、地元の猟友会の協力が不可欠となっている。
23	被害を防止する有効な措置がとれない。
24	ヒグマが出没ならびに箱罠にかかった際の対応は猟友会長に一任しているかのような状態であり、猟友会への負担が多大なものとなっている。
25	専門的な知識等が不足している。
26	ヒグマの対策について、猟友会からの意見に頼らざるを得ない。
27	出没時の対策の遅れ
28	近年ヒグマの出没件数が増加傾向にあり人的リスクが高まっているが、目撃情報があった際の対応、問題個体の特定に苦慮している。
29	新型コロナウイルスの影響で、研修が少ない。また、ヒグマの研修よりもエゾシカの方を重点的に行っているため、ヒグマの研修そのものが少ない。
30	地元猟友会駆除員からの意見で一本化する傾向にあり、行政または一般住民の視点の意見を交わしにくい。
31	①長期的なタイムスパンを想定した対策が困難 ②対策の効果検証が困難 ③駆除作業等の実際の対策作業に村職員がかかわることが現実的に不可能
32	経験に基づく行動予測が困難になっている。
33	専門的な知見を有した猟友会員の助けがなければならぬため、時間を要する。
34	農業被害のみならず、人的被害等が発生しないようどうすべきかということに対し、何らの施策も講じられていない。
35	専門的知識不足による解決策等の見出しが困難
36	知見が不足していることによる施策の立案である。
37	経験不足により、ヒグマの出没時や目撃情報があった場合の行動予測が難しい。

○ 「職員数が不足していること」による影響

No.	影響
1	緊急的なヒグマ対応時における他の施策の遅延等
2	早朝、夜間、休日での対応のため、他の業務に支障をきたしている。
3	出没时间に十分な体制を敷くまでに時間がかかる
4	他の業務を抱えながら突発的に発生し、専門的なため、特定の人達に負担がかかっている。また、その特定の人達が抜けてしまうと、対策の判断の正当性に欠けてしまう危惧がある。
5	職員数が不足していることで、現場と庁舎との連携が不十分となる。また、休日等に出没情報があった場合に、出動できる職員が不足している。
6	現場対応、事務処理、調査関連で迅速な対応に欠ける場合がある。
7	大きな事故が発生した場合対応しきれないのではないかとと思われる
8	他の業務が重なり、ヒグマ対策に即座に対応できない場合がある。
9	具体的支障等が発生しているわけではないが、慢性的な人手不足により対策等を実施する余裕がない。
10	職員数が不足しており他の業務との兼務であるため、ヒグマ出没时间等の対応により業務に支障が出る。
11	財政的支援、職員の増員が見込めず、専門的知識・経験が得られず、定期的な配置移動による課題もある。
12	ヒグマが出没した場合の対応が遅れる（箱わなを設置する場合には運搬・設置に相応の職員が必要）
13	農業政策等の業務と兼務なことから、ヒグマ対策業務に重点的に対応できない。
14	ヒグマの出没时间の対応は人命に関わることであるため、迅速に対応する必要があるが、本務（林務課係の業務）に支障を来すことがある。
15	ヒグマ試料採取のための解体協力などにより、通常業務が圧迫されている。
16	ヒグマ出没が頻発する時期に業務が集中し迅速な対応ができない場合がある。人手と予算とも不足している。
17	出没数が増え続けていく中、十分な対応が困難
18	他の業務が停止してしまう。出勤の機会が多く休日も拘束されてしまう。
19	緊急時の対応への影響
20	ヒグマについては優先度が高いため、他の事務事業に影響が生じる。
21	他の業務と重なり人員の確保ができず、初動対応（出没場所の確認）が遅れが生じる。
22	職員数の不足から、兼務によってヒグマ対策へすべての労力を費やせるわけではないのが現状。
23	ヒグマ対策で時間を取られ、その他の業務が遅れを取ってしまう。
24	他の業務が停滞してしまう。
25	最優先でヒグマの対応を行うので、他の業務に手をかけられず、進められない。
26	対策を取るのにも限界がある。
27	課として、農林水産、商工観光、まちづくり、施設管理と様々な担当があるため、出没が多くなりイベント等と被ると、人員が不足する。

○ 「優先する施策が他にあること」による影響

No.	影響
1	業務内容の幅が広いため、ヒグマ対応のみに専従することはできない。
2	ヒグマの人里への出没が続いた場合、他の優先する施策に充てられる時間が削られ、その施策の遂行に影響がある。
3	ヒグマ出没の頻度が他の有害鳥獣と比較し少なく、知見や育成の機会が設けられていない。
4	クマ出没が多発すると他の業務が停滞するなど、クマ対応を優先するため支障が出ることもある。
5	ヒグマによる被害がわずかであることと、他業務による事務の圧迫
6	林務行政を兼務しているためヒグマ出没事案の増加により林務施策の推進や町有林管理業務に影響が出ている。職員の労働時間の増大も課題。
7	農作物の被害が減らない。
8	鳥獣被害対策だけを主業務としていないため、専門知識の習得や課題検討を行う時間的余裕がない。人員不足も課題・
9	シカ、アライグマに比べ担当者以外は危機感を持っておらず、地域住民（農業者）も農業収入や経費助成に関する施策に興味を持ち、鳥獣被害（特にヒグマ）には捕獲のみを要望している。
10	ヒグマ対策をどの程度徹底すべきかの合意形成ができていない
11	予算の削減。専門職が不在。
12	林務等も兼ねて業務を進めているため、ヒグマの対策業務等に大きく時間を割けない。
13	ヒグマの出没等、緊急の対応が必要な際は、すべての作業を中断してヒグマ対策に当たらなければならないため、ヒグマ対策以外の業務に支障が出る。
14	調査・普及啓発に時間がさけない。ヒグマの危険度判断ができない。
15	ヒグマの出没被害より、エゾシカの被害のほうが大きいため、その被害対策を優先している
16	対応が遅れることが懸念される。

○ 「職員の在任期間が短いこと」による影響

No.	影響
1	経験によってヒグマの行動を会得し、行政の政策にも反映されることを考えると、在任期間が短いと十分な素早い対策が取りづらい。
2	ヒグマ出没の頻度が少ない地域（数年に1回程度）であるため、ヒグマ出没時に対応経験のある職員が少ないこと。
3	ヒグマ対策について、当町は今のところ出没のみで実質的な被害は生じていないが、実際に被害が生じた場合に担当する職員が適切に対応できるかが不安である
4	3年程度で人事異動が発生するため、関係機関の方がその都度苦労しています。
5	クマとそれ以外の動物のフンや足跡等の痕跡の見分けがつかない
6	職員の在任期間が短いため、知識を蓄えるのに時間を要してしまう。
7	職員の在任期間が短いためヒグマ対策の経験が不足している。
8	職員の異動等による猟友会や近隣市町村との連携の再構築
9	担当係は3名いるが、うち2名は若手職員（1～2年目）で、1名のベテラン職員に仕事が集中してしまい、十分なヒグマ対策が実施できない。
10	痕跡の把握や状況判断が鈍る。
11	担当した経験者が情報交換する程度、専門知識はない。
12	職員が短期間で変わり、職員数も少ないため適切なヒグマ対策が難しい
13	人事異動で担当が変わるたびに、人材育成をやり直すこととなり、いつまでたっても人材不足が解消されない。
14	職員の在任期間が短いことで、専門的な知見や育成機会があっても、その内容が後任に完璧に引き継がれない。
15	知識・経験不足によるヒグマ出没時の迅速な対応。

○ 「その他」の課題による影響

No.	課題	影響
1	職員に専門職員がおらず、また他業務も兼ねていることから人員不足、知見不足であり、出没時の緊急的対応しかできない。	土日、休日、夜間に出没した際の対応。追払いや駆除に対する正しい判断が難しい
2	人里に出没するヒグマを駆除する方法が銃器が主であり、制限が厳しいため駆除に時間がかかる。被害の未然防止に対応する施策（電気柵・箱罠）への助成が必要。	猟友会や駆除従事者に負担がかかる。
3	鳥獣害対策従事者が高齢化し減少していく中で、新規の従事者確保が困難であること。	別の仕事をしながら従事している方が多く、高齢化も進んでいるために、害獣の出没時に駆除依頼等がしにくい状況である。
4	侵入防止策の核心となる場所が市域外のため、実効性のある侵入防止策が困難である。	実効性のある侵入防止対策ができていない。
5	ヒグマ対策に即時対応できる狩猟者の高齢化：近年、町内においても、20代～60代までの新規狩猟者が増えつつあるが、平日の日にヒグマ対策のため急遽出動できるのは、退職した高齢者世代に限定される。そのため、地域の狩猟者増加が必ずしもヒグマ対策の即戦力にはならない現状があり、高齢者世代が引退を迎える中、新規狩猟者の育成とともにヒグマ対策に即時対応できる人材を確保していくことが今後の課題である。	罠の設置など肉体的な作業を高齢者世代が負わねばならず、年々体力的な負担が増えている。また、人手が足りない場合は役場の職員が作業に加わる場合もあるが、クマ以外の有害鳥獣対策やその他業務もあるため、対応する職員の業務負担も増加している。
6	予算不足。	狩猟者への支援等が不十分であるため、ヒグマに対応できる人材の育成に支障をきたしている。
7	町内で銃猟によるヒグマを捕獲した経験のある有資格者が不在で、有事の際に対応が難しくなる可能性があります。	今のところ、特に影響はありません。
8	目撃回数、捕獲頭数が増加し、職員の他の業務への影響が増えている。職員数というよりも体制や仕組みに問題があると考えられる。	通報後の見回りや捕獲は突発的であり、週に複数回熊に関する業務が発生し、予定が立たず、他の業務に遅れが生じる
9	常時ヒグマ対策を講じている訳ではないが、出沒や捕獲に至った時の職員の負担と業務量の増	休日、夜間を問わない対応による職員の負担増
10	行政側のみに対策の責任を負わせようとする傾向が強い（関係団体・議員等）。	地域全体での理解や協力が得られないため、体制強化が難しい。
11	住宅地に近い場所での出沒における狩猟者の発砲について、現場の警察官が発砲許可するまで時間を要する又は発砲許可を判断することが困難な場合がある。	有害個体が発見出来ても狩猟者の判断による発砲が困難な場合がある。
12	ヒグマを捕獲できるハンターの不足	現在ヒグマを捕獲できるハンターが1名しかおらず、そのハンターも65歳を超えて高齢化になってきているため、今後ヒグマを捕獲できるハンターの見込みがない。
13	担い手の不足	若いハンター（20～40代）が少ないため、今後5～10年先での有害鳥獣対策が困難になる恐れがある。
14	ハンターの高齢化及び減少。	ヒグマの出沒及び被害が発生しても即時に対応ができないことがある。
15	狩猟者の担い手不足	1人当たりのヒグマ対策業務の負担が大きい。
16	鳥獣対策協議会を組織し一部補助金を活用しているため、特別交付税等の措置を活用しづらい。	実施隊員への出動依頼時の予算確保
17	猟友会の人手不足	すぐに巡視できない状況がある
18	専門的な担当者（野生鳥獣専門員・常勤嘱託）を配置することにより、体制の充実を図ることができたが、現在のところ、当配員は固定的なものでなく、町の例規にも定められていない。任期の上限はないものの、配員や雇用は約束されたものではない。また、人員の配置に対して関連の国補助等の充当はなく、苦しい村財政から捻出している。	業務を形骸化せず、毎年、実績と必要性を確認しながら、村民が身銭を切って雇用していくことの意義も大きいと考えられる。村として責任ある実施体制と、絶え間ない業務の改善を図っていくために、制度に落ち込まないあり方を大切にしたいと考えている。
19	予算の都合上、対策を講じるのにも限界があること。	出沒の注意喚起はできても、人里への出沒を食い止めることはできないということ。
20	猟友会の高齢化	現状、影響はないが今後の人材確保が課題（今の猟友会の方がリタイアした後）
21	経験がないため、出沒した場合の対策が課題。	経験が少ないことが最大の課題であり、専門の職員も配置できない。
22	捕獲従事者の確保	当面は猟友会に駆除を依頼できるが、新規加入や技術の伝承が困難な場合、将来的に円滑な駆除ができなくなる可能性がある。
23	対策業務のほとんどを外部委託している。予算不足が課題。	ヒグマ対応頻度の低下。外部委託先の時間外労働の増加。
24	ヒグマ対応時の警察との連携（市街地付近の発砲許可等）。現状市街地付近では猟友会による銃所持によるパトロールは自粛中なので、緊急時の発砲は不可能な状態。	人身被害等発生時に迅速な対応が出来ない。対応した場合、発砲者が逮捕される危険性がある。銃を所持しないパトロールだと職員やハンターの危険性が高まる。市街地付近のヒグマ対応は、現状の法令下では警察が行うべき。
25	狩猟者の担い手不足	ヒグマ目撃時のパトロールする人材の不足

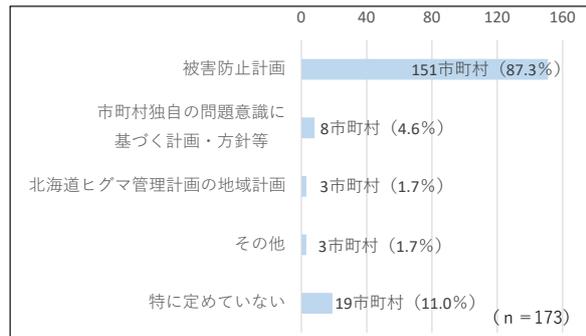
26	ヒグマを捕獲できるハンターの高齢化や担い手不足	現在は特に影響はでていないが、数年後の捕獲体制が懸念される
27	ヒグマの生息数が年々増加していること。	ヒグマ目撃の通報数増加。
28	予算不足	進入防止柵の設置や周知看板の作成、下刈り要員の確保が困難
29	捕獲の担い手の確保	将来10年後にはヒグマを捕獲できる狩猟者がいなくなってしまう。
30	ヒグマが市街地付近や交通量の多い場所に出没した際、銃の発砲を検討しなければならない状況における警察と北海道の連携体制	<p>ヒグマの出没は全道どこでも起こりえることであり、その対応は北海道、警察、各自治体（地元ハンター）の三者が連携して対処するものと考えられる。しかし有事（交通量の多い場所における困難ケース発生時）において、道や警察は連携というよりは、自治体から尋ねられたこと（法的整理など）には回答するが、「法的にはこうだが後は自治体で決めること」という消極的なスタンスに見受けられた。</p> <p>実際、自治体が現場を確認（ハンターと連携）し、各種調査、方針を検討するさなか、並行して寄せられる電話問い合わせや取材のほか、発砲における法的課題の検討や保護に向けての専門家への意見聞き取りなど、そのほとんどを自治体で行った（もちろん道や警察で何も検討していなかったわけではないはずだが、少なくとも解決に向けて、能動的に有効な意見や助言をいただけたことはほとんどなかった）。こうした諸対応に時間がかかってしまい、対応が後手後手に回ることとなり、現場でただ見ていることしかできず報道を目にした全国の方々から「自治体の対応が遅い」と批判ばかりを受ける形となった。せめて所管する法律（北海道は鳥獣保護法、警察は猟銃、火器取扱い、公道に関する各種法令）に関する整理を、道と警察で協議し、自治体に情報提供や総合的な助言など行ってくれる体制が整っていれば、結果はともかく先手を打って対応できたかもしれない。</p> <p>ちなみに、法について助言を求めた際、道からは「鳥獣保護法（捕獲許可）上は発砲できる。警察とも協議し概ね理解を得ているのでそちらにも確認を」といった主旨の説明を受け、確認したところ「話が違う。道と確認したのは警職法では発砲できない（人身に重大な被害が及ぶような危険な状況ではない）、（鳥獣保護法で）発砲するかは自治体で決めることであり警察で賛意したわけではない。発砲する際は道路封鎖など協議しなければならないため連絡を（猟銃担当）」と言われ、さらに別の担当（警察・公道）に話を伺うと「金属片（銃弾含む）が残ったり、傷をつけた場合は発砲者が違反となるおそれがあるので、発砲の判断には相当慎重を期すべき」と助言を受けた。これらバラバラの意見はすべて自治体でまとめ、結局は道交法上、違反の可能性が残ることから発砲はしない、と判断したわけである。これらやり取りの影響としては、前述のような机上で可能な（法的）検討こそ、道と警察で協議し進めておいていただければ、自治体はより情報収集や問い合わせ対応、道への報告用資料の作成など速やかに行い、また道や警察などの助言を聞きより深く検討を進められ、現場への指示、連携を密にし、よりスムーズな対応（方針の決定）につながったものと推察される。</p>

9 ヒグマ対策に関する計画等について伺います。

質問9-1

貴市町村では、ヒグマ対策を実施するに当たり、何らかの計画・方針等を定めていますか。当てはまるものを**全て選択**してください。

市町村におけるヒグマ対策に係る計画・方針の作成状況（複数選択可）			
1	被害防止計画	151	87.3%
2	市町村独自の問題意識に基づく計画・方針等	8	4.6%
3	北海道ヒグマ管理計画の地域計画	3	1.7%
4	その他	3	1.7%
5	特に定めていない	19	11.0%
合計		184	



質問9-2

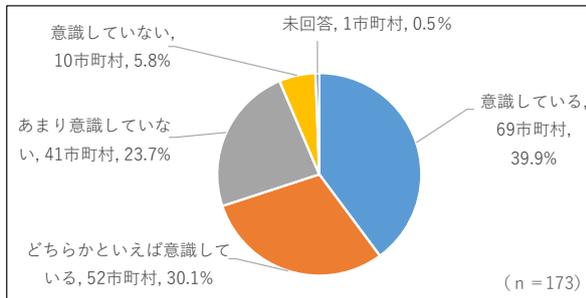
質問9-1で②、③又は④を選択した市町村に伺います。計画を定めることとなった主な理由は何ですか。

No.	計画を定めることとなった主な理由（主なもの）
1	ヒグマの市街地侵入に伴い、市民生活の安全確保のため、本市がこれまで実施してきたヒグマ出没対策の強化に加え、ヒグマの市街地侵入抑制策の推進が必要となったことから。
2	現場でよかれと判断するだけでなく、全庁、全村の支持を受け、共感のもとで実施できる環境を作るため。
3	人事異動で担当者が変わっても対応できるようにするため。また、イレギュラーな出没がふえてきたため

質問9-3

貴市町村では、ヒグマ対策を実施するに当たり、北海道ヒグマ管理計画を意識していますか。当てはまるものを**一つ選択**してください。

ヒグマ対策を実施する際における北海道ヒグマ管理計画の意識状況			
1	意識している	69	39.9%
2	どちらかといえば意識している	52	30.1%
3	あまり意識していない	41	23.7%
4	意識していない	10	5.8%
5	未回答	1	0.5%
合計		173	100%



質問9-4

北海道ヒグマ管理計画に関するご意見があれば、下の回答欄に具体的に
ご記載ください。

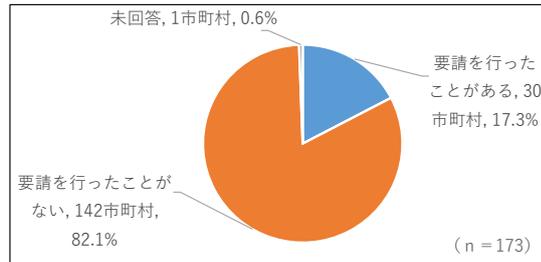
No.	意見
1	個体数調整への転換、猟友会への各種支援策（資金面、担い手育成）
2	計画は作成しているものの、具体的な対応は丸投げ
3	出没個体の判断フロー（有害性の判断基準）が、市街地への侵入を意識したつくりになっていないため、判断に迷うことがある。また、段階の数字が増えることは、市民感覚として、危険度合が段階的に上がっていくと解されるのだが、道管理計画の段階の数字はそのような認識ではないため、市民やマスコミへの説明に大変苦慮する。
4	日に数十キロ以上移動し、数市町村に跨って活動するヒグマの捕獲対応については、活動を行政界で区切られる市町村が対応するのは無理があり、広域自治体（北海道）が主体となって対応すべきと考える。当市のヒグマ出没地は、周囲を住宅地に囲まれた孤立林となっている道立自然公園であり、山林での出没とは全く状況が異なる。このような地域における対応は、原稿の「山野」「人里」の区分では不十分であり、排除地域を設定するゾーニングの必要性について、専門家からも意見が出ているので、ゾーニングの導入及び市街地出没時の捕獲のあり方について盛り込んだ計画見直しを要望する。
5	ヒグマ初期対応の、標準的な対処や段階的な危険判断のレベル設定事例、捕獲頭数の緩和
6	ヒグマが増加しているのではないかと感じている。増えているのであれば、保護重視の計画を見直し、捕獲を積極的に行う計画にする等適時に適切に更新していただきたい。
7	ヒグマは増加傾向、ベテランハンターは減少傾向の中、保護やICT等先進技術推進も大事ですが、昔ながらの捕獲技術の春グマ捕獲や犬を使った問題個体の捕獲方法を文献で残すだけでなく、少しでも次の世代に引き継ぐ施策も推進していかないと、個体数を減らしたい場合や人身事故等で問題個体を捕獲したい場合の対策が難しくなるのではないのでしょうか。
8	近年、ヒグマの個体数が増加していると感じている。ヒグマは保護動物でもあるため、積極的に捕獲するまでには至っていないが、今後は個体数調整の必要性も検討すべきだと思います。
9	クマの増加が考えられるので、数量調整目的の捕獲を検討するべき段階に来ていると思われる。
10	計画に基づき、北海道として対策予算を盛り込んで欲しい。
11	同計画は十全のものではないと思われるが、趣旨に沿って実施するとともに、実施結果、課題、改善案などを可能な限り集め、関係者間で共有を図ることで、より良い改善に積極的に関与したいと考えている。
12	平成2年に春グマ駆除を禁止して以降、北海道内のヒグマが増加し悪影響を及ぼしている状況なので、今すぐに個体数を減らすための対策を取っていただきたいと思います。
13	内容について把握していないのでより一層の周知をお願いしたい。
14	離島は管理計画に含まれていない。
15	ヒグマ対策に係る補助金等の創設等も必要と考えます。

10 ヒグマ対策に関して、国の出先機関や北海道に対する連携や支援の要請状況について伺います。

質問10-1

ヒグマ対策に関して、これまでに国の出先機関や北海道に対し連携や支援の要請を行ったことがありますか。当てはまるものを一つ選択してください。

国の出先機関や北海道に対する連携や支援の要請実績の有無			
1	要請を行ったことがある	30	17.3%
2	要請を行ったことがない	142	82.1%
3	未回答	1	0.6%
合計		173	100%



質問10-2

質問10-1で「①要請を行ったことがある」を選択した市町村に伺います。連携や支援の要請を行った機関を全て選択し、要請の内容を下の回答欄に具体的にご記載ください。また、各機関の対応について当てはまるものを、以下の「選択肢」から一つ選択してください。

【北海道】

No.	連携や支援の要請を行った内容	対応状況
1	鳥獣被害防止対策事業の交付金など	i 十分であった
2	許可関係	i 十分であった
3	自動撮影カメラ・ヒグマ用くくりわな借用等	i 十分であった
4	電気柵が市場に出始めたばかりの初期の頃、お試しの電気柵の貸出しを要請。	i 十分であった
5	電気柵の借用及び設置指導	i 十分であった
6	ヒグマ捕獲許可申請等、情報共有	i 十分であった
7	鳥獣被害防止総合対策事業による補助金支援	i 十分であった
8	秋の実なり調査等	i 十分であった
9	総合対策	i 十分であった
10	共同バトロール、普及啓発活動	i 十分であった
11	捕獲用箱ワナ設置に係る手続きの迅速化（事後報告の了承）	i 十分であった
12	有害鳥獣捕獲対策事業補助金	i 十分であった
13	駆除の際、麻酔を打つ業者との調整、許可について	ii どちらかといえば十分であった
14	主に道警ですが、ヒグマ出没の都度、地域住民への注意喚起について協力を要請しています。罾の設置に当たっては、銃器による止め差しが可能な設置場所の確認に同行していただくとともに、捕獲された際には交通規制についても要請しています。また、令和元年8月の市街地の出没の際には、警職法の適用について速やかに判断できる体制の整備を要請しました。	ii どちらかといえば十分であった
15	道有林への立ち入りや出没情報の連携	ii どちらかといえば十分であった
16	ハンターの育成や安全管理について。	ii どちらかといえば十分であった
17	対策すべて	ii どちらかといえば十分であった
18	出没への対応に関する専門的な助言	ii どちらかといえば十分であった
19	①緩衝帯設置のための刈払や伐採を依頼②手負いグマ追跡のための緊急の入林申請	ii どちらかといえば十分であった
20	令和元年12月に市街地に出没したヒグマの対応について、捕獲に至るまでの関係法令等の確認	ii どちらかといえば十分であった
21	道立自然公園におけるヒグマ出没への主体的な対策や、市街地出没に対する専門家のサポートを要請	iii どちらともいえない
22	高速道路に侵入し負傷したヒグマの対応について	iii どちらともいえない
23	1、問題個体の早期駆除に向けた取組の推進 ア. 行動範囲の広い野生動物に対するの広域的駆除体制の確立・ガバメントハンターの育成配置 イ. ヒグマの関する知見の集積と地域へのフィードバック 2、ヒグマの適正な個体数管理の推進 ・生息数の把握と必要に応じた春グマ駆除の実施 3、生産者支援の実施 ・電気柵の導入支援 ・飼料の確保対策・支援	iii どちらともいえない
24	捕獲許可の運用に伴う規制緩和要請等	iii どちらともいえない
25	他市町村との連携について	iv どちらかといえば十分ではなかった
26	鳥獣被害防止対策事業の交付金	v 十分ではなかった
27	許可を出すだけでなく、各振興局で専門性のある人員配置をした上で、各市町村の地域事情を踏まえながら、現場も含め実際の対応や対策にも関わってほしい。	v 十分ではなかった

【北海道森林管理局】

No.	連携や支援の要請を行った内容	対応状況
1	毎年実施している国有林内における生息調査について、ハアトラップの設置や林道の通行許可等の協力を要請しています。また、令和2年より人材育成捕獲を実施しており、その実施場所として国有林内を使わせていただいております。	i 十分であった
2	一斉捕獲の場所設定に係る申請など	i 十分であった
3	許可関係	i 十分であった
4	国有林の林縁に設定してある防火帯に電気柵を設置させてもらう事を要請。（隣のデントコーン畑への熊の侵入防止。）	i 十分であった
5	国有林の入林許可	i 十分であった
6	ヒグマ目撃情報の提供、共同パトロール、普及啓発活動	i 十分であった
7	国有林内にヒグマの罠の設置許可	i 十分であった
8	国有林への立ち入りや出没情報の連携	ii どちらかといえば十分であった
9	国有林のヒグマ対策に関しては、もっと当事者意識をもって、その地域の市町村と連携してほしい。	iv どちらかといえば十分ではなかった
10	ヒグマ対策における土地管理者の責任に基づく各種対応	v 十分ではなかった

【北海道開発局】

No.	連携や支援の要請を行った内容	対応状況
1	国が管理する河川や公園などにおいて、ヒグマが出没した際には、注意喚起看板の設置などを要請しています。	i 十分であった
2	国道沿いの駐車スペースの封鎖	i 十分であった
3	電光掲示板へのヒグマ出没注意喚起文言の掲載、ヒグマと人の距離が近すぎる駐車帯の封鎖、普及啓発活動	i 十分であった
4	道路のシカ柵設置に伴うヒグマの行動経路の攪乱に対する懸念	iv どちらかといえば十分ではなかった
5	ヒグマが事故や渋滞の原因となることも踏まえて、道路管理方針にヒグマや野生動物対策の要素も含めて、実際の道路管理を実施してほしい。	v 十分ではなかった
6	-	i 十分であった

【北海道地方環境事務所】

No.	連携や支援の要請を行った内容	対応状況
1	許可関係	i 十分であった
2	特別保護区等への監視カメラの設置許可	i 十分であった
3	国立公園内のヒグマ対応方針の変更、共同パトロール、普及啓発活動	i 十分であった
4	国立公園や鳥獣保護区ではもっと当事者意識をもって、地域事情を踏まえた上で、対策に関わってほしい。それ以外の地域でも、国立公園や鳥獣保護区からヒグマが分散している状況を踏まえた上で、保護区等と一体的に考えてほしい。	iii どちらともいえない

【地方独立行政法人北海道立総合研究機構】

No.	連携や支援の要請を行った内容	対応状況
1	頻繁に出没し人なれしている個体に対する対策等について	i 十分であった
2	検体の郵送、被害防止計画の専門的知識の助言等	i 十分であった

質問10-3

質問10-2で、連携や支援の要請を行った機関の対応について「iv どちらかといえば十分ではなかった」又は「v 十分ではなかった」を選択した市町村に伺います。その理由について、下の回答欄に具体的に記載ください。

【北海道】

No.	連携や支援の要請を行った内容	理由
1	毎年、ヒグマ対策に係る交付金を受けている。	-
2	他市町村との連携について	具体的な連携等については北海道は関与せず、市町村同士でのやり取りになることから
3	許可を出すだけでなく、各振興局で専門性のある人員配置をした上で、各市町村の地域事情を踏まえながら、現場も含め実際の対応や対策にも関わってほしい。	複数市町の対策をとりまとめてほしい。専門性のある人員配置が振興局にはされているが、対策現場への関わりはほぼない。

【北海道森林管理局】

No.	連携や支援の要請を行った内容	理由
1	ヒグマ対策における土地管理者の責任に基づく各種対応	あまり危機意識を持ち合わせていないような印象であり、具体的な連携等に繋がらない。
2	国有林のヒグマ対策に関しては、もっと当事者意識をもって、その地域の市町村と連携してほしい。	国有林内の対策に関して地元市町村との連携がほぼない。

【北海道開発局】

No.	連携や支援の要請を行った内容	理由
1	道路のシカ柵設置に伴うヒグマの行動経路の攪乱に対する懸念	シカの事故は考えているが、クマは特に気にしていないような感じであった。
2	ヒグマが事故や渋滞の原因となることも踏まえて、道路管理方針にヒグマや野生動物対策の要素も含めて、実際の道路管理を実施してほしい。	道路管理に对策の要素がほとんどない。

【北海道地方環境事務所：該当なし】

【地方独立行政法人北海道立総合研究機構：該当なし】

質問10-4

ヒグマ対策について、国の出先機関や北海道の連携や支援、対応等に関するご意見・ご要望があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

● 国の出先機関に対するご意見・ご要望

No.	意見・要望
1	地域住民への説明会等（専門的な意見・考え方）
2	ヒグマ出没場所付近における国有地の刈払い及び電気柵の設置の協力を要望する。
3	国の機関のどこが協力してくれる部署が全く周知されていない。また出没に苦慮していることをTVで報道されても何のアクションもなかった。国は何をどのように協力してくれるのか。周知してほしい
4	石狩西部地域個体群について、個体数が増加傾向にあることが専門家等から指摘されており、レッドリストへの掲載が本当に必要なのか直ちに見直しをいただきたいと思っております。
5	石狩地域のヒグマ個体数は、体感的にも急増しており、環境省RDの「絶滅の恐れのある地域個体群」指定の検証及び見直しを検討して欲しい。
6	警察官職務執行法第4条第1項にかかる、警察の積極的な関与について一層の促進を願いたい。
7	箱わな設置の判断や、猟友会発砲の判断等の相談をする場合があるので助言を求めたい。
8	国有林での、定期的な駆除
9	市町村職員が専門的な知識や技術、事業例などを学べる研修会を開催してほしい。
10	国や道との広域的な連携による抜本的な対策を講じる必要がある。
11	ヒグマの生息域調査や個体傾向、山林内食料状況、専門家による研究などは、市町村単位では人員・予算的にも難しいので、国等で支援・対応等を行ってほしい。
12	ヒグマ対策担当者向けの研修実施など、知見の提供や職員育成の支援をいただきたい。
13	国有林におけるヒグマの管理。
14	農作物被害は、自主防衛が基本であることから、電気柵の購入補助をお願いしたい。
15	市街地等に隣接する国有林の間伐及び河畔林の間伐
16	森林管理署様には、日ごろからヒグマに限らず、猟区の運営に至るまで、きめ細かく対応いただいている。環境省の事務所様とは、直接のやり取りをあまりしていないので、何を求め得るのか、実感のないところ。
17	国に専門職員を配置し、道や市町村に対し捕獲業務等の指導・支援を行う。
18	今後ともヒグマと人との軋轢を防ぐ仕組みづくりやマンパワーの提供についてご協力をお願いしたい
19	ガバメントハンターの導入
20	ヒグマ及びエゾシカ等の鳥獣害に対応する高い専門性を持った有望な人材をもっと多く養成して、現場で活躍させてほしい。
21	どのような支援をいただけるのかがそもそも不明
22	国立公園や鳥獣保護区内のヒグマ対応に関して、現場の状況を把握し、主導的に動いて頂きたい。

● 北海道に対するご意見・ご要望

No.	意見・要望
1	地域住民への説明会等（専門的な意見・考え方）
2	ヒグマ出没場所付近における道有地の刈払い及び電気柵の設置の協力を要望する。
3	エゾシカを含め、広域で移動する動物の対応を市町村へ丸投げするのではなく、主体的に対応してほしい。それに市町村は協力する形が理想。
4	河川沿いや市街地周辺に出没した場合の鳥獣駆除関係部署と地元警察署と連携を進めていただきたい
5	ヒグマは市町村をまたいで移動するため、隣接市町村でのヒグマの出没情報をリアルタイムで把握できるような情報提供方法を検討願いたい。
6	市町村への支援は急務ではないかと思えます。専門家の派遣、市街地侵入抑制のための電気柵の緊急的な設置など、もっと積極的に振興局が関与、支援すべきと思います。
7	日に数十キロ以上移動し、数市町村に跨って活動するヒグマの捕獲対応については、活動を行政界で区切られる市町村が対応するのは無理があり、広域自治体（北海道）が主体となって対応すべきと考える。また、少なくとも周囲を住宅地に囲まれた孤立林である道立自然公園野幌森林公園内における侵入防止や捕獲等の対応については、関係機関との協議や調整なども含め北海道が主体的に対策をして欲しい。更に鳥獣保護管理法に基づく発砲が難しい区域では、警職法に基づく警察官による発砲の指揮がないと銃器を使用した捕獲ができないが、ヒグマの市街地出没における警察の指揮についてはマニュアル化等されておらず対応に苦慮しているため、北海道と道警本部で協議し、市街地出没時の警察の指揮体制についてマニュアル化すべきと考える。
8	ヒグマの個体によっては、自治体間を跨いで移動することが想定されることから、北海道が主体となり、広域的な連携を進めていただきたい。
9	箱わな設置の判断や、猟友会発砲の判断等の相談をする場合があるので助言を求めたい。
10	道有林での、定期的な駆除、奨励金等の額の増加、ハンター日当など鳥獣関連対策に関する道内標準額の調査や設定、補助事業手続きの簡略化
11	国や道との広域的な連携による抜本的な対策を講じる必要がある。
12	①出没時における北海道と警察の連携体制の構築について、②市街地等における負傷したヒグマに関する対応方針について、③麻酔銃及び麻酔薬の使用に関する考え方について、④銃の発砲に関する法令等の再整理
13	ヒグマの生息数は増加する一方、人口減少により地域に人間が少なくなった結果、ヒグマが人里に頻繁に出没し、人的被害の発生も懸念されている状況であるが、北海道の対策は保護に重点を置いており、駆除にかかわる全道的な取り組み（ハンターの派遣や捕獲技術の講習）等が急務。
14	市町村の対応に負っているところが多いと思うが、各地の有効な取り組みなど情報を共有する場を作って欲しい。ヒグマの出没に市町村界はないので、出没情報を地図上で共有できる取り組みを作って欲しい。
15	ヒグマに限らず野生鳥獣は行政区を自由に入出入りするので、少なくとも地続きの道内は、北海道がリーダーシップを取り統一見解で支援・対策等を行ってほしい。
16	道内では市街地内での出没事例も発生しているため、市街地内で出没した場合の迅速な対応策について検討していただきたい（警察による発砲許可判断の迅速化など）
17	①年度当初に担当職員向けのヒグマに関する講習会を開催してほしいです。②育成・支援については、道または国の支援事業があればいいと思います。
18	ヒグマ対策担当者向けの研修実施など、知見の提供や職員育成の支援をいただきたい。
19	①出没が多い場所での刈払いを実施するため、補助金を増額してほしい。②電気柵を設置できるよう支援を求める。
20	ヒグマの捕獲従事者や担い手への補助。
21	ヒグマだけではなくエゾシカもセットで電気柵の貸出等考えて欲しい。
22	他市町村にまたがるヒグマ出没対策の連携に関しての仲介及び調整、北海道市長会「環境主管者会議」でも要望しているが精度の高いヒグマの生息状況調査
23	鳥獣被害防止総合対策事業補助金で捕獲したヒグマ解体料などの日当の予算措置をしてほしい
24	振興局自然環境係、本庁とも、平素から丁寧にお世話いただいており、感謝している。ヒグマ対策は、誰かにしてもらおうのではなく、地域として懸命に生活と生産を守る生き様そのものであり、まずは村と住民とで、何ができるのかを突き詰めていきたい。北海道や国には過分に多くを求めてはならないが、これまで同様のお力添えをお願いしたい。道総研のヒグマ研究部門はオーバーワークではないかと思われ、拡充を望みたい。
25	ヒグマは広域に移動する動物で生態を知る上では専門的知識が必要なので、ひぐまっぶのような情報を管理するシステムについては、北海道が運用して全市町村が使えるようにした方が情報量が増え参考になると思う。
26	道に専門職員を配置し、市町村に対して捕獲業務等の指導・支援を行う。
27	ヒグマの罠捕獲の許可を迅速に対応してほしい。現場と北海道では、危機感に差があり過ぎる。人命がかかっていること十分に理解し、対応願いたい。
28	他市町村とのヒグマ対策についての意見交換・情報交換の場を設けてほしい。その他、ヒグマ及びエゾシカ対策等に関する市町村職員向けの研修の場の提供。
29	市街地出没におけるヒグマ対応について迅速な現場判断ができるよう、北海道警察と協議して統一基準を設けていただきたい
30	ガバメントハンターの導入・
31	市街地でのヒグマ出没被害に対する具体的な行政対応、特に捕獲に従事するハンターへの発砲許可又は警察官等による捕獲等が速やかに行われるような実行性のある手続きを定めてほしい。
32	近隣市町村と連携し広域での捕獲を行う際に、北海道に実施主体となって捕獲事業を進めていただきたい。
33	・困いわず、電気柵等設置の補助制度 ・人材育成の研修、補助
34	担い手不足が叫ばれている中、北海道猟友会に対し厚い支援を願う
35	当事者意識をもって、各振興局が専門性のある人員配置をした上で、各市町村の現場に関わってほしい。

11 ヒグマ対策についてのご意見・ご要望を伺います。

質問11

その他、ヒグマ対策全般についてのご意見・ご要望があれば、下の回答欄に具体的にご記載ください。

No.	意見・要望
1	猟友会の熊の担い手の高齢化、人員不足により、各所での出没に対応ができない状況である。特に市街地での出没には、銃器による対応が不可能であり、忌避対策の研究とその支援の早急な対策が必要である。
2	市街地に出没したヒグマの対応は、市町村では困難、またそのような個体は駆除せざるを得ないと思うが、わなは無理なので警察が対応するしかない。しかし警察は、市町村だという考え方。道のフローチャートにあるように警察がすみやかに警備法に基づいた対応ができる仕組みや制度を作らないと市町村では対応しきれない。
3	保護の必要性は理解するが、人里に出没しないための施策が必要。
4	全道的にデントコーンの被害が大きいのですが、電気柵の設置などはあまり進んでいないようです。農家の方の意識改革も当然必要なのですが、北海道も本腰を入れて積極的に関与（例えば電気柵の設置を義務とする代わりに設置費用を潤沢に補助するとか）していかないと、被害は増えつづける一方なのではないでしょうか？
5	市町村の区域など飛び越えて移動する野生動物の対策こそ、「広域行政」として北海道が中心となって担うべきもので、資金、職員数、地域の技術者（ハンター）の数及びレベルなどに著しい差があり、結局活動が行政界で縛られる市町村に捕獲を丸投げするのではなく、認定鳥獣捕獲等事業者などを軸にヒグマ捕獲の専門チームを組織し、管内市町村で事案が発生した時に派遣して市町村は捕獲チームのサポートをするような仕組みを構築することが望まれる。
6	当市では今年度ヒグマの出没情報が多く寄せられたため、様々なケースでの対応策や判断（箱わなの設置や猟友会による発泡準備等の判断）に苦慮したため、国や道で具体的な対応策の研修会等を開催してほしい。
7	森林近くの市街地や農地などで、人とのあつれきを防止するため、休耕地のササ狩りや除草、遊休農地の果樹の伐木など、市町村や土地所有者が実施できるようにする補助金の創設
8	ヒグマの個体数の増加により出没件数が増えているため、国・道・町の広域的に対策を講じる必要があると感じます。
9	前例はありませんが、仮に住宅地に出没した際に、対応できるのか不透明。銃猟が可能なのはいいですが、公安との連携が即座に可能か不安です。住宅地ではそもそも発砲できないこととされていますが、住宅地に出没した際の（発砲も視野に入れた）公安の命令による駆除等のガイドライン（考え方）等があれば、定めて頂きたい。
10	今後のヒグマにおける被害防除のためには、これまで以上に北海道と警察間での情報共有、解決に向けての協力体制が欠かせないと思われる。また、過去の困難事例における検証（フィードバック）も重要であることから、最近多い市街地への出没によりやむを得ず発砲に至った（あるいは検討したが実施に至らなかった）事例の詳細について、全道の各自治体に対して広く周知していただけるよう、ご一考願いたい。特に、違反に抵触しかねなかった（あるいはヒグマ防除中の行為が実際に違反とされてしまった※鳥獣保護法に限らず）事例において複数回に渡り報道されたものについては、現状、地域の防除体制に大きな影響を及ぼしかねないことから、優先的に経緯について周知をしていくべきと思われる。
11	町村では人員もハンターも不足しておりヒグマ対策は広域的に一元化して行う必要がある。これまでの保護政策の結果全道ではヒグマ生息数は増加しており、地域での人口減少などの要因により人間の活動エリアに容易に侵入してきているが、人身事故を防止するためにも大規模駆除を実施する必要がある。近年自然保護の観点から、クマの駆除に反対する団体や人物からヒグマ駆除に抗議する動きも出てきている。住民の生活の安全を守るのが行政の責務であることから、これらの動きについても、報道機関と連携するなどしてヒグマが地域住民の生命を脅かす存在になっていること、駆除することが必要であること広く普及啓発する必要があると考える。
12	狩猟を目的とした個人が猟友会として組織されている現状で、行政が必要とする市民の安全と生命を守ることとは相違があることから、狩猟の扱いとは異なる有鳥獣駆除の扱いを別に基準（条例等）等を設けるべきと考える。（危険を伴う現場では、許可済者の指示許可、判断などは野獣に対する対応は災害を引き起こす原因）
13	当町では移動のみの熊と居座って悪さをする熊を分けて考えて対応している。そのような考え方も狩猟者、一般人に啓蒙する機会を積極的に作るのはいかがでしょうか。
14	問題個体の駆除に対する銃刀法の取り扱いが曖昧である。
15	ヒグマは行動範囲が広いので、市町村をまたいだ広域的な対策が必要（出没情報の共有化など）、そのためには北海道がまとめ役を担う必要があると思います。
16	①ひくまっぶ等の情報システムを各自治体で共有することができれば、各町のHPで地域住民や農林業関係者、登山者などへの情報提供や注意喚起ができると思います。②ヒグマに関する習性等の基礎知識を学ぶ機会を地域で開催してほしいです。
17	警戒心の低い個体が増加傾向にあることから人身被害の発生が懸念されるため、関係機関の連携はより一層重要となる。ヒグマに警戒心を持たせる取組も重要と考える。出没形態が多様化しているため研究機関からの技術支援が必要であり、研究機関の支援体制の充実を要望する。
18	ヒグマ対策全般への財政的支援や市街地での出没に対応する地域警察組織内の鳥獣対策班の創設
19	地域にとってのヒグマ対応は、ありうべからざる状況に対する非常の措置ではなく、同じ土地で懸命に生きる者同士の避けがたい接触であると考えている。被害に対する防止、といった社会的な建前論ではなく、保全と利用を包括的に捉えて、人としてより適応的な対応をできるよう、考えながら進めていきたい。
20	ヒグマに限らず鳥獣被害対策は専門的知識を要することから定期異動がある市町村職員（行政職）が被害対策全般を担うのは限界ある。
21	ヒグマの対策等について専門家の講話を聞いてみたい。また、行政として取れる対策の他市町村の事例を聞いてみたい。
22	過去5年間のヒグマの出没は横ばいですが、令和2年度は人里にヒグマが出没するなど、異例の状態となっています。国や道による個体数調査等の実施をお願いいたします。
23	1市町村だけが捕獲しても、周りが捕獲しなければ空いている縄張りとして入ってきてしまい、捕獲の意味がない。鳥獣保護の観点から種の絶滅とまでは言わないが、一定数の間引きは必要なのかもしれない。
24	電気柵やオオカミ型LED獣害撃退装置、ミスナラ等ヒグマの食料となる樹種の植栽に係る補助制度の充実を要望します。
25	ヒグマによる農作物や人的被害が猟友会の担い手不足から今後増えていく可能性がある。ヒグマに特化した担い手の育成や、ヒグマの危険性を考慮して緊急捕獲対策事業の補助金の金額を上げるなどして担い手に対しての補助を厚くすべき。
26	警察との連携や市街地付近に出没した際の警察対応、警察の意識改革。市街地付近で対応出来るよう、法令の再解釈。このままでは人身被害発生の危険性が高い。
27	砂川の事件以来、地元のハンターがヒグマの捕獲について敬遠している。・砂川の事件以来、地元猟友会がヒグマの捕獲について敬遠している。・砂川の事件以来、猟友会のヒグマ捕獲への敬遠が見られる。これ以上猟友会へ頼る体制も難しいため、ガバメントハンターの整備を要望する。・
28	現在、ヒグマが出没した際にヒグマ駆除員に出動を依頼しているが、会計年度任用職員として賃金を支出している状況であり、危険手当や捕獲報酬などの待遇を定めてほしい。
29	当町には規模が限りなく小さく農業が、あり被害も出ている。一方で、水産業にもヒグマの被害が発生している。当町周辺地域としては水産業が大切な資源であることから、資源を守っていくことも重要と考える。また、民家と森林が隣接して長細く民家が並んでいるなど特有な地域であるため、市街地発砲の難しさ等から、すぐに有害捕獲となりにくく、町民を危険にしている。これは市町村レベルでできることでなく、法律が現状のヒグマ対策の現場に追いついていないのが浮き彫りとなっている。これら法律と現場のギャップを埋める作業を、至急に国や警察等をお願いしたい。

総合振興局・振興局別のヒグマ対策の実施状況等

以下の表は、当局的調査結果に基づき、各選択肢に対する回答割合を振興局ごとに集計したものである。
各選択肢に対する回答割合は、（振興局の中で当該選択肢を選んだ市町村数） / （振興局の市町村総数(未回答を含む。)） × 100（%）で算出した。

(質問1-1) 過去5年間におけるヒグマの人里での出没状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	増えている	54.2%	50.0%	72.7%	71.4%	45.5%	57.1%	60.9%	25.0%	70.0%	44.4%	47.4%	25.0%	80.0%
2	減っている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3	変わらない	29.2%	37.5%	25.0%	18.2%	54.5%	28.6%	34.8%	62.5%	10.0%	44.4%	52.6%	62.5%	20.0%
4	分からない	4.2%	0.0%	5.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	出没していない	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問2-1) 過去5年間におけるヒグマによる被害の発生状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	発生している	41.7%	62.5%	85.0%	72.7%	100.0%	85.7%	91.3%	62.5%	60.0%	88.9%	94.7%	75.0%	80.0%
2	発生していない	58.3%	37.5%	10.0%	27.3%	0.0%	14.3%	8.7%	25.0%	40.0%	0.0%	5.3%	12.5%	20.0%
3	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問3-1) ヒグマの出没や被害の発生に対する認識

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	とても脅威に感じている	50.0%	62.5%	55.0%	72.7%	81.8%	85.7%	39.1%	50.0%	50.0%	55.6%	42.1%	75.0%	60.0%
2	どちらかといえば脅威に感じている	33.3%	25.0%	40.0%	27.3%	18.2%	0.0%	60.9%	25.0%	40.0%	22.2%	57.9%	12.5%	40.0%
3	あまり脅威に感じていない	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
4	全く脅威に感じていない	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

ヒグマ誘引のおそれのある農廃物の適正処理についての普及啓発指導		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	41.7%	75.0%	45.0%	27.3%	57.1%	54.5%	42.9%	65.2%	37.5%	40.0%	44.4%	52.6%	62.5%	60.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	33.3%	12.5%	35.0%	36.4%	14.3%	36.4%	28.6%	26.1%	25.0%	20.0%	27.8%	26.3%	12.5%	40.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	25.0%	12.5%	15.0%	27.3%	14.3%	9.1%	28.6%	8.7%	25.0%	40.0%	16.7%	21.1%	12.5%	0.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

ドングリなど堅果類の不足によりヒグマ出没が懸念される時の注意情報の発信		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	12.5%	25.0%	20.0%	18.2%	28.6%	36.4%	14.3%	47.8%	25.0%	20.0%	22.2%	10.5%	12.5%	40.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	50.0%	50.0%	45.0%	45.5%	42.9%	45.5%	42.9%	47.8%	37.5%	50.0%	22.2%	73.7%	37.5%	40.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	37.5%	25.0%	30.0%	27.3%	14.3%	18.2%	42.9%	4.3%	25.0%	30.0%	44.4%	15.8%	37.5%	20.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	0.0%	12.5%	5.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	17.4%	12.5%	0.0%	11.1%	5.3%	12.5%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	37.5%	75.0%	35.0%	18.2%	42.9%	54.5%	28.6%	21.7%	37.5%	50.0%	61.1%	31.6%	50.0%	60.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	62.5%	12.5%	55.0%	63.6%	42.9%	45.5%	71.4%	60.9%	37.5%	50.0%	16.7%	63.2%	25.0%	40.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	20.8%	37.5%	55.0%	36.4%	28.6%	45.5%	57.1%	73.9%	62.5%	10.0%	44.4%	26.3%	50.0%	40.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	45.8%	50.0%	30.0%	36.4%	57.1%	36.4%	28.6%	26.1%	12.5%	60.0%	38.9%	42.1%	25.0%	60.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	33.3%	12.5%	10.0%	27.3%	0.0%	18.2%	14.3%	0.0%	12.5%	30.0%	5.6%	31.6%	12.5%	0.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

農地と森林の境界の刈払いの実施		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	4.2%	12.5%	15.0%	18.2%	14.3%	54.5%	14.3%	47.8%	12.5%	0.0%	33.3%	5.3%	12.5%	20.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	54.2%	75.0%	35.0%	36.4%	57.1%	36.4%	28.6%	34.8%	50.0%	50.0%	44.4%	31.6%	37.5%	40.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	41.7%	12.5%	45.0%	36.4%	14.3%	9.1%	57.1%	17.4%	25.0%	50.0%	11.1%	63.2%	37.5%	40.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

通報対応パトロールによる出没情報の収集、各種の手段による出没情報の周知		空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	87.5%	87.5%	95.0%	100.0%	85.7%	100.0%	85.7%	95.7%	75.0%	80.0%	77.8%	100.0%	87.5%	100.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
有害性の段階判断														
1	70.8%	87.5%	75.0%	100.0%	85.7%	81.8%	85.7%	100.0%	87.5%	70.0%	83.3%	89.5%	75.0%	100.0%
2	12.5%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	5.6%	5.3%	12.5%	0.0%
3	16.7%	12.5%	10.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
4	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
未回答														
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
屋外施設等の利用制限														
1	41.7%	37.5%	20.0%	54.5%	28.6%	36.4%	28.6%	21.7%	25.0%	40.0%	38.9%	15.8%	37.5%	80.0%
2	12.5%	37.5%	20.0%	9.1%	42.9%	27.3%	28.6%	26.1%	25.0%	40.0%	11.1%	5.3%	25.0%	0.0%
3	45.8%	25.0%	55.0%	27.3%	14.3%	36.4%	42.9%	52.2%	37.5%	10.0%	38.9%	78.9%	25.0%	20.0%
4	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
未回答														
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止														
1	8.3%	37.5%	35.0%	9.1%	14.3%	27.3%	28.6%	30.4%	12.5%	20.0%	22.2%	5.3%	37.5%	40.0%
2	20.8%	50.0%	25.0%	45.5%	42.9%	45.5%	42.9%	34.8%	37.5%	50.0%	44.4%	36.8%	50.0%	60.0%
3	70.8%	12.5%	35.0%	27.3%	28.6%	27.3%	28.6%	34.8%	37.5%	20.0%	22.2%	57.9%	0.0%	0.0%
4	0.0%	0.0%	5.0%	18.2%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
未回答														
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	追い払い	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	20.8%	25.0%	45.0%	63.6%	14.3%	36.4%	42.9%	39.1%	50.0%	20.0%	44.4%	31.6%	37.5%	100.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	45.8%	50.0%	15.0%	9.1%	57.1%	45.5%	14.3%	30.4%	12.5%	60.0%	27.8%	31.6%	25.0%	0.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	33.3%	25.0%	35.0%	18.2%	14.3%	18.2%	42.9%	30.4%	25.0%	10.0%	16.7%	36.8%	25.0%	0.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	9.1%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	誘引物除去	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	33.3%	25.0%	35.0%	27.3%	42.9%	36.4%	28.6%	43.5%	37.5%	40.0%	33.3%	26.3%	37.5%	80.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	41.7%	62.5%	45.0%	54.5%	28.6%	54.5%	14.3%	47.8%	12.5%	40.0%	38.9%	42.1%	25.0%	20.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	25.0%	12.5%	15.0%	0.0%	14.3%	9.1%	57.1%	8.7%	37.5%	10.0%	16.7%	31.6%	25.0%	0.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	5.0%	18.2%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	10.0%	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

	問題個体を特定した捕獲	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	実施している	50.0%	87.5%	40.0%	63.6%	71.4%	90.9%	57.1%	65.2%	75.0%	50.0%	44.4%	73.7%	75.0%	60.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	29.2%	0.0%	25.0%	9.1%	14.3%	9.1%	0.0%	21.7%	0.0%	30.0%	27.8%	15.8%	12.5%	20.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	20.8%	12.5%	20.0%	9.1%	0.0%	0.0%	28.6%	8.7%	12.5%	10.0%	5.6%	10.5%	0.0%	20.0%
4	未回答	0.0%	0.0%	15.0%	18.2%	14.3%	0.0%	14.3%	4.3%	12.5%	10.0%	22.2%	0.0%	12.5%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問7-1) 独自の取組の実施状況 (複数選択可)

	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
1	45.8%	25.0%	65.0%	54.5%	57.1%	63.6%	85.7%	73.9%	62.5%	20.0%	72.2%	63.2%	50.0%	40.0%
2	20.8%	37.5%	30.0%	36.4%	0.0%	45.5%	14.3%	47.8%	37.5%	10.0%	27.8%	15.8%	25.0%	40.0%
3	16.7%	37.5%	10.0%	27.3%	0.0%	0.0%	14.3%	13.0%	0.0%	10.0%	16.7%	31.6%	50.0%	60.0%
4	0.0%	12.5%	5.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%	8.7%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	20.0%
5	4.2%	12.5%	0.0%	18.2%	14.3%	9.1%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%
6	37.5%	12.5%	25.0%	9.1%	14.3%	27.3%	14.3%	21.7%	12.5%	60.0%	11.1%	21.1%	25.0%	20.0%

(注) 複数選択可としていることから、振興局ごとの合計が100%にならないため、合計欄は省略した。

地域個体群別のヒグマ対策の実施状況等

○ 本資料における地域個体群の区分

①渡島半島 (20市町村)	島牧村、寿都町、黒松内町、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
②積丹・恵庭 (30市町村)	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、室蘭市、伊達市、登別市、苫小牧市、余市町、余市町、赤井川村、室蘭市、伊達市、登別市、白老町、洞爺湖町
③天塩・増毛 (25市町村)	深川市、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、石狩市、当別町、新篠津村、幌加内町、鷹栖町、和寒町、剣淵町、中川町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
④道東・宗谷 a西部 (39市町村)	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、下川町、美深町、音威子府村、稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、北見市、紋別市、置戸町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部町、雄武町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、陸別町
④道東・宗谷 b東部 (26市町村)	網走市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、大空町、池田町、本別町、足寄町、浦幌町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
⑤日高・夕張 (35市町村)	夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、厚真町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、占冠村、帯広市、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町
(参考) その他 (4市町村)	奥尻町、利尻町、礼文町、利尻富士町

(注) 北海道ヒグマ管理計画で定める地域個体群の区分では、同一市町村の行政区域を複数の地域個体群に分けて計上しているものがあるが、上表の区分では便宜上は
いづれか一つの地域個体群に計上した。

以下の表は、当局の調査結果に基づき、各選択肢に対する回答割合を地域個体群ごとに集計したものである。
 各選択肢に対する回答割合は、（地域個体群の中で当該選択肢を選んだ市町村数） / （当該地域個体群の市町村総数（未回答を含む。）） × 100（％）で算出した。

(質問1-1) 過去5年間におけるヒグマの人里での出没状況

	①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	増えている	63.3%	44.0%	61.5%	46.2%	57.1%	25.0%
2	減っている	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	25.0%
3	変わらない	30.0%	40.0%	30.8%	50.0%	34.3%	0.0%
4	分からない	6.7%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	出没していない	0.0%	8.0%	0.0%	3.8%	5.7%	50.0%
6	未回答	5.0%	4.0%	5.1%	0.0%	2.9%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問2-1) 過去5年間におけるヒグマによる被害の発生状況

	①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	発生している	80.0%	48.0%	92.3%	88.5%	68.6%	0.0%
2	発生していない	20.0%	48.0%	2.6%	7.7%	28.6%	100.0%
3	未回答	0.0%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問3-1) ヒグマの出没や被害の発生に対する認識

	①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	とても脅威に感じている	63.3%	48.0%	38.5%	57.7%	57.1%	50.0%
2	どちらかといえば脅威に感じている	36.7%	28.0%	53.8%	34.6%	37.1%	0.0%
3	あまり脅威に感じていない	0.0%	16.0%	2.6%	3.8%	2.9%	0.0%
4	全く脅威に感じていない	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
5	未回答	0.0%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

	①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	46.7%	36.0%	56.4%	57.7%	54.3%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	30.0%	40.0%	17.9%	26.9%	25.7%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	20.0%	20.0%	20.5%	11.5%	17.1%	75.0%
4	未回答	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

	①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	20.0%	28.0%	30.8%	19.2%	20.0%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	46.7%	44.0%	46.2%	42.3%	51.4%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	30.0%	24.0%	17.9%	34.6%	25.7%	75.0%
4	未回答	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
	合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

管理者との連携による河畔林や防風林などの人里への移動経路の遮断		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	0.0%	6.7%	4.0%	10.3%	11.5%	5.7%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	50.0%	33.3%	36.0%	38.5%	57.7%	34.3%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	45.0%	56.7%	56.0%	46.2%	26.9%	57.1%	75.0%
4	未回答	5.0%	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

農地や家庭菜園などへの電気柵の導入促進		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	50.0%	53.3%	36.0%	51.3%	34.6%	34.3%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	35.0%	30.0%	36.0%	35.9%	50.0%	45.7%	0.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	10.0%	16.7%	24.0%	7.7%	11.5%	17.1%	100.0%
4	未回答	5.0%	0.0%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-1) 出没予防対策の実施状況

農地と森林の境界の刈払いの実施		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	40.0%	10.0%	20.0%	28.2%	19.2%	11.4%	0.0%
2	現在は実施していないが、実施の必要性を感じている	35.0%	43.3%	48.0%	35.9%	42.3%	51.4%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	20.0%	43.3%	28.0%	30.8%	34.6%	34.3%	75.0%
4	未回答	5.0%	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	0.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

通報対応バトロールによる出没情報の収集、 各種の手段による出没情報の周知		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	95.0%	100.0%	84.0%	87.2%	96.2%	91.4%	25.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	0.0%	0.0%	4.0%	5.1%	0.0%	0.0%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	0.0%	0.0%	8.0%	2.6%	0.0%	5.7%	25.0%
4	未回答	5.0%	0.0%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

有害性の段階判断		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	85.0%	86.7%	80.0%	89.7%	88.5%	82.9%	25.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	5.0%	6.7%	4.0%	2.6%	7.7%	8.6%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	5.0%	6.7%	12.0%	2.6%	0.0%	5.7%	0.0%
4	未回答	5.0%	0.0%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	50.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

屋外施設等の利用制限		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	35.0%	33.3%	24.0%	30.8%	42.3%	37.1%	0.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	30.0%	16.7%	20.0%	25.6%	15.4%	14.3%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	30.0%	46.7%	52.0%	38.5%	38.5%	45.7%	50.0%
4	未回答	5.0%	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

簡易電気柵によるヒグマ悪質化の防止		①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	30.0%	30.0%	4.0%	25.6%	26.9%	17.1%	0.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	40.0%	36.7%	40.0%	41.0%	50.0%	28.6%	0.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	25.0%	26.7%	52.0%	28.2%	19.2%	51.4%	75.0%
4	未回答	5.0%	6.7%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

追い払い		①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	45.0%	40.0%	28.0%	41.0%	46.2%	34.3%	0.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	30.0%	23.3%	28.0%	38.5%	26.9%	37.1%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	20.0%	33.3%	40.0%	15.4%	23.1%	25.7%	50.0%
4	未回答	5.0%	3.3%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

誘引物除去		①渡島半島	②積丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	30.0%	36.7%	16.0%	41.0%	38.5%	45.7%	25.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	45.0%	46.7%	44.0%	38.5%	42.3%	34.3%	25.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	20.0%	10.0%	36.0%	15.4%	15.4%	17.1%	25.0%
4	未回答	5.0%	6.7%	4.0%	5.1%	3.8%	2.9%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問4-2) 出没時の対策の実施状況

問題個体を特定した捕獲		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	実施している	70.0%	60.0%	64.0%	61.5%	61.5%	62.9%	0.0%
2	現在は実施していないが、 実施の必要性を感じている	10.0%	16.7%	16.0%	17.9%	23.1%	20.0%	50.0%
3	必要性を感じておらず、実施していない	5.0%	16.7%	16.0%	10.3%	7.7%	11.4%	25.0%
4	未回答	15.0%	6.7%	4.0%	10.3%	7.7%	5.7%	25.0%
合計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(質問7-1) 独自の取組の実施状況（複数選択可）

独自の取組の実施状況（複数選択可）		①渡島半島	②横丹・恵庭	③天塩・増毛	④道東・宗谷 a西部	④道東・宗谷 b東部	⑤日高・夕張	その他
1	狩猟者の育成・支援	70.0%	53.3%	52.0%	61.5%	61.5%	60.0%	0.0%
2	ヒグマの動向等を把握するための調査	35.0%	30.0%	28.0%	28.2%	30.8%	25.7%	0.0%
3	広域的な連携	10.0%	23.3%	0.0%	15.4%	34.6%	22.9%	25.0%
4	住民やボランティアの参画	5.0%	6.7%	0.0%	2.6%	7.7%	2.9%	0.0%
5	その他	5.0%	6.7%	4.0%	0.0%	3.8%	8.6%	0.0%
6	特に実施していない	15.0%	20.0%	32.0%	28.2%	19.2%	17.1%	75.0%

(注) 複数選択可としていることから、地域個体群ごとの合計が100%にならないため、合計欄は省略した。

資料 6 北海道から聴取した意見

- 個体数管理のための生息数推計について補助事業化し、予算を確保してほしい。
- 札幌市などで捕獲上限頭数の目標を設定するに当たって、レッドリストの指定がネックになっているため、見直しに向けた検討を要望する。
- 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項の適用については円滑に運用されているとはいいがたく、捕獲の現場で市町村職員や狩猟者が困惑しているため、警察庁から都道府県警察に対し、住民の安全確保の観点からより柔軟に対応するよう通達を出すなどしてほしい。また、市町村（従事者たる狩猟者）が対応できない状況においては警察が対応すべき。
- 現在、ヒグマ対策については、農林水産省の農林水産業被害防止に係る交付金しか使えるものがないため、市街地などへの出没対策に対しても使える交付金の新設などの措置を講じてほしい。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 警察官職務執行法第 4 条第 1 項は、「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。」と規定されている。

資料 7 事例集

市町村事例表一覧

< 出沒予防のための取組 >

- ・ No. 1 オオカミ型LED獣害撃退装置の設置による追い払い（滝川市）
- ・ No. 2 動物駆逐用煙火の使用による予防的な追い払い（七飯町）

< 出沒時における町民への効率的な情報提供 >

- ・ No. 3 町民へのヒグマ出沒情報等の配信サービス（標茶町）

< 狩猟者の育成・支援の取組 >

- ・ No. 4 技術向上等を目的とした射撃研修会及びわな設置講習会（七飯町）
- ・ No. 5 狩猟免許の取得を促進するための出前教室（標茶町）

< ヒグマの動向等を把握するための調査の取組 >

- ・ No. 6 自動撮影カメラ、ヘア・トラップ及びDNA分析による個体識別（札幌市）
- ・ No. 7 自動撮影カメラ及びDNA分析による個体識別（標茶町）
- ・ No. 8 自動撮影カメラ及びドローンの活用による生息状況調査（洞爺湖町）
- ・ No. 9 ドローンを活用した被害状況の調査及び現地調査（七飯町）

< 広域的な連携に係る取組 >

- ・ No. 10 隣接市町とのヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定（旭川市（東神楽町、比布町））
- ・ No. 11 振興局管内を越えた町村間の連携による狩猟者の育成（鶴居村（標津町））

< 住民やボランティアの参画によるヒグマ対策の取組 >

- ・ No. 12 NPO法人等と所有者とのマッチングによる放棄された果樹の伐採（札幌市）

< 実施体制の確保に関する取組 >

- ・ No. 13 野生鳥獣専門員の配置（占冠村）
- ・ No. 14 大学との積極的な交流（洞爺湖町）

< 独自の計画等の作成 >

- ・ No. 15 ヒグマ対策に関する基本計画（札幌市）
- ・ No. 16 ヒグマ出沒に係る対応方針（旭川市）
- ・ No. 17 ヒグマ出沒時の対応マニュアル（下川町）

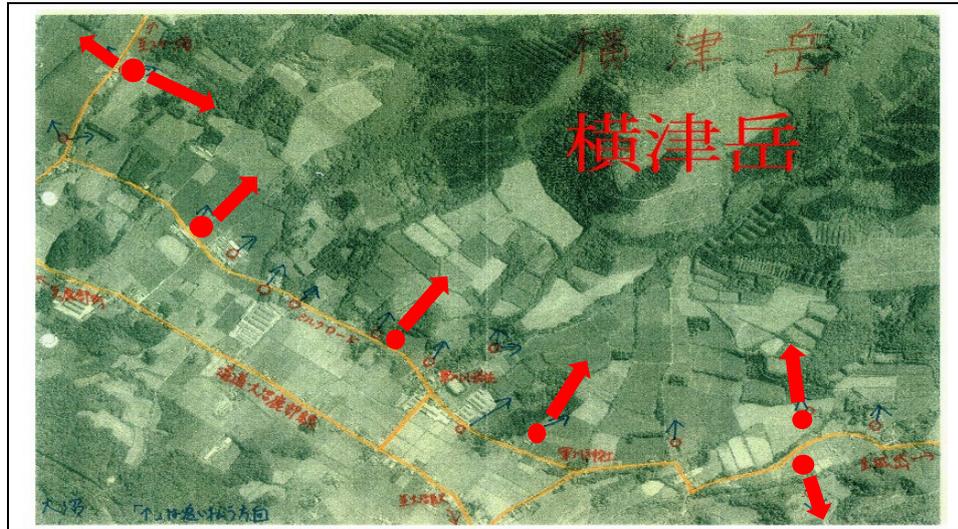
事例No.1

件名	オオカミ型LED獣害撃退装置の設置による追い払い	市町村名	滝川市
取組内容	<p>滝川市は、令和2年5月から市内各所でヒグマの痕跡の発見や出没が相次ぎ、農作物や人身被害の危険性が高まったこと、また、新型コロナウイルス感染症の影響で、出没時の市職員・警察・狩猟者の三者による現地確認や、近隣の住宅を訪問して注意喚起を行うことが難しくなったことから、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、オオカミ型LED獣害撃退装置を購入し、同年10月に設置した（価格及び設置箇所は非公表）。</p> <p>この装置は、全長120cm、高さ80cmのオオカミ型の装置であり、動物が近づくと赤外線センサーで感知し、目に埋め込まれた赤色LEDを点滅させ、オオカミを模した声など数十種類の威嚇音を発して追い払う仕組みとなっている。同市は、この装置の設置箇所には自動撮影カメラも併設し、出没したヒグマの動向を撮影できるようにしている。</p> <p>同市は、この装置の設置による効果について、今までのところ設置箇所の周辺にヒグマの足跡や目撃情報がないことから、一定の効果があったとしている。また、同市は、住宅地が多く、銃器やヒグマを呼び寄せる箱わなを用いた捕獲が困難であることから、この装置はヒグマ対策の有効な手段の一つになるとしている。</p> <p>なお、同市は、今後の課題として、この装置の設置や隣接市町村におけるヒグマ対策によってヒグマの活動がどのように変化していくのかを、隣接市町村と情報共有及び連携を図っていくことが必要としている。</p>		
備考	<p>【参考】 設置されているオオカミ型LED獣害撃退装置</p>  <p>(注) 滝川市の資料による。</p>		

事例No.2

件名	動物駆逐用煙火の使用による 予防的な追い払い	市町村名	七飯町
取組内容	<p>七飯町は、平成 27 年からヒグマの出没が増加し、住宅地に隣接するデントコーン畑でヒグマによる食害も発生するなど、捕獲と並行して住宅地周辺からヒグマを追い払う対策の実施が急務となったため、29 年度から、ヒグマが出没する前に、動物駆逐用煙火（以下「煙火」という。）(注) による予防的な追い払いを実施している。</p> <p>(注) 大きな音で鳥獣の追い払いを行うための煙火</p> <p>この取組は、毎年 8 月上旬から 9 月下旬までの毎晩 22 時をめぐり、協力者（町内会の有志）15 人が交代で、自宅の裏から農地に向かって煙火を鳴らすものである。</p> <p>煙火を使用するためには、公益社団法人日本煙火協会が認めた地区組織が行う煙火消費保安講習会を受講し、同協会から煙火消費保安手帳の交付を受け、煙火消費従事者となる必要があることから、同町は、毎年 4 月上旬に、札幌から同協会が認めた地区組織の講師を招き、同講習会を開催している。</p> <p>この取組における町の費用負担は、同講習会の講師への謝礼（講師の交通費）と、協力者の講習会受講料（一人当たり 1,500 円、新規は手帳交付申請料が別途 2,700 円）及び煙火購入費用（一個当たり約 400 円）となっている。</p> <p>同町は、この取組を実施してから、住宅地周辺へのヒグマの出没がなくなったため、住民の安心・安全につながったとしている。</p> <p>なお、同町は、町内での捕獲数が平成 28 年度 1 頭から令和 2 年度 7 頭に増加しているが、これは煙火で追い払われたヒグマが農地と森林の境界周辺で活動するようになり、その付近に設置した箱檻に入りやすくなったものと考えているとしている。</p>		
備考			

【参考1】 動物駆逐用煙火による追い払いの実施区域



- (注) 1 七飯町の資料による。
 2 図中の円は追い払いの実施場所を指し、矢印は煙火を鳴らしヒグマを追い払う方向を指す。

【参考2】 年度別ヒグマ捕獲数

年度	捕獲数	捕獲方法の内訳	
		箱檻	猟銃
平成 28 年度	1 頭	1 頭	0 頭
平成 29 年度	4 頭	4 頭	0 頭
平成 30 年度	5 頭	3 頭	2 頭
令和元年度	8 頭	1 頭	7 頭
令和 2 年度	7 頭	6 頭	1 頭

(注) 七飯町の資料による。

事例No.3

件名	町民へのヒグマ出没情報等の 配信サービス	市町村名	標茶町
取組内容	<p>標茶町は、ヒグマ出没時の現地調査の結果について、平成26年度までは、町内の全農家に対してFAXにより情報提供を行っていたが、農家以外の町民に対しても情報提供を行う必要があるため、27年から全農家へのFAXに加え、独自に運用を開始した町民への情報配信メール「ミルクックさんのみるめーる」を利用して、情報提供を行っている。</p> <p>この情報配信メールは、携帯電話で、町のホームページ等からQRコードを読み取って利用登録をした町民に対し、防犯情報、防災情報、町からのお知らせ、ヒグマ出没情報など緊急性の高い情報をメールで配信するものであり、令和3年2月2日時点の登録者数は666人で、うちヒグマ出没情報の配信を希望している登録者は641人となっている。</p>		
備考	<p>【参考】 標茶町HP「ミルクックさんのみるめーる」 http://town.shibecha.hokkaido.jp/gyousei/SNS/mirumail.html</p>		

事例No.4

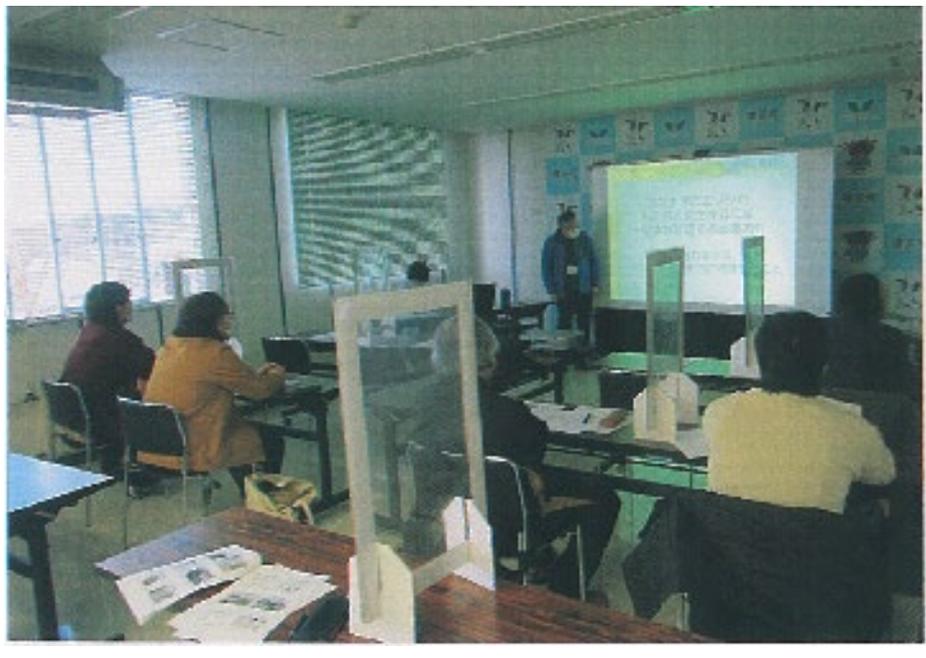
件名	技術向上等を目的とした射撃 研修会及びわな設置講習会	市町村名	七飯町												
取組内容	<p>【射撃技術向上及び猟銃事故防止を目的とした射撃研修会】</p> <p>七飯町は、平成 28 年度に、鳥獣被害防止特措法第 9 条の規定に基づき、七飯町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置しており、29 年度から、隊員の射撃技術向上及び猟銃事故防止を目的として、町主催で「安全捕獲射撃技術向上研修会」を開催している（注）。</p> <p>（注）市町村が負担する実施隊の活動に係る経費については、特別交付税措置の対象となっている。</p> <p>この研修会は、毎年 7 月上旬に、射撃場を貸し切り、射撃場指導員の指導の下で、実施隊員が安全動作を確認しながら射撃練習を実施するものであり、同町が特別交付税で参加者の施設使用料（一人当たり約 6,000 円、弾は参加者の自己負担）を負担している。同町は、この研修会には、毎年度、実施隊のほとんどの隊員が参加するとしている。</p> <p>同町は、この研修会開催の効果について、実施隊員が銃の安全な取扱いを身につけられるため、これまでに事故などが起きたことはないことを挙げている。</p> <p>【わな設置の技術向上を目的とした講習会】</p> <p>同町は、狩猟者が高齢化し、ベテランの狩猟者の引退時期が近づく中、実施隊員から、わなによる捕獲技術の継承について要望が寄せられたため、町主催で「わな設置講習会」を不定期に開催している。</p> <p>この講習会は、わなの整備や使用済みのわなの回収時期に合わせて、実施隊に所属する若手の狩猟者を中心に参加を募り、ベテランの狩猟者が講師役となって指導を行うものであり、参加者には同町が出動手当を支給している。</p> <p>なお、この講習会の開催は不定期であるが、同町は、平成 29 年度以降、実施隊員からの要望により 3 回開催している。</p>														
備考	<p>【参考 1】 安全捕獲射撃技術向上研修会の開催実績及び参加人数</p> <table border="1" data-bbox="392 1742 1347 1939"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加した実施隊員数</th> <th>七飯町の実施隊員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年 7 月 12 日開催</td> <td>22 名</td> <td>28 名</td> </tr> <tr> <td>令和元年 7 月 7 日開催</td> <td>22 名</td> <td>25 名</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 10 月 4 日開催</td> <td>23 名</td> <td>26 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 当局の調査結果による。</p>				参加した実施隊員数	七飯町の実施隊員数	平成 30 年 7 月 12 日開催	22 名	28 名	令和元年 7 月 7 日開催	22 名	25 名	令和 2 年 10 月 4 日開催	23 名	26 名
	参加した実施隊員数	七飯町の実施隊員数													
平成 30 年 7 月 12 日開催	22 名	28 名													
令和元年 7 月 7 日開催	22 名	25 名													
令和 2 年 10 月 4 日開催	23 名	26 名													

【参考2】 わな設置講習会の開催実績及び参加人数

	名称	参加した隊員数	うち若手の隊員数
平成29年7月30日 開催	熊用箱檻設置講習会	11名	5名
平成30年5月20日 開催	熊用くりわな講習会	11名	6名
令和2年10月18日 開催	熊用くりわな講習会	10名	7名

(注) 当局の調査結果による。

事例No.5

件名	狩猟免許の取得を促進するための出前教室	市町村名	標茶町
取組内容	<p>標茶町は、狩猟者の担い手不足が課題となっており、ヒグマの個体数減少につなげるためにも将来の狩猟者を育成する必要があると考え、町民に狩猟免許取得の際に必要な手続や手順等を知ってもらう機会をつくることを目的として、平成22年度から「狩猟免許出前教室」を開催している。この出前教室は、主に農家を対象としており、毎年1回、農家の繁忙期（春先から夏にかけて）を避けた11月から12月頃に開催している。</p> <p>この出前教室では、釧路総合振興局の職員を講師として招き、野生鳥獣による被害の現状、狩猟免許取得制度、町内における野生鳥獣対策、狩猟免許取得試験や予備講習の申請方法等について説明を受けるほか、狩猟免許取得試験における実技試験に備え、釧路総合振興局が所有する模擬猟銃などを用いて、操作の練習を行っている。</p> <p>なお、同町は、この出前教室の開催について、広報紙への掲載や、町内の農家に対してFAXで案内を一斉送信し、参加者は毎年度10人弱程度であり、そのうち少なくとも1人は狩猟免許を取得したとしている。</p>		
備考	<p>【参考1】 狩猟免許出前教室の実施風景</p>  <p>(注) 標茶町の資料による。</p>		

【参考2】 模擬猟銃



(注) 標茶町の資料による。

事例No.6

<p>件 名</p>	<p>自動撮影カメラ、ヘア・トラップ及びDNA分析による個体識別</p>	<p>市町村名</p>	<p>札幌市</p>
<p>取組内容</p>	<p>札幌市は、平成 23 年度以降、ヒグマの出没を未然に防止するための取組として、自動撮影カメラ、ヘア・トラップの設置及びDNA分析による個体識別を実施している。</p> <p>これらの取組は、毎年 6 月から 11 月頃にかけて、市街地周辺の森林内の約 15 地点に自動撮影カメラを設置するとともに、同一の箇所にヘア・トラップを設置して、撮影データや被毛のサンプルを収集するものであり、同市はこれらを業務委託により実施している。</p> <p>被毛を採取できた場合には、共同研究先である酪農学園大学や地方独立行政法人北海道立総合研究機構がDNA分析を実施し、分析結果をヒグマ捕獲時の個体識別や、捕獲されたヒグマが人里へ降りてきた原因の判断に活用している。</p> <p>平成 27 年度においては、翌年度の「さっぽろヒグマ基本計画」の作成作業に当たって基礎データを収集するため、30 台の自動撮影カメラを設置した。また、令和 3 年度には同計画の改定が予定されているため、令和 2 年度に同様の調査を実施している。</p> <p>なお、同市は、これらの取組に使用する機材について、i) 自動撮影カメラで最も多く使用しているものは購入価格 4 万 5,000 円程度の SD カード挿入型のカメラ、ii) ヘア・トラップは、地上 1.5m 程の高さの丸太に有刺鉄線を巻き付けた単柱型や、四つ角に木杭を設置し、ロの字型に有刺鉄線を張ったものを自作している。</p>		
<p>備 考</p>	<p>【参考】 自動撮影カメラで捉えたヘア・トラップにかかったヒグマ</p> 		



(注) 札幌市の資料による。

事例No.7

件名	自動撮影カメラ及びDNA分析による個体識別	市町村名	標茶町
取組内容	<p>標茶町は、平成27年及び29年に町内でヒグマによる人身被害、令和元年には家畜被害が発生したことから、ヒグマ対策に関する取組を一層強化するため、次の取組を実施している。</p> <p>【自動撮影カメラによるヒグマの動向調査】</p> <p>自動撮影カメラを定点のほか、ヒグマによる家畜被害が発生した場所や箱わなを設置した場所にも設置しており、ヒグマを捕獲した場合には、個体識別のため、撮影された画像との照合を行っている。</p> <p>同町が保有する10台の自動撮影カメラのうち、4台は撮影された画像が担当者の携帯電話に自動送信されるタイプ（一台当たり約8万円）であり、他の6台は撮影された画像がSDカードに保存されるタイプとなっている。</p> <p>【DNA分析によるヒグマの個体識別】</p> <p>人身被害や家畜被害が相次いで発生するなど重大な被害が発生した際には、被害のあった現場でヒグマの被毛などを採取し、分析機関等にDNA分析を依頼している。このDNA分析の結果を、捕獲したヒグマのDNAと照合して個体識別を行っている。</p>		
備考	<p>【参考】 自動撮影カメラで捉えたヒグマ</p> <div data-bbox="405 1335 1353 1854" data-label="Image"> </div> <p>(注) 標茶町の資料による。</p>		

事例No.8

件名	自動撮影カメラ及びドローンの活用による生息状況調査	市町村名	洞爺湖町
取組内容	<p>洞爺湖町は、観光客からのヒグマの出没情報について誤報が多いなど、町としてヒグマの生息状況や動向等を正確に把握することが必要と判断したため、平成 24 年度から自動撮影カメラによる生息状況調査を実施することとした。</p> <p>同町は、自動撮影カメラによる調査及び研究結果を、移動経路を把握することによりヒグマの目的を判別するためのデータとして活用するとともに、撮影された画像を捕獲後の個体識別にも活用している。また、同町は、調査に当たって、ヒグマが現れるポイントにカメラを設置することが重要であるため、ヒグマの移動経路が予想できなければ撮影が難しいことを課題として挙げている。</p> <p>同町は、過去にヒグマが出没した場所や草木の踏み倒しがあった場所などの移動経路に自動撮影カメラを設置しており、現在、60度の画角で撮影可能なセンサーカメラを計6台(購入金額は一台当たり約3万円から4万円)、ヒグマの移動経路以外の場所には180度の画角で撮影可能なワイドタイプのセンサーカメラを計5台(一台当たり約4万円)それぞれ設置している。</p> <p>なお、同町は、エゾシカ対策に活用することを目的として、令和元年に導入した赤外線カメラ(熱源探知タイプ)付きのドローン1台(購入金額は本体のみで30万円前後)を保有しており、今後、これをヒグマの生息状況調査にも活用する予定であるとして、国の補助事業を活用し、農業振興課の職員に一般社団法人日本ドローン協会が認定するドローン操縦資格を取得させている。</p>		
備考	<p>【参考】 自動撮影カメラで捉えたヒグマ</p> 		



(注) 洞爺湖町の資料による。

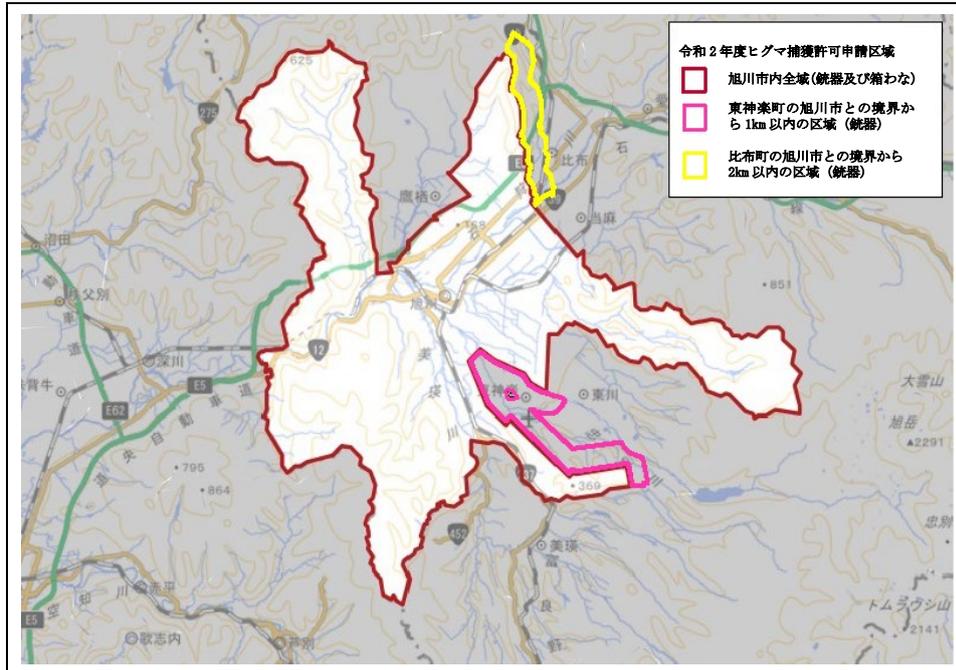
事例No.9

件名	ドローンを活用した被害状況の調査及び現地調査	市町村名	七飯町
取組内容	<p>七飯町では、ヒグマによる被害はデントコーン畑において最も多く発生している。その被害状況を正確に把握するためには、2m以上の高さのデントコーンが生い茂る畑の中に町の職員が入らなければならないが、ヒグマに遭遇するリスクが高いため、これまでは畑の外から見える範囲の確認にとどまり、十分な調査が行うことができなかった。</p> <p>このため、同町は、令和2年5月から、ドローンを活用して上空からデントコーン畑の被害状況の調査を実施することとし、より正確に被害状況を把握することが可能となったとしている。</p> <p>また、同町は、ヒグマ出没の通報があった場合の現地調査にもドローンを活用しており、狩猟者によるパトロールと並行して上空からの捜索を行うことにより、狩猟者の安全確保にも役立っているとしている。</p> <p>なお、同町は、ドローンが墜落や故障した場合に備え、町費でドローン（赤外線機能なし）を2セット購入（付属品を含め2台で約90万円）するとともに、機体の補修及び人身事故に対応する保険に加入している。</p>		
備考	<p>【参考】 ドローンで撮影された食害のあったデントコーン畑（虫食い状になっている部分が食害のあった箇所）</p>  <p>(注) 七飯町の資料による。</p>		

事例No.10

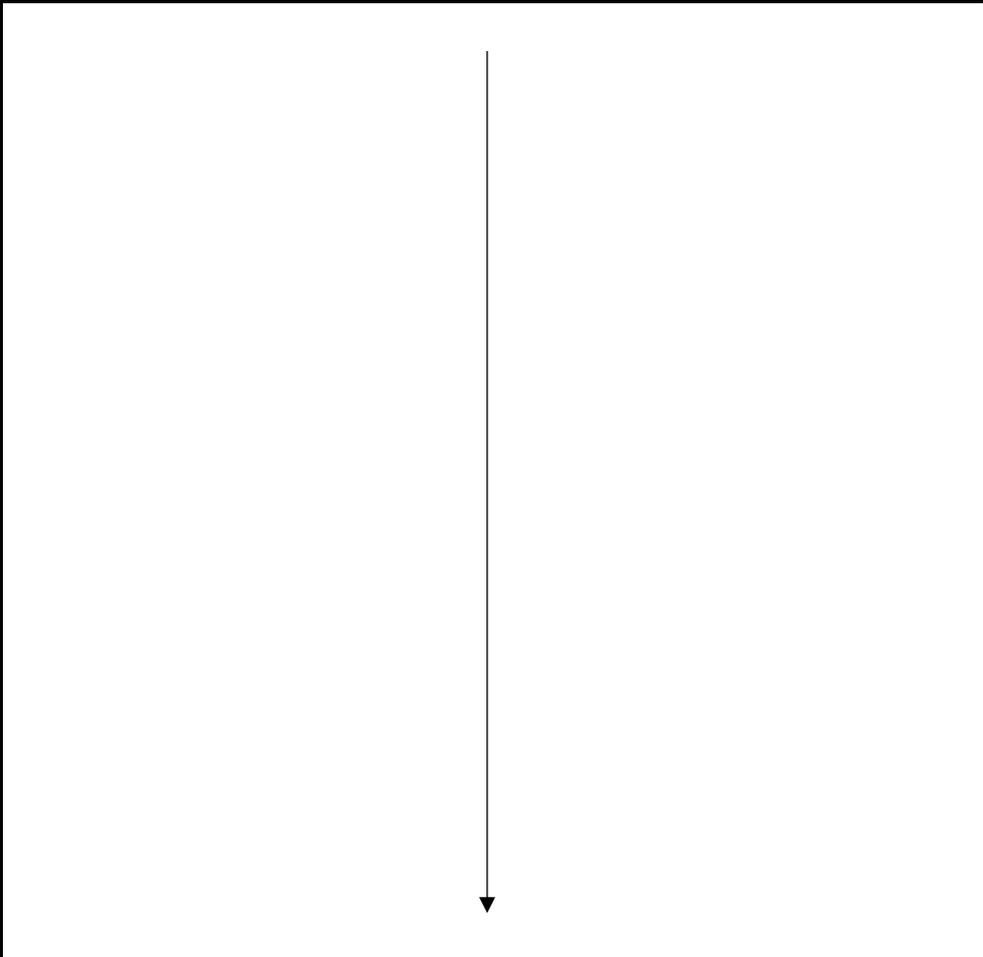
件名	隣接市町とのヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定	市町村名	旭川市（東神楽町、比布町）
取組内容	<p>旭川市は、平成 26 年頃から、隣接する町との境界で農作物を目的としたヒグマが出没し始めたため、上川総合振興局に、狩猟者が現地調査のために隣接市町に越境する方法を相談したところ、他の振興局管内で締結されているヒグマ狩猟者の越境許可申請に関する協定の例を紹介された。この協定を参考として、平成 29 年度に東神楽町と協議を開始し、30 年 4 月 1 日から、双方 1km までを捕獲許可申請区域として設定する旨の協定を締結した。</p> <p>また、平成 30 年 5 月には、比布町との境界にある山林内でヒグマの出没が相次ぎ、狩猟者による現地調査や痕跡の追跡等に支障が生じたことから、同町とも、双方の越境区域を 2 km までとする同様の協定を締結した。</p> <p>同市は、平成 31 年度の捕獲許可申請をする前に、これらの協定に基づき、東神楽町及び比布町との間で、出没状況等の情報交換を行うとともに、越境区域を含めた捕獲許可申請について意思確認をした上で、上川総合振興局に捕獲許可申請を行っている。</p> <p>これらの協定の締結により、協定に基づき捕獲許可を受けていれば、実際に越境捕獲する際に特段の手続が必要なく、狩猟者又は同行する職員が現地でその都度越境の必要性を判断すればよいものとなり、同市における令和 2 年度の越境実績は、3 年 1 月時点で約 10 件となっている。</p> <p>なお、同市は、これらの協定締結の効果について、境界付近で出没したヒグマへの対応時に、境界に配慮して調査を中断しなければならないケースがなくなったことや、ヒグマが越境したと判断された場合に相手町への連絡調整等の負担が軽減され効率化を図ることができたこと、両市町間での情報共有が密になったことを挙げている。</p>		
備考			

【参考】 旭川市における令和2年度のヒグマ捕獲許可申請区域



(注) 旭川市の資料による。

事例No.11

件名	振興局管内を越えた町村間の連携による狩猟者の育成	市町村名	鶴居村（標津町）
取組内容	<p>鶴居村は、村内でヒグマの駆除などを担ってきた狩猟者が高齢化し、ヒグマ出没时间の対応に苦慮していたため、後継者の育成が必要となっていた。この状況について、同村が釧路総合振興局に相談したところ、根室振興局管内の標津町に所在するNPO法人が、ヒグマの捕獲に関する研修会を開催しているとの情報提供を受けた。</p> <p>この情報提供を契機として、平成30年度から、同村は、毎年度春頃に当該NPO法人から講師を招き、村内の狩猟者を対象としたヒグマの捕獲方法（主にわなの設置）についての研修会を開催し、捕獲に関する技術提供を受けている。</p> <p>また、同村は、この取組を契機として、令和2年度から、道の「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」を、標津町との合同事業として共催しており、相互の狩猟者が猟銃による捕獲に関する技術交流を行っている。</p> <p>なお、同村は、令和2年8月に、村内の狩猟者が出没时间ヒグマの捕獲に成功しており、同村は、研修会開催の効果であるとしている。</p>		
備考			

【参考 1】 「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」に関する町村間の
覚書

覚 書

鶴居村と標津町は、令和 2 年ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業について、以下のとおり覚書を作成する。

記

(実施期間・区域)

1. 事業実施期間及び区域は、双方の調整のもと行うこととする。

(共 催)

2. 事業は、鶴居村と標津町の共催とする。

(採捕許可及びハンター保険等)

3. 鳥獣の捕獲等許可は双方が申請し取得することとし、ハンター保険等に関しても、両町村が各々対応することとする。

(捕獲個体の所有及び奨励金)

4. 事業中に捕獲した個体に関しては、捕獲したハンターの所属する町村の捕獲物とする。その際、捕獲奨励金については、各町村の扱いとする。

(事故発生時の取扱い)

5. 万が一事故が発生した場合は、原則、事故を起こしたまたは事故にあったハンター若しくは職員が加入している保険で対応するとともに、両町村で協議して対応することとするが、基本的に事故を起こしたまたは事故にあったハンターが所属する町村の対応とする。

(その他)

6. その他、事業遂行において必要と考えられることは、両町村で協議しながら実施していくこととし、共同での事業実施の際には、必ず両町村から各々担当職員 1 名以上を派遣するものとする。

令和 2 年 2 月 1 8 日

鶴居村長 大石 正行

標津町長 金澤 瑛

(注) 鶴居村の資料による。

【参考 2】 「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲事業」に関する道への申請書

別紙 1 令和 2 年ヒグマ対策技術者育成のための捕獲について

実施意向が「有り」の場合、下記の事項について希望内容を記載してください。

項目	希望内容 ※ [] 内はマルで囲んでください。
市町村名	鶴居村
実施区域	[<u>市町村一円</u> ・ 市町村一円ではない→ <u>図面を添付</u>]
国有林	[<u>国有林を含む</u> → <u>図面を添付</u> ・ 国有林を含まない]
道有林	[<u>道有林を含む</u> → <u>図面を添付</u> ・ 道有林を含まない]
実施希望期間	令和 2 年 3 月 1 日 ~ 4 月 2 4 日
他市町村居住者の捕獲従事者 (実施要領第 4 の 2 (2) 関係)	[<u>適用を希望する</u> ・ 適用を希望しない] ※ <u>適用を希望し、特定の市町村に限定する場合は対象市町村名及びその理由を具体的に記載してください。</u> 1 本村は、ヒグマ捕獲に当たることができるハンターが高齢化等の影響により不在であることから、本事業を実施することによって、ヒグマ捕獲技術の向上を図りたい。 2 鶴居村と標津町は、平成 3 0 年度から、ヒグマ被害対策に係る技術交流を行っており、令和 2 年度からは、銃猟による技術交流を行う目的で、相互の従事者を登録し、合同捕獲事業を実施したい。
隣接市町村の区域 (実施要領第 4 の 2 (3) 関係)	[適用を希望する ・ 適用を希望しない] ※ <u>適用を希望する場合、対象市町村名及びその理由を具体的に記載してください。</u>
その他、意見要望等	※ <u>意見・要望等がありましたら記載してください。</u> 近隣町においても、技術交流を目的とした合同捕獲の実施を模索しているが、様々な要因により未だ実現に至らない。しかし、技術者の減少は危機的な状況であり、できる対策を速やかに行うことが重要であり、鶴居村との距離は多少あるものの、技術交流は重要な事業であると認識している。

(注) 鶴居村の資料による。

事例No.12

<p>件名</p>	<p>NPO法人等と所有者とのマッチングによる放棄された果樹の伐採</p>	<p>市町村名</p>	<p>札幌市</p>
<p>取組内容</p>	<p>札幌市は、令和元年8月のヒグマ出没を契機に、市内の果樹の所有者から果樹の管理状況について聞き取り調査を実施した。他方、NPO法人から放棄された果樹の伐採についての提案があったため、同市は、ヒグマを誘引するおそれのある放棄された果樹の所有者と伐採を行うNPO法人等をマッチングすることにより、令和2年度に、放棄された果樹の伐採を実現した。</p> <p>この取組は、まず、同市による聞き取り調査の結果、放棄された果樹の所有者に管理する意向がないことを確認し、かつ伐採作業を行うことを了承した果樹を特定した上で、同市から伐採作業を行うNPO法人やその作業を手伝う市民団体に対し情報を提供し、情報提供を受けた市民団体がインターネットなどを通じてボランティアを募集して伐採が行われるものである。同市は、令和2年度には3地区で延べ100人のボランティアが伐採に参加したとしている。</p> <p>また、伐採作業に当たっては、樹木の本数やボランティアの参加人数に応じて伐採作業を安全に実施できるように、作業の日程を分けて設定する等の配慮を行ったとしている。</p> <p>同市は、伐採を行った地域ではヒグマの出没が確認されていないことから、今後も、ヒグマを誘引するおそれのある放棄された果樹が市街地周辺に見当たらなくなるまでこの取組を継続するとしている。</p>		
<p>備考</p>	<p>【参考】 ボランティアによる放棄された果樹の伐採</p> <div data-bbox="405 1335 1350 1854" data-label="Image"> </div> <p>(注) 札幌市の資料による。</p>		

事例No.13

件名	野生鳥獣専門員の配置	市町村名	占冠村
取組内容	<p>占冠村は、平成 28 年度まで農林担当の職員が鳥獣対策業務を兼務していたが、29 年度からは、林務関連の部署で総合的な野生鳥獣対策を担当する「野生鳥獣専門員」1 人を常勤嘱託職員として配置（令和 2 年度からは会計年度任用職員に移行）しており、この専門員が中心となって、主に次のようなヒグマ対策を実施している。</p> <p>なお、この専門員は、地域おこし協力隊員として平成 25 年度に占冠村に雇用され、大学及び北海道内の他地域におけるヒグマ研究組織で約 20 年間の実務経験を有していたこともあり、当時、同村ではほとんど実施されていなかったヒグマ対策の必要性を感じて自主的に取組を始め、その活動が同村に認められて職員として雇用された。</p> <p>【大学との積極的な交流】</p> <p>平成 23 年度に酪農学園大学とエゾシカに関する地域総合交流協定を締結しており、また、この専門員が同大学の研究者と個人的な交流を行っていたことから、25 年度以降のヒグマ対策については、同大学と相互に情報交換を行い、専門的立場に基づく知見や助言を得ている。なお、緊急時に備えた協力体制を構築するために、同大学に対して、普段から出沒時における村内関係者の連携体制や村内のヒグマの出沒状況などの情報提供を行っている。</p> <p>【自動撮影カメラによる継続的なモニタリング】</p> <p>平成 25 年以降、ヒグマの目撃情報が寄せられた場所や過去にヒグマが頻繁に出沒した場所等に自動撮影カメラを設置して（8 台購入し、価格はいずれも一台当たり 2 万円程度）、継続的にヒグマの動向のモニタリングを実施している。</p> <p>同村は、モニタリングにより、長期間に渡る記録を蓄積しているため、問題個体の識別に効果があり、また、撮影されたヒグマの画像を、広報紙や住民向けのセミナーを通じて住民に見てもらうことで、身近にヒグマがいることを実感してもらえているとしている。</p> <p>【ドローンを用いたデントコーン畑の被害状況調査】</p> <p>同村は、ドローンの使用制限区域の設定がなく、上空から畑を撮影する用途であれば免許や特別の操縦技術は不要であることから、平成 25 年度以降、ドローンを用いてヒグマによる農業被害の確認を行っている。</p>		

【住民との積極的な情報交換】

住民のヒグマ対策業務への理解と協力を得るため、平成31年度以降、年に1回程度、管内におけるヒグマの生息状況や同村によるヒグマ対策の実施状況等について説明する住民向けセミナーを開催するとともに、村の広報紙に、ヒグマを誘引するおそれのある家庭菜園等を所有する住民に対する注意喚起や痕跡等を発見した際に報告してほしい情報（足跡の大きさなど）を掲載している。

なお、同村は、この専門員配置の課題として、専門員の継続的な配置が決まっていない点と、配置に充当できる国の補助事業等がないため、厳しい村財政の中から経費を捻出せざるを得ない点を挙げている。

備考

【参考1】 「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」推進管理表

令和元年度の 実績	取組の概要	<p>野生鳥獣専門員1と地域おこし協力隊員1を野生鳥獣担当に配員し、猟区対応を含む野生鳥獣管理業務を包括的に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ハンティングガイド シカ生息状況調査の実施（月例1回1セキ等） 有害鳥獣駆除業務の管理（許可取扱事務、捕獲報告、従事者指導等） ヒグマ出没対応（広報、調査、追払い、捕獲等） 野生鳥獣処理加工施設の利用調整 普及教育活動 <p>人員配置予算：8,367千円（2名分賃金・手当） 猟区管理予算：2,059千円（車両・燃料・猟友会委託）</p>
	事業成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> シカ駆除と狩猟を調整し、農業被害の抑制、利活用の促進、雇用の確保が図られた。 駆除 15人 捕獲287頭 狩猟 20人 捕獲 25頭 牧草被害推計5,080千円（前年比770千円の低減） 入猟経済効果推計2,000千円 食肉処理加工事業体2個計3名 ヒグマの人的被害を回避。 地域就業予定者を野生鳥獣管理技術者として育成した。
	村の評価	<p>猟区、野生鳥獣処理加工施設、野生鳥獣専門員の3要素を核とする村独自の野生鳥獣管理体制の確立に向け、その方向性に自信を得た。</p> <p>引き続き、農林業被害の軽減と、住民の安全安心、猟区利用者の満足度の向上に向け、捕獲従事者、食肉処理業者、地域住民社会、教育研究機関等と連携し、継続的な実施体制の構築が望まれる。</p>
今後の方針	②事業内容の見直し（改善）を行う（または、行った）	
今後の方針の考え方等 (令和元年度の見直し内容を含む)	<p>業務の効率化とコストの縮減、さらに地域全体の対応能力の向上を期し、担当を1名減じて野生鳥獣専門員1（会計年度任用）とし、ハンティングガイドほか関連業務について、村内に育成した技術保有者への分担を推進する。</p> <p>この体制の適否を検証しつつ、産業振興の観点からも、将来的な実施体制の検討を続けるとともに、科学的な知見の集積を図りつつ、技術的改善を進める。</p>	
令和2年度の取組内容	<p>野生鳥獣専門員1を配置し、猟区対応を含む野生鳥獣管理業務を包括的に実施する。実施内容は前年度に同じ。ハンティングガイドほか関連業務について、村内捕獲従事者等への分担を推進する。</p> <p>人員配置予算：5,206千円（1名分賃金・手当） 猟区管理予算：2,499千円（車両・燃料・猟友会委託） 合わせて前年比▲2,721千円 予定受入計画：40人</p>	
担当課	林業振興室	

(注) 1 占冠村の資料による。
 2 枠線は、当局が付した。

【参考2】 広報紙への折り込み例

ヒグマについてのお知らせ

広報 令和2年7月号折り込み



注) 情報の有無に係わらず、村内は、どこでもヒグマがいる可能性があります。

6月の間、村内では下図のようにヒグマ情報がありました。特に危険な状況は見られず、いまのところ平穏です。トマムと双珠別での散発的な出現が5月から続いているほか、字占冠で道路上への出現が目立ちます。ほとんどが若い単独の個体によるものと見られます。

7月は、フキとアリの採食が本格化することから、道路、農地、河川沿いでの活動が盛んになると予想されます。

裏面もご参照ください。



車で走行中にヒグマを見たときは・・・

- ・車から降りない。餌を与えない。
- ・ゆっくり見たくても、不用意な停車は事故のもと。ヒグマと接触しないよう、徐行して通過しましょう。
- ・通報に備えて、目撃地点の目印を確認。

- 次のような状況は危険性が憂慮され、対策が必要です。
- 住宅や事業所等、人の生活する場所に現れた。
 - 道路上や道路脇、農地に居座っている。
 - 人に気付いても逃げない。
 - 人に近づく素振りを見せる。あとを付けてきた。
 - 持ち物を奪われた。
 - 農作物や生ゴミなど、人工物を食べている。
 - 人や家畜、ペットが襲われた。
 - ヒグマが車とぶつかり、けがをして道路周辺にいる。

すぐにお知らせください。

状況に応じて、注意喚起や立入制限、追い払いや捕獲などの対応をします。

占冠村役場 農林課 林業振興室
 電話0167-56-2174

占冠 駐在所
 電話0167-56-2110

- 次のような状況は平常で、静観できると考えられます。
- 山間部で、道路の横断を目撃した。痕跡があった。
 - 山林内でヒグマの痕跡を見た。
 - 山林内でヒグマを目撃した。ヒグマは立ち去った。

役場林業振興室に情報をお寄せください。生息状況の基礎データとして集積し、対策に活かしてまいります。

足跡は、計測値(上図)があれば◎!!

よろしくお願致します。占冠村役場 農林課 林業振興室 電話0167-56-2174

上トマムのヒグマ警戒状況

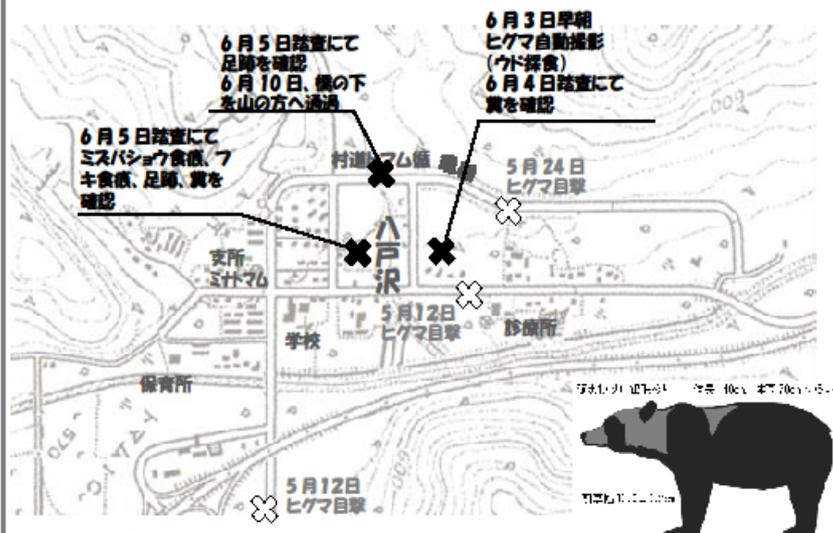
●状況

6月3日前後に、若いヒグマ1頭が、道道と村道循環線間の区画に入り込み、フキやウド、ミズバショウを採食していたことが確認されています。

6月4日、6月5日の現地踏査の際は、すでにヒグマはいませんでした。

6月8日の踏査では新たな痕跡がなく、5日以降はヒグマが来ていないと判断されました。

6月10日に、八戸沢橋周辺でのウド採食があった模様です。



●危険性と対策について

今回の個体が人目を避けながら、天然の餌ばかりを利用していることから、危険は差し迫ったものではないと判断されますが、餌となる野草がまだあるので、今後しばらくは、この付近に繰り返しやってくる可能性があります。昨年は7月下旬まで利用がありました。

林や草やぶに近づくとときは、あらかじめ声や音を発して、中にいるかもしれないヒグマに、自分の接近を知らせましょう。

家の周りを片付け、食べ物や食品ゴミを置かないようにしましょう。

もしヒグマに出会ったときは、**騒がず**、**走らず**、**落ち着いて**、ゆっくりとヒグマから離れて、最寄りの屋内、車内に入りましょう。

村は、野生鳥獣担当が村道循環線内側や鶴川の堤防沿いをパトロールし、状況を調査しています。ヒグマがいれば追い払います。

引き続き、よろしくお願いいたします。

占冠村役場 農林課 林業振興室 電話0167-56-2174

(注) 占冠村の資料による。

【参考3】 占冠村公民館自主創造プログラム事業

第2回 占冠村公民館自主創造プログラム事業 占冠村ヒグマミーティング きょうはいちにち、ヒグマのヒ

 令和2年2月11日（火曜祝日）10時半～15時
地域カフェ「ミナ・トマム」

第1部 ヒグマ基礎講座
みんなでまなぶ、ヒグマのキソ
10:30～11:30



- ・ヒグマはどんなどうぶつ？
- ・ヒグマあんげんきょうしつ
- ・ヒグマやってみようコーナー

第2部 フリータイム
のんびりたのしむヒグマのひろば
11:30～13:30



- ・ヒグマを描こう(絵画教室)
- ・ヒグマ体験教材コーナー
- ・ヒグマ情報提示コーナー
- ・書籍 絵本閲覧コーナー
- ・休憩喫茶コーナー

第3部 講演と討論
トマムのヒグマを考える
13:30～15:00



- ・報告トマム2019（村）
 - ・トマム調査結果（酪農大）
 - ・参考事例紹介（酪農大）
 - ・質疑応答／討論
- ※第2部各コーナーも利用できます。

ヒグマは村の豊かな自然環境の象徴ですが、同時に生活への潜在的脅威でもあります。私たちが、身近なヒグマに親しみつつ、軽やかに接触を避け、時に敢然と排除もできる、「ヒグマ上手」な地域社会を築いていく一環として、ワークショップ形式の村民講座「占冠村ヒグマミーティング」を開催します。村民有志と専門家が集い、ヒグマのことを学び、楽しみながら、地域の安全性を高めていきます。ヒグマでお困りの方も、ヒグマが好きの方も、開催趣旨をご理解いただき、ぜひご参加ください。

開催要領

実施主体：主催 = 第2回占冠村ヒグマミーティング実行委員会
(門間敬行、下川園子、有光良次、浦田 剛)
共催 = 占冠村公民館・富良野地区広域教育圏振興協議会
協力 = 占冠村
日時：令和2年2月11日（火曜祝日）10時半～15時
※ 途中入退場可能です。
場所：地域カフェ「ミナ・トマム」（占冠村トマム支所隣）
講師：酪農学園大学 野生動物生態学研究室 佐藤喜和 教授
酪農学園大学 野生鳥獣管理学研究室 伊藤哲治 助教
造形作家 矢野友希氏 自然写真家 門間敬行
占冠村 野生鳥獣専門員 浦田 剛
対象者：どなたでも参加できます。児童、生徒、学生、村外の方も歓迎いたします。託児サービスはございませんが、地域カフェ常設のキッズスペースは利用できません。小さなお子様をお連れの方も、ご遠慮なくお越しください。

参加料：無料です。会場は出入り自由です。ご希望の内容にご自由にご参加ください。
申込み：ご参加を事前にご予定の方は、あらかじめ事務局連絡先までお知らせいただき、準備の効率化にご協力ください。当日の飛び入り参加も可能です。
送迎：会場への送迎を希望される方は、2月3日までに事務局連絡先までお知らせください。皆様の希望状況により対応を検討し、折り返し個別にご案内いたします。
その他：昼食等の提供はございません。必要に応じて各自ご準備ください。会場内には飲食できるスペースを設けます。開催中、地域カフェの売店は営業の予定。お問い合わせ、お申込み連絡先
占冠村ヒグマミーティング実行委員会事務局

(注) 占冠村の資料による。

事例No.14

件名	大学との積極的な交流	市町村名	洞爺湖町
取組内容	<p>洞爺湖町は、平成 21 年に酪農学園大学と地域総合交流協定を締結し、エゾシカ対策に関連する業務を委託していたことから、ヒグマ出没の通報を受けて現地調査を行う際などに分からないことがあれば、同大学にその都度相談ができる関係となっている。</p> <p>また、同町は、町職員、鳥獣被害対策実施隊の隊員、農業協同組合の職員等が鳥獣被害対策に関する専門的な知識を身につける機会として、同大学に対し有識者による講義の開催を依頼し、専門的立場に基づく知見や助言を求めている。</p>		
備考	なし		

事例No.15

件名	ヒグマ対策に関する基本計画	市町村名	札幌市
取組内容	<p>札幌市は、相次ぐヒグマの市街地への出没に伴い、市民生活の安全確保が必要となったことから、平成29年3月に「さっぽろヒグマ基本計画」を作成している。</p> <p>この計画は、市域における生物多様性の保全を前提とし、ヒグマとのあつれきを軽減することで、市民生活の安全の確保を図りながら、ヒグマとの共生を目指すことを目的としており、この実現のため、特に市街地への侵入抑制策の実施に重点を置いている。</p> <p>この計画では、市街地ゾーン、市街地周辺ゾーン、森林ゾーンといった都市部に対応した独自のゾーニングを行っており、各ゾーニングに応じた対策の実施、電気柵の普及、河畔林等緑地の管理、ヒグマの生態に関する普及啓発、生息調査等について定めている。また、同市は、この計画に基づき、家庭菜園向け電気柵貸し出し事業、家庭菜園向け電気柵購入補助事業、河畔林等下草刈り、放棄果樹伐採、学校向けヒグマ講座等の各種事業を実施している。</p> <p>また、同市は、この計画に基づいてヒグマ出没時の危機管理体制を構築しており、ヒグマが出没した際には、市職員と同市が委託する野生動物調査の専門業者が侵入経路や行動範囲、出没要因の把握に努めるとともに、警察や町内会と協力して地域住民への注意喚起を行っている。さらに、出没個体の有害性と出没地域のゾーニングに応じて必要な対策を講じることとしており、有害性が高く、捕獲が必要な場合などについては、同市のヒグマ対策に関係する部局で構成する札幌市ヒグマ対策委員会において、必要な対策を決定することとしている。</p> <p>同市は、この計画を作成したことにより、担当者が交代しても統一的な対応が可能となったほか、各種事業において、ヒグマとの共生の重要性を市民に啓発することにより、市民のヒグマ対策に関する認識が、「ヒグマが出没したら即駆除」という考え方から「市街地侵入抑制策によるヒグマとの共生」へと変わりつつあると感じる機会が増えたとしている。</p>		
備考	<p>【参考1】 さっぽろヒグマ基本計画 https://www.city.sapporo.jp/kurashi/animal/choju/kuma/torikumi/index.html</p>		

【参考2】 さっぽろヒグマ基本計画におけるゾーニング

表3 基本行動マニュアル

出役場所 段階 例示	市街地ゾーン	市街地周辺ゾーン	森林ゾーン
	住宅街の住宅、公園、家庭菜園、河川等	山林に接した住宅、公園、家庭菜園、農耕地、河川、遊戯等(山林の中に住宅、家庭菜園、農耕地がある場合を含む)	登山道、林道、山林、平地林、山林中の河川等
0 ヒグマが人間を恐れてきている状態	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・出役依頼調査 ・人的被害の調査 ・家庭等被害の調査 ・誘引物の調査と除去 ○連絡・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ出役情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・必要に応じて広報車による広報 ・町内回覧等による周知 ・FAX等による関係機関への周知 ・市関係ホームページによる周知 ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起看板等の設置 ・住宅密集地などに出没するなど、必要な場合には、防除対策の準備 ○出没が継続した場合には、「判断」に戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・出役依頼調査 ・人的被害の調査 ・家庭等被害の調査 ・誘引物の調査と除去 ○連絡・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒグマ出役情報連絡系統図に基づく連絡通報 ・FAX等による関係機関への周知 ・市関係ホームページによる周知 ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・注意喚起看板等の設置 ○可能であれば農業被害防除の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・農業系廃棄物の撤去 ・収穫物の適正な管理 ・電気柵等被害防止策の実施 ○出没が継続した場合には、「判断」に戻る 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて出役依頼調査 ○連絡・広報 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてヒグマ出役情報連絡系統図に基づく連絡通報 ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて注意喚起看板等の設置 ○出没が継続した場合には、「判断」に戻る
1 ヒグマが人間を恐れず避けていない状態	<ul style="list-style-type: none"> ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・見回りを実施(銃器携帯) ・ごみ等、誘引物除去 ・道払いの実施(市委員会に上申) ○人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・市委員会に上申 ・銃器又はわなによる捕獲 ・捕獲を行った場合には報道発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・見回りを実施(銃器携帯) ・ごみ等、誘引物除去 ・道払いの実施(市委員会に上申) ○農業被害防除の協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・農業系廃棄物の撤去 ・収穫物の適正な管理 ・電気柵等被害防止策の実施 ○出没が継続し、人身に危害が及ぶ恐れがある場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・市委員会に上申 ・銃器又はわなによる捕獲 ・捕獲を行った場合には報道発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○人身被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて見回りを実施(銃器携帯) ・必要に応じて道払いの実施(市委員会に上申)
2 ヒグマが地域社会に経済被害をもたらし、被害の拡大が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会への経済被害拡大防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・銃器又はわなによる捕獲 ○広報 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、報道発表を実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○広報 <ul style="list-style-type: none"> ・原則、報道発表を実施
3 ヒグマが人間に積極的につきまとう又は人間を攻撃する状態	<ul style="list-style-type: none"> ○人的被害防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・銃器又はわなによる確実な捕獲 ○広報 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害が発生、または発生の可能性がある場合は、報道発表を実施 		

※いずれも前段階(低い段階)の対応に加えて、対応を行うことを原則とする。

報告について

(1)連絡通報は、「ヒグマ出役情報連絡系統図」(別紙)に従い、「ヒグマ出役記録・連絡票」(様式1-1又は様式1-2)を用いること。

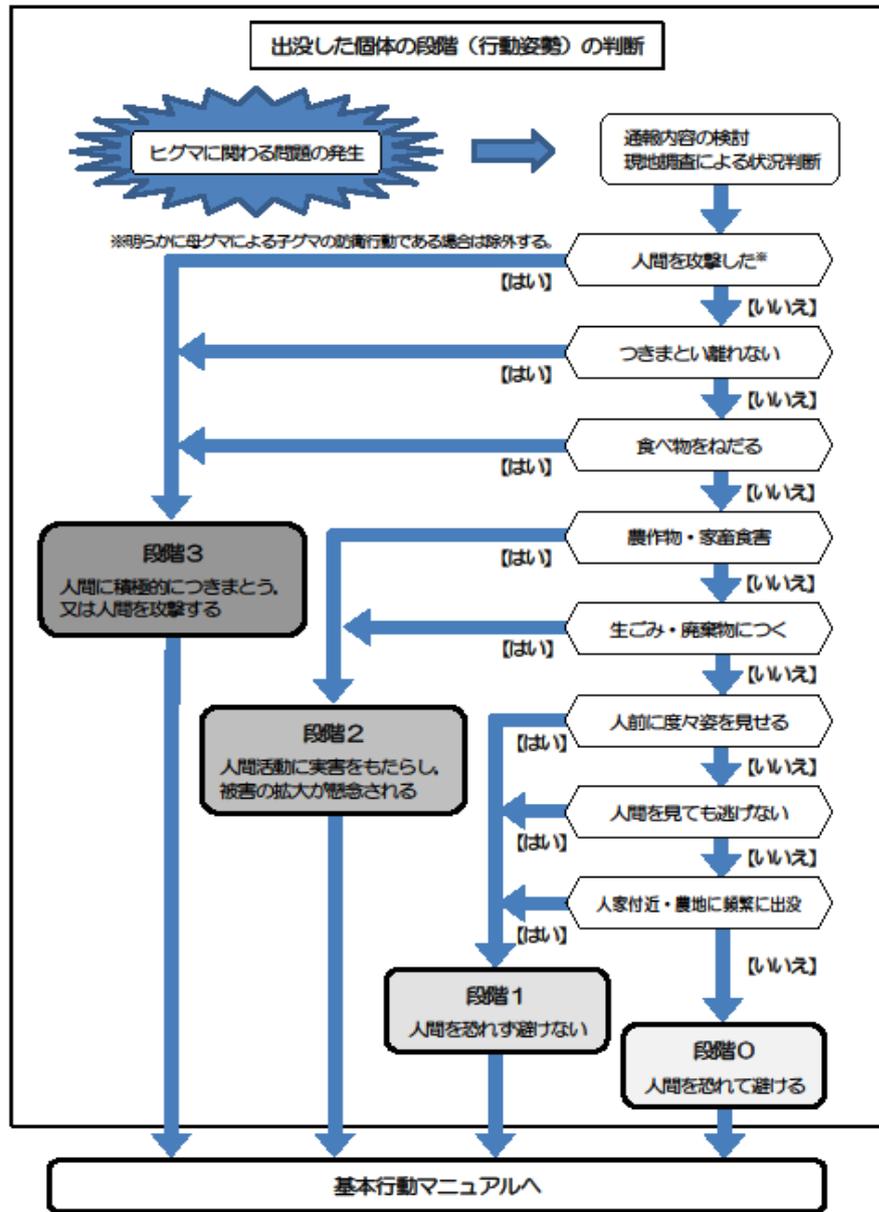
(注) 「さっぽろヒグマ基本計画(手引き)」による。

事例No.16

件名	ヒグマ出没に係る対応方針	市町村名	旭川市
取組内容	<p>旭川市は、道が作成した「北海道ヒグマ管理計画」及び「ヒグマ出没時の対応方針」に定めるもののほか、市内でヒグマの目撃情報等があった場合の基本行動を定め、その危険性に応じて適切に対処することにより、人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続を図ることを目的として、令和2年3月に「ヒグマ出没に係る対応方針」を作成している（毎年度更新）。</p> <p>この方針においては、i) 出没に関する通報を受けた場合、原則として猟友会の協力を得て現地調査を実施、ii) 得られた目撃情報、糞・足跡等の痕跡情報、誘引物の有無に関する情報、農作物に対する被害等の情報のほか、猟友会の助言を基に、この方針で定める「出没個体の判断フロー」によりヒグマの危険度を段階的に判断、iii) この方針で定める「基本行動マニュアル」に基づく入林・入山の規制等の対応を実施することとしている。</p> <p>同市は、この方針作成の効果について、ヒグマ出没の通報を受けてからの現地対応が迅速にできるようになったこと、ヒグマ対策を担当している職員が不在の場合でも、他の職員が統一的な対応をとれるようになったことを挙げている。</p>		
備考			

【参考1】 「出沒個体の判断フロー」

(別図) 出沒個体の判断フロー



(注) 旭川市の資料による。

【参考2】 「基本行動マニュアル」

基本行動マニュアル

出沒場所	市街地周辺	農耕地	森林地帯
＜全段階共通＞ 段階	対 【情報収集及び広報】 ○現地調査 応 ○情報提供（関係機関、住民、報道機関）		
+			
＜段階0＞ ヒグマの行動形態 人間を恐れて避ける	対 【人身被害防止の措置】 ○注意喚起看板の設置 ○誘因物の除去 応 ○周辺施設の閉鎖を検討	対 【人身被害防止の措置】 ○注意喚起看板の設置 ○農作物を除く誘因物の除去 ○農業従事者の安全確保	対 【人身被害防止の措置】 ○注意喚起看板の設置 ○人為的な誘因物の除去 ○入林・入山の見合わせにつ いて呼びかけ
+			
＜段階1＞ ヒグマの行動形態 ・人家付近、農地に頻繁出 没 ・人間を恐れず避けない ・人前に度々姿を見せる	対 【人身被害防止の措置】 ○誘因物の除去を徹底 ○周辺施設の閉鎖 応 【見回り（パトロール）の実施】 【追い払いの実施】 ○必要に応じて追い払いの実施 ○出沒が継続し地域住民の生活に支障のある場合等は捕獲 応 【対象個体への忌避学習等】 ○電気牧柵の設置（ヒグマを寄せ付けない対策の強化として実施） ○措置を講じても出沒が継続する場合は捕獲	対 【農業被害防止の措置】 ○農業系廃棄物の除去 ○農作物の早期収穫 ○電柵等の取除等の実施	対 【人身被害防止の措置】 ○注意喚起看板の設置 ○人為的な誘因物の除去 ○入林・入山の規制
+			
＜段階2＞ ヒグマの行動形態 ・生ごみや廃棄物につく ・農作物・家畜等を食害	対 【対象個体の捕獲】 応 ○箱わなの設置		
+			
＜段階3＞ ヒグマの行動形態 ・食べ物をねだる ・人間につきまとう ・人間を攻撃する	対 【対象個体の確実な捕獲】 応 ○箱わなの設置 ○銃器による捕獲（多人数を動員した山狩り等）		

※原則として、当該段階の対応に加え、前段階までの対応も行う。
 （例：段階2の場合は、段階0と段階1の対応も併せて行う。）

※農業被害防止の措置については、農政部と連携して行う。

(注) 旭川市の資料による。

事例No.17

<p>件名</p>	<p>ヒグマ出没時の対応マニュアル</p>	<p>市町村名</p>	<p>下川町</p>
<p>取組内容</p>	<p>下川町は、近年、市街地周辺や市街地の公園等にヒグマが出没するケースが増えていることなどから、平成27年4月に「ヒグマ出没時の対応マニュアル」を作成している。</p> <p>同町は、このマニュアルについて、具体的に自分の町で何ができるかを記載することで、町や警察・猟友会の担当者が交代しても、対応内容の判断がしやすくなるよう意識して作成したとしている。</p> <p>このマニュアルでは、町内を、i) 住宅地等、ii) 農耕地、iii) 森林地帯・住民無の三つに区分し、それぞれの対応方針を定めている。同町は、農耕地や森林地帯であっても、時期によってはイベントの開催等により人が集まることもあることから、実際にヒグマの出没対応を行うに当たっては、担当者の判断により住宅地と同様の対応を行うなど、その時の現場の状況に合わせ、臨機応変に対応することとしている。また、このマニュアル内に銃猟禁止エリアを図示した航空写真を掲載することで、現場の発砲判断をしやすいよう工夫している。</p> <p>なお、同町は、毎年4月に町、警察及び地元の猟友会により開催するヒグマ対策の打合せの場において、このマニュアルの内容を確認し、必要に応じて修正を行っており、これにより、緊急時の連携が円滑になったとしている。</p>		
<p>備考</p>	<p>【参考】 銃猟禁止想定エリア</p> <div data-bbox="395 1330 1353 1906" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">銃猟禁止想定エリア ①下川市街地</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">1:20000</p> </div> <p>(注) 下川町の資料による。</p>		